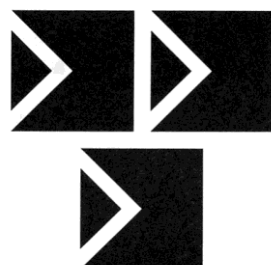


習志野市地域防災計画

資 料 編



令和 7 年 4 月修正

習志野市防災会議

目 次

資 料 編

1. 防災会議・災害対策本部等	1
1-1. 習志野市防災会議条例	1
1-2. 習志野市防災会議委員名簿	3
1-3. 習志野市災害対策本部条例	5
1-4. 習志野市災害対策復旧・復興本部設置要綱	6
2. 情報・報告	8
2-1. 市関連施設一覧	8
2-2. 地区対策支部	15
2-3. 気象情報発表基準	16
2-4. 被害の認定基準	17
3. 消防関係	19
3-1. 習志野市消防協力隊に関する要綱	19
4. 避難場所・避難所	21
4-1. 一時避難場所	21
4-2. 避難所	23
4-3. 福祉避難所	27
4-4. 津波一時避難施設（津波避難ビル）	29
4-5. 帰宅困難者向け一時滞在施設	29
5. 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内 要配慮者利用施設一覧	30
5-1. 土砂災害警戒区域内 要配慮者利用施設	30
6. 自主防災組織関係	32
6-1. 習志野市自主防災組織防災資機材等交付要綱	32
6-2. 自主防災組織一覧	35
7. 防災関連施設	41
7-1. 習志野市防災倉庫資機材等管理要領	41
7-2. 防災倉庫設置場所一覧	43
7-3. ヘリポート臨時離発着場一覧	44
7-4. 緊急輸送道路等	46
7-5. 非常用給水施設一覧	48
8. 地盤災害防止	49
8-1. 習志野市防災地区の指定に関する条例	49
8-2. 土砂災害警戒区域等	52
8-3. 急傾斜地崩壊危険区域	54
9. 災害救助・被災者支援	55
9-1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	55
9-2. 習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例	60
9-3. 習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	64

9-4. 習志野市災害見舞条例	68
9-5. 習志野市災害見舞条例施行規則	70
9-6. り災証明書様式	72
10. 協定	74
10-1. 都市間相互	81
10-2. 給 水	91
10-3. 医 療	98
10-4. 応急工事	117
10-5. 物資等の確保	141
10-6. トイレ対策	174
10-7. 遺体の収容等	202
10-8. 避難所等の確保	211
10-9. 帰宅困難者の受入協力	270
10-10. 情報発信・提供等	288
10-11. 国関係	310
10-12. 消防関係	314
10-13. その他	330
11. 災害派遣	404
11-1. 災害派遣要請依頼書	404
11-2. 部隊撤収要請依頼書	405
11-3. 自衛隊の連絡先	406
12. 医療	407
12-1. 災害拠点病院	407
12-2. 県立病院	408
13. その他	409
13-1. 千葉県が影響を受けた主な地震	409
13-2. 千葉県が影響を受けた主な風水害	414

1. 防災会議・災害対策本部等

1-1. 習志野市防災会議条例

〔 昭和 38 年 10 月 1 日 〕
〔 条 例 第 8 号 〕

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、習志野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（昭 56 条例 20・平 12 条例 7・一部改正）

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1）習志野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（昭 56 条例 20・平 24 条例 18・一部改正）

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 45 人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （2）千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - （3）千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - （4）市長が市の常勤の職員のうちから指名する者
 - （5）教育長
 - （6）消防長及び消防団長
 - （7）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （8）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - （9）その他市長が必要と認めた者
- 6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（昭 56 条例 20・平 24 条例 18・一部改正）

（専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（昭 56 条例 20・一部改正）

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年7月9日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月2日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中習志野市防災会議条例第3条の改正規定及び次項の規定は、平成24年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 施行日において、新たに任命することとなる委員の任期は、第1条の規定による改正後の習志野市防災会議条例第3条第6項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

1-2. 習志野市防災会議委員名簿

(習志野市防災会議条例 第3条)

(令和5年7月1日現在)

番号	区分	役 職 名
-	会長	習志野市長

(指定地方行政機関の職員)

1	1号	関東農政局千葉県拠点地方参事官

(千葉県の職員)

2	2号	千葉県葛南地域振興事務所長
3	2号	千葉県習志野健康福祉センター長
4	2号	千葉県千葉土木事務所長
5	2号	千葉県企業局船橋水道事務所長

(千葉県警察の警察官)

6	3号	千葉県警察習志野警察署長

(市の常勤職員)

7	4号	習志野市副市長
8	4号	習志野市企業管理者
9	4号	習志野市総務部長
10	4号	習志野市政策経営部長
11	4号	習志野市協働経済部長
12	4号	習志野市健康福祉部長
13	4号	習志野市こども部長
14	4号	習志野市都市環境部長
15	4号	習志野市教育委員会学校教育部長
16	4号	習志野市教育委員会生涯学習部長
17	4号	習志野市企業局業務部長
18	4号	習志野市企業局工務部長
19	4号	習志野市危機管理監

(教 育 長)

20	5号	習志野市教育長

(消防長及び消防団長)

21	6号	習志野市消防長
22	6号	習志野市消防団長

(指定公共機関及び指定地方公共機関の職員)

23	7号	日本郵便株式会社 習志野郵便局長
24	7号	東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社 支社長代理
25	7号	東日本電信電話株式会社 千葉事業部 千葉西支店長
26	7号	東日本旅客鉄道株式会社 津田沼営業統括センター所長
27	7号	京成電鉄株式会社 京成津田沼駅長

(自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者)

28	8号	本大久保ホームタウン自治会自主防災会 会長
29	8号	香澄地区自主防災組織連絡協議会 会長
30	8号	前千葉工業大学教授
31	8号	習志野市民生委員児童委員協議会 会長
32	8号	習志野市男女共同参画審議会 委員

(市長が必要と認めた者)

3 3	9 号	公益社団法人習志野市医師会 代表理事
3 4	9 号	習志野市連合町会連絡協議会
3 5	9 号	陸上自衛隊第 1 空挺団第 3 普通科大隊長
3 6	9 号	習志野市議会 議長
3 7	9 号	一般社団法人習志野市歯科医師会 会長
3 8	9 号	一般社団法人習志野市薬剤師会 副会長
3 9	9 号	社会福祉法人習志野市社会福祉協議会 会長
4 0	9 号	一般社団法人千葉県助産師会習志野・八千代・鎌ヶ谷地区部会長
4 1	9 号	習志野防災ネットワーク

1-3. 習志野市災害対策本部条例

〔昭和38年10月1日〕
〔条例第9号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、習志野市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平24条例18・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月2日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1-4. 習志野市災害対策復旧・復興本部設置要綱

(設置)

第1条 習志野市地域防災計画に基づく習志野市災害対策本部の廃止後における、被災者の生活
再建支援、災害復旧及び被災地区の復興を総合的に推進するため、習志野市災害復旧・復興本
部（以下「復旧・復興本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 復旧・復興本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 復旧・復興方針の決定に関すること。
- (2) 復旧・復興事業の計画に関すること。
- (3) 復旧・復興事業の進行管理に関すること。
- (4) 被災者の生活再建支援策の決定に関すること。
- (5) 二次的災害の対策に関すること。
- (6) その他復旧・復興に関し必要なこと。

(組織)

第3条 復旧・復興本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長、企業管理者を、本部員は別表に掲げる職にあ
る者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、復旧・復興本部を統括し、復旧・復興本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職
務を代理する。

(復旧・復興本部会議)

第5条 復旧・復興本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、本
部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明若しくは
意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(班)

第6条 復旧・復興本部に次に掲げる班を置く。

- (1) 公共施設等復旧班
- (2) 市民生活安定対策班

- 2 班は、本部長、副本部長及び別表に掲げる本部員をもって組織する。

- 3 第4条の規定は、班の会議について準用する。この場合において、「復旧・復興本部の会議」
とあるのは「班の会議」と、「本部員」とあるのは「構成員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 復旧・復興本部及び班の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、復旧・復興本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に
定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条）

本部員	公共施設等復旧班	市民生活安定対策班
1 政策経営部長	1 政策経営部長	1 政策経営部長
2 総務部長	2 総務部長	2 総務部長
3 協働経済部長	3 協働経済部長	3 協働経済部長
4 健康福祉部長	4 健康福祉部長	4 健康福祉部長
5 都市環境部長	5 都市環境部長	5 都市環境部長
6 こども部長	6 こども部長	6 危機管理監
7 消防長	7 学校教育部長	
8 学校教育部長	8 生涯学習部長	
9 生涯学習部長	9 危機管理監	
10 企業局業務部長		
11 企業局工務部長		
12 会計管理者		
13 危機管理監		

2. 情報・報告

2-1. 市関連施設一覧

〔市役所関係〕

番号	名 称	所在地	電話
1	市役所	鷺沼 2-1-1	451-1151
2	市役所分室	津田沼 5-12-12 (サンロード津田沼 4, 5, 6 階)	
3	東部連絡所	実籾 5-3-20 (実籾コミュニティホール内)	472-9234
4	西部連絡所	秋津 3-6-3 (新習志野公民館内)	452-1933
5	JR 津田沼駅南口連絡所	谷津 7-6-13 (メゾンアンジェリカ金子 1 階)	403-0343
6	消費生活センター	津田沼 5-12-12 (サンロード津田沼 4 階)	451-6999
7	市民協働インフォメーションルーム	津田沼 5-12-12 (サンロード津田沼 5 階)	453-9337
8	男女共同参画センター (ステップならしの)	津田沼 5-12-12 (サンロード津田沼 5 階)	453-9307

〔福祉関係〕

番号	名 称	所在地	電話
1	習志野市社会福祉協議会	秋津 3-4-1 (総合福祉センター内)	452-4161
2	習志野市ボランティア・市民活動センター	秋津 3-4-1	451-7899
3	シルバー人材センター	屋敷 4-6-6 (東部保健福祉センター内)	493-8011
4	養護老人ホーム「白鷺園」	鷺沼 3-6-44	452-2462
5	白鷺園デイ・サービスセンター	鷺沼 3-6-44	452-2462
6	高齢者福祉センター「芙蓉園」	屋敷 4-6-6	476-9596
7	東部デイサービスセンター	屋敷 4-6-6	493-8021
8	障害児通所支援事業所 あじさい療育支援センター	秋津 3-4-1	451-6767
9	ひまわり発達相談センター	秋津 3-5-1	451-2922
10	老人福祉センター「さくらの家」	秋津 3-4-1	451-3566
11	地域福祉センター「いずみの家」	秋津 3-4-1	452-4161
12	障害福祉サービス事業所「花の実園」	秋津 3-4-1	451-3921
13	介護老人福祉施設「セイワ習志野」	秋津 3-5-3	453-1000
14	ケアハウス「ヴィラ清和」	秋津 3-5-3	453-1000
15	介護老人保健施設「ケアセンター習志野」	秋津 3-5-2	453-5111
16	障害福祉サービス事業所「あかね園」	茜浜 3-4-5	452-2715
17	障害福祉サービス事業所「あきつ園」	秋津 3-4-2	451-3315
18	特別養護老人ホーム「習志野偕生園」	新栄 1-10-2	476-5122
19	ケアハウス「グリーンパーク習志野」	新栄 1-10-2	476-5122
20	特別養護老人ホーム「マイホーム習志野」	屋敷 1-1-1	470-1212
21	特別養護老人ホーム「三山園」	船橋市三山 2-3-2	047-476-2885
22	海浜霊園	芝園 3-1-1	451-5445
23	鷺沼霊堂	鷺沼 3-9-6	451-2152
24	ケアハウス習志野	屋敷 1-1-1	470-2223
25	障がい者相談支援事業所「旅人の木」	津田沼 3-17-6 シティハウス津田沼 101	475-7350
26	障がい者相談支援事業所「習志野玲光苑」	屋敷 4-6-6 (東部保健福祉センター内)	411-9616
27	「ゆいまーる習志野」介護老人福祉施設	秋津 3-5-1	453-1002
28	小規模介護老人保健施設「あっとほーむ習志野」	大久保 4-2-11	470-1051
29	特別養護老人ホーム「玲光苑習志野ローズ館」	谷津 3-14-7	407-3600
30	特別養護老人ホーム「サンクレール谷津」	谷津 4-6-10	411-5888
31	谷津高齢者相談センター	谷津 5-16-33 (谷津コミュニティセンター内)	470-3177
32	秋津高齢者相談センター	秋津 3-4-1 (総合福祉センター内)	408-0030
33	津田沼・鷺沼高齢者相談センター	鷺沼 1-2-1 (保健会館 1 階)	408-1600
34	屋敷高齢者相談センター	屋敷 4-6-6 (東部保健福祉センター内)	409-7798
35	東習志野高齢者相談センター	東習志野 2-10-3 (地域交流プラザブレイメン習志野内)	470-0611
36	生活相談支援センター「らいふあつぎ習志野」	津田沼 5-12-12 (サンロード津田沼 6 階)	453-2090

番号	名 称	所在地	電話
37	障害福祉サービス事業所 「希望の虹レインボー学園」	鷺沼台 2-19-30	404-0050

[保育所]

番号	名 称	所在地	電話
1	谷津保育所	谷津 2-20-2	453-3811
2	本大久保第二保育所	本大久保 4-5-1	475-0210
3	秋津保育所	秋津 3-8-1	451-8131
4	谷津南保育所	谷津 3-1-13	451-5165

[こども園]

番号	名 称	所在地	電話
1	東習志野こども園	東習志野 3-4-1	477-0115
2	杉の子こども園	本大久保 2-3-15	472-4255
3	袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦 2-5-3	454-6318
4	大久保こども園	泉町 3-2-1	472-0015
5	新習志野こども園	香澄 4-6-1	451-6299
6	向山こども園	谷津 2-16-36	451-1919
7	藤崎こども園	藤崎 4-20-3	477-3686

[保育関連施設]

番号	名 称	所在地	電話
1	習志野市こどもセンター（鷺沼）	鷺沼 1-8-24	452-3711
2	東習志野こども園こどもセンター	東習志野 3-4-1	477-0840
3	杉の子こども園こどもセンター	本大久保 2-3-15	455-5002
4	袖ヶ浦こども園こどもセンター	袖ヶ浦 2-5-3	408-0582
5	新習志野こども園こどもセンター	香澄 4-6-1	451-3011
6	きらっ子ルームやつ	谷津 5-5-3 ステージ1 1階	475-5544
7	大久保こども園こどもセンター	泉町 3-2-1	478-6690
8	向山こども園こどもセンター	谷津 2-16-36	453-5192
9	藤崎こども園こどもセンター	藤崎 4-20-3	406-3545

[幼稚園]

番号	名 称	所在地	電話
1	谷津幼稚園	谷津 5-1-17	476-0522
2	津田沼幼稚園	津田沼 4-5-1	453-8677
3	屋敷幼稚園	屋敷 2-1-1	475-9531

[教育委員会関係]

番号	名 称	所在地	電話
1	教育委員会事務局	鷺沼 2-1-1	451-1122
2	総合教育センター	東習志野 3-4-4	476-1715
3	学校給食センター	芝園 2-5-2	453-2801

[小学校]

番号	名 称	所在地	電話
1	津田沼小学校	津田沼 4-5-2	454-1326
2	大久保小学校	藤崎 6-9-28	474-1346
3	谷津小学校	谷津 5-1-32	477-8282
4	鷺沼小学校	鷺沼 3-1-1	454-1236
5	実籾小学校	実籾 1-25-1	474-1266
6	大久保東小学校	大久保 2-12-1	477-8181
7	袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦 1-1-1	451-2423
8	東習志野小学校	東習志野 3-4-2	477-8484
9	袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦 5-11-1	451-2233
10	屋敷小学校	屋敷 2-1-1	476-4679
11	藤崎小学校	藤崎 4-12-1	472-4509
12	実花小学校	東習志野 6-7-2	477-3685
13	向山小学校	谷津 2-16-32	451-1717
14	秋津小学校	秋津 3-1-1	451-8111

番号	名 称	所在地	電話
15	香澄小学校	香澄 4-6-1	451-6399
16	谷津南小学校	谷津 3-1-36	453-1221

[中学校]

番号	名 称	所在地	電話
1	第一中学校	奏の杜 1-13-1	472-6165
2	第二中学校	実籾 1-44-1	472-5241
3	第三中学校	袖ヶ浦 4-3-1	452-0330
4	第四中学校	東習志野 3-4-3	477-2727
5	第五中学校	藤崎 2-3-16	477-6622
6	第六中学校	屋敷 2-17-7	477-6633
7	第七中学校	香澄 6-1-1	451-8151

[高等学校]

番号	名 称	所在地	電話
1	習志野高等学校	東習志野 1-2-1	472-2148

[県・私立学校、私立幼稚園・保育所等]

番号	名 称	所在地	電話
1	千葉工業大学（津田沼校舎）	津田沼 2-17-1	475-2111
2	千葉工業大学（新習志野校舎）	芝園 2-1-1	454-9754
3	日本大学生産工学部（津田沼校舎）	泉町 1-2-1	474-2201
4	日本大学生産工学部（実籾校舎）	新栄 2-11-1	474-2801
5	県立津田沼高等学校	秋津 5-9-1	451-1177
6	県立実籾高等学校	実籾本郷 22-1	479-1144
7	東邦大学付属東邦中学校・高等学校	泉町 2-1-37	472-8191
8	みのりつくしこども園	藤崎 6-6-13	411-5206
9	ブレーメン実花こども園	東習志野 6-7-2	477-4141
10	青葉幼稚園	津田沼 3-15-20	473-2747
11	第一くるみ幼稚園	谷津 5-20-5	472-0457
12	習志野みのり幼稚園	藤崎 6-20-22	475-2618
13	みもみ幼稚園	実籾 3-13-15	473-4724
14	ホーリネス幼稚園	東習志野 6-10-5	475-8217
15	かすみ保育園	香澄 4-1-1	408-1170
16	若松すずみ保育園	東習志野 2-13-2	472-3896
17	明德そでの保育園	鷺沼 1-14-16	453-2207
18	アスクかなでのもり保育園	奏の杜 2-1-1（フォルテ 2 階）	403-0138
19	アスクかなでのもり第二保育園	奏の杜 1-3-31	471-0250
20	キッズガーデン奏の杜園	奏の杜 2-19-5	481-8885
21	谷津みのり保育園	谷津 2-5-6	411-9600
22	そらまめ保育園かなでの杜	奏の杜 3-14-9	455-8366
23	ブレーメン津田沼保育園	津田沼 2-9-1	406-4433
24	菊田みのり保育園	津田沼 4-6-6	406-3434
25	C00 本大久保保育園	本大久保 4-1-4	493-1602
26	京進のほいくえん HOPPA 津田沼ザ・タワー	谷津 1-15-22 津田沼ザ・タワー 2 階	406-3582
27	そらまめ保育園津田沼駅前	谷津 7-8-1 アーバンビル 3～5 階	455-3674
28	実籾保育園	実籾 5-11-21	0120-921-909
29	クニナ奏の杜保育園	奏の杜 3-10-7	406-3490
30	ひまわり保育園 2nd	大久保 1-20-19 エスタシオ 1 階	473-7201
31	ひまわり保育園 3rd	本大久保 4-12-3-B パステール習志野	411-8299
32	サンライズキッズ保育園津田沼園	津田沼 4-11-11 小倉第一ビル 1 階	050-5807-2211
33	サンライズキッズ保育園奏の杜園	奏の杜 1-12-13 フローレンス奏の杜 1 階	050-5807-2213
34	ひまわり保育園	大久保 1-21-14 琴富ビル 2 階 C 号室	403-4649
35	サンライズキッズ保育園谷津園	谷津 6-15-1 グラシア津田沼Ⅱ 1 階	050-5807-2280
36	杜の子保育園	奏の杜 2-17-10 West 奏の杜 1 階	411-5450
37	ロゼッタ保育園	秋津 5-5-6	451-6887
38	ポピンズナーサリースクール イオンモール津田沼	津田沼 1-23-1 イオンモール津田沼 3 階	455-6304
39	スマイスセレソンスポーツ保育園谷津	谷津 5-4-8 京成谷津駅前ビル	080-7524-5894

番号	名 称	所在地	電話
40	ひまわり保育園 Sola	谷津 6-16-19 スマートプラン津田沼ツインビルB棟1階	409-3162
41	やひろ学園	大久保 4-10-12	477-7871
42	リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園	茜浜 2-2-1 ミスターマックス新習志野ショッピングセンター内	411-5021
43	キッズガーデン津田沼園	谷津 2-9-18	481-8288
44	青葉保育園	津田沼 3-14-17	406-3633
45	大久保みのり保育園	大久保 2-7-7	409-8845
46	藤崎みつぼし保育園	藤崎 3-2-19	411-7077

[社会教育施設]

番号	名 称	所在地	電話
1	中央公民館	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	455-3517
2	菊田公民館	津田沼 7-9-20	452-7711
3	実花公民館	東習志野 6-7-2	477-8899
4	袖ヶ浦公民館	袖ヶ浦 2-5-1	451-6776
5	谷津公民館	谷津 4-7-10	452-1509
6	新習志野公民館	秋津 3-6-3	453-3400
7	中央図書館	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	455-3516
8	東習志野図書館	東習志野 3-1-20 (東習志野コミュニティセンター内)	473-2011
9	新習志野図書館	秋津 3-6-3	453-3399
10	谷津図書館	谷津 5-16-33 (谷津コミュニティセンター内)	471-2072
11	埋蔵文化財調査室	本大久保 4-9-1	453-9382
12	青少年センター	鷺沼 2-1-1 (市役所 2 階)	452-0919
13	谷津コミュニティセンター	谷津 5-16-33	471-2071
14	東習志野コミュニティセンター	東習志野 3-1-20	475-9901
15	旧大沢家住宅	藤崎 1-14-43 (森林公園内)	477-4600
16	旧鶴田家住宅	実籾 2-24-1 (実籾本郷公園内)	471-0144
17	市民プラザ大久保	大久保 4-2-11	470-8171
18	実籾コミュニティホール	実籾 5-3-20	455-6500

[スポーツ施設]

番号	名 称	所在地	電話
1	中央公園野球場	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	476-3213
2	秋津公園多目的広場	秋津 3-7 (秋津総合運動公園内)	451-5661
3	第一カッターフィールド(秋津サッカー場)	秋津 3-7-3 (秋津総合運動公園内)	451-5661
4	第一カッター球場	秋津 3-7-2 (秋津総合運動公園内)	451-5661
5	袖ヶ浦テニスコート	袖ヶ浦 5-1-1	452-4380
6	実籾テニスコート	実籾 6-29-1	477-9219
7	秋津テニスコート	秋津 5-20-2	452-6155
8	中央公園パークゴルフ場	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	476-3213
9	茜浜パークゴルフ場	茜浜 3-5-1 (茜浜緑地内)	453-7666
10	袖ヶ浦体育館	袖ヶ浦 5-1-1	452-4380
11	東部体育館	東習志野 3-4-5	493-7900
12	茜浜近隣公園	茜浜 1-3	452-4380
13	袖ヶ浦少年サッカー場	袖ヶ浦 5-2	452-4380
14	千葉県国際総合水泳場 (県所管)	茜浜 2-3-3	451-1555
15	習志野市文化スポーツ振興財団	袖ヶ浦 5-1-1	452-4380
16	芝園テニスコート、フットサル場	芝園 1-3-2 (芝園公園内)	451-0280

[文化施設]

番号	名 称	所在地	電話
1	習志野市民ホール	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	476-3213
2	習志野文化ホール (休館中)	谷津 1-16-1	479-1212

[市外地施設]

番号	名 称	所在地	電話
1	鹿野山少年自然の家	君津市鹿野山常緑平 731	0439-37-2197
2	富士吉田青年の家	富士吉田市上吉田 4443	0555-23-6853
3	富士吉田体育館	富士吉田市上吉田 4443	0555-23-6853

〔保健施設〕

番号	名 称	所在地	電話
1	保健会館・急病診療所	鷺沼 1-2-1	453-2922 451-4205
2	保健会館別館休日急病歯科診療所	鷺沼 1-2-1	451-4100
3	谷津ヘルスステーション	谷津 5-16-33（谷津コミュニティセンター内）	479-0066
4	秋津ヘルスステーション	秋津 3-4-1（総合福祉センター内）	453-2966
5	津田沼・鷺沼ヘルスステーション	鷺沼 2-1-1（健康支援課）	453-2967
6	屋敷ヘルスステーション	屋敷 4-6-6（東部保健福祉センター内）	478-3330
7	東習志野ヘルスステーション	東習志野 2-10-3 （地域交流プラザブレイメン習志野内）	476-1662
8	習志野保健所（習志野健康福祉センター）	本大久保 5-7-14	475-5151

〔救急指定医療機関〕

番号	名 称	所在地	電話
1	千葉県済生会習志野病院	泉町 1-1-1	473-1281
2	習志野第一病院	津田沼 5-5-25	454-1511
3	津田沼中央総合病院	谷津 1-9-17	476-5111
4	谷津保健病院	谷津 4-6-16	451-6000

〔清掃関係〕

番号	名 称	所在地	電話
1	クリーンセンタークリーン推進課（芝園清掃工場）	芝園 3-2-1	453-5577
2	クリーンセンター業務課	芝園 3-2-1	453-5374
3	習志野市リサイクルプラザ	芝園 3-2-2	453-0530

〔消防関係〕

番号	名 称	所在地	電話
1	消防本部・中央消防署	鷺沼 2-1-43	452-1212
2	中央消防署 谷津奏の杜出張所	奏の杜 2-13-1	409-2310
3	中央消防署 秋津出張所	秋津 3-7-1	451-1101
4	東消防署	東習志野 2-2-15	472-1498
5	東消防署 藤崎出張所	藤崎 6-20-11	473-3441
6	第1分団詰所	谷津 2-5-12	
7	第2分団詰所	津田沼 4-6-9	
8	第3分団詰所	鷺沼 3-8-6	
9	第4分団詰所	藤崎 2-19-13	
10	第5分団詰所	大久保 4-2-11	
11	第6分団詰所	津田沼 1-23-2	
12	第7分団詰所	実籾 2-12-44	
13	第8分団詰所	屋敷 3-12-19	

〔公園関係〕

番号	名 称	所在地	電話
1	香澄公園管理事務所	香澄 5-16-1	454-1823
2	谷津バラ園	谷津 3-1-14	453-3772
3	谷津干潟自然観察センター	秋津 5-1-1	454-8416

〔企業局関係〕

番号	名 称	所在地	電話
1	習志野市企業局（市営ガス・市営水道・下水道）	藤崎 1-1-13	475-3321
2	津田沼浄化センター	芝園 3-3-1	451-2291
3	泉町第1給水場	泉町 2-4-12	

番号	名 称	所在地	電話
4	藤崎ガス供給所・第2給水場	藤崎 1-1-13	
5	東習志野ガス供給所	東習志野 6-18-4	
6	第4給水場	泉町 3-8	
7	茜浜ガス供給所	茜浜 3-1	
8	(株) 習志野ガス設備工業	袖ヶ浦 3-5-3-2	454-0025
9	習志野ガス大久保センター (株)	本大久保 2-10-25	474-1426

[郵便局]

番号	名 称	所在地	電話
1	習志野郵便局	津田沼 2-5-1	475-1711
2	習志野谷津郵便局	谷津 4-3-10	452-4483
3	習志野津田沼郵便局	津田沼 5-13-48	452-4481
4	津田沼南口郵便局	奏の杜 1-2-8	478-5566
5	習志野袖ヶ浦郵便局	袖ヶ浦 3-5-3	452-4486
6	習志野藤崎郵便局	藤崎 6-15-10	475-4487
7	習志野大久保郵便局	本大久保 2-7-23	475-4485
8	習志野大久保東郵便局	大久保 2-4-3	403-0013
9	習志野実籾郵便局	東習志野 3-1-27	475-4484
10	東習志野郵便局	東習志野 6-13-18	476-8070
11	習志野鷺沼台郵便局	鷺沼台 2-11-25	493-3566
12	習志野屋敷郵便局	屋敷 3-12-13	475-1551
13	習志野秋津郵便局	秋津 3-6-2	451-5599
14	習志野さぎ沼一郵便局	鷺沼 1-17-18	451-8186

[警察署・交番]

番号	名 称	所在地	電話
1	習志野警察署	鷺沼台 2-4-1	474-0110
2	谷津交番	谷津 4-6-22	451-2101
3	津田沼駅前交番	谷津 7-8-26	479-3821
4	袖ヶ浦交番	袖ヶ浦 3-5-2	451-2102
5	京成大久保駅前交番	本大久保 5-1-5	479-3820
6	実籾交番	東習志野 2-1-2	477-8998
7	藤崎交番	藤崎 2-19-13	476-6090
8	京成津田沼駅前交番	津田沼 5-12	451-9994
9	秋津交番	秋津 3-6	452-7200

[交通、電気、通信関係]

番号	名 称	所在地	電話
1	J R 津田沼駅	津田沼 1-1-1	472-3065
2	J R 新習志野駅	茜浜 2-1-1	452-1384
3	京成谷津駅	谷津 5-4-5	476-8834
4	京成津田沼駅	津田沼 3-1-1	478-1414
5	京成大久保駅	本大久保 3-10-1	478-4646
6	京成実籾駅	実籾 1-1-1	478-4747
7	京成電鉄新津田沼駅	津田沼 1-10-35	475-1171
8	京成バス (株) 新都心営業所	芝園 2-7-3	453-1581
9	東京電力パワーグリッド (株) 京葉支社		0120-99-5007
10	N T T 116 センター		0120-878-116
11	(株) ジェイコム千葉 J:COM YY 船橋習志野 (YY 船橋習志野局)	船橋市浜町 2-1-1 ららぽーと三井ビルディング 12 階	0120-914-000

[その他]

番号	名 称	所在地	電話
1	千葉県防災危機管理部防災対策課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2175
2	千葉県葛南地域振興事務所	船橋市本町 1-3-1 フェイス 7 階	047-424-8281
3	千葉県千葉土木事務所	千葉市中央区出洲港 11-1	043-242-6101
4	千葉県葛南港湾事務所	船橋市浜町 2-5	047-433-1876
5	千葉県企業局船橋水道事務所	船橋市高瀬町 62-12	047-433-2514

番号	名 称	所在地	電話
6	陸上自衛隊第1空挺団	船橋市薬円台 3-20-1	047-466-2141
7	習志野市開発公社	秋津 3-7-1	454-1201
8	習志野市文化スポーツ振興財団	袖ヶ浦 5-1-1	452-4380
9	習志野商工会議所	津田沼 4-11-14	452-6700
10	J A 千葉みらい習志野支店	津田沼 5-13-3	454-0191
11	実籾霊園	実籾本郷 15-13	475-5441
12	四市複合事務組合「馬込斎場」	船橋市馬込町 1102-1	047-438-1151
13	四市複合事務組合「しおかぜホール茜浜」	茜浜 3-7-6	409-9270
14	千葉西税務署	千葉市花見川区武石町 1-520	043-274-2111
15	幕張年金事務所	千葉市花見川区幕張本郷 1-4-20	043-212-8621
16	ハローワーク船橋（第一庁舎）	船橋市湊町 2-10-17	431-8287
17	ハローワーク船橋（第二庁舎）	船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 ビル	420-8609
18	ふるさとハローワークならしの	津田沼 5-12-12（サンロード津田沼 4 階）	408-0055
19	千葉西県税事務所	千葉市美浜区真砂 4-1-4	043-279-7111
20	国土交通省千葉国道事務所船橋出張所	船橋市東船橋 5-2-1	424-5699
21	葛南土木事務所	船橋市浜町 2-5-1	433-2421
22	地域交流プラザ「ブレーメン習志野」	東習志野 2-10-3	470-5511
23	千葉銀行津田沼支店	津田沼 5-12-4	452-2111

2-2. 地区対策支部

■役割：16か所の市立小学校の校舎内等に設置され、地区内における情報の収集や災害対策本部からの情報を地域住民へ発信する情報拠点である。

習志野市地域防災計画「第3章 第1節 災害応急活動体制の確立」に基づく。

■設置場所一覧

地区対策支部の名称	設置場所（校舎内の場所）	担当する避難所
実花地区対策支部	実花小学校（1F 職員室）	実花小学校
		習志野高等学校
東習志野地区対策支部	東習志野小学校（1F 職員室）	東習志野小学校
		第四中学校
		東部体育館
実籾地区対策支部	実籾小学校（1F 和室）	実籾小学校
		県立実籾高等学校
屋敷地区対策支部	屋敷小学校（2F 視聴覚室）	屋敷小学校
		第六中学校
大久保東地区対策支部	大久保東小学校（1F 職員室）	大久保東小学校
		第二中学校
大久保地区対策支部	大久保小学校（1F 大会議室）	大久保小学校
藤崎地区対策支部	藤崎小学校（1F 職員室）	藤崎小学校
		第五中学校
鷺沼地区対策支部	鷺沼小学校（1F 職員室）	鷺沼小学校
津田沼地区対策支部	津田沼小学校（1F 会議室）	津田沼小学校
谷津地区対策支部	谷津小学校（本校舎2F ミーティング室）	谷津小学校
		第一中学校
向山地区対策支部	向山小学校（1F 職員室）	向山小学校
谷津南地区対策支部	谷津南小学校（2F 相談室）	谷津南小学校
袖ヶ浦西地区対策支部	袖ヶ浦西小学校（1F 会議室）	袖ヶ浦西小学校
袖ヶ浦東地区対策支部	袖ヶ浦東小学校（1F 音楽室）	袖ヶ浦東小学校
		第三中学校
秋津地区対策支部	秋津小学校（2F 会議室）	秋津小学校
		県立津田沼高等学校
香澄地区対策支部	香澄小学校（2F 会議室）	香澄小学校
		第七中学校

2-3. 気象情報発表基準

■警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署：銚子地方気象台

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	17	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	128	
	洪水		流域雨量指数基準	菊田川流域＝7.7	
			複合基準（※1）	菊田川流域＝（6, 7）	
	暴風		平均風速	陸上	20m/ s
				海上	25m/ s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/ s 雪を伴う
				海上	25m/ s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 c m	
波浪		有義波高	3.0m		
高潮		潮位	3.8m		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	8	
			土壌雨量指数基準	103	
	洪水		流域雨量指数基準	菊田川流域＝3.9	
			複合基準（※1）	菊田川流域＝（5, 3.1）	
	強風		平均風速	陸上	13m/ s
				海上	13m/ s
	風雪		平均風速	陸上	13m/ s 雪を伴う
				海上	13m/ s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 c m	
	波浪		有義波高	1.5m	
	高潮		潮位	1.8m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧		視程	陸上	100m
				海上	500m
	乾燥		最少湿度 30%で、実効湿度 60%		
	低温		夏季（最低気温）	銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続	
			冬季（最低気温）	銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下	
霜		晩霜期に最低気温 4℃以下			
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm	

※1：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

2-4. 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみとする。
	公建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
り災世帯		1 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
り災者		り災世帯の構成員とする。
道路被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。

区分	被害項目	認定基準
その他被害	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に 規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック 石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失 埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

注：千葉県「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

3. 消防関係

3-1. 習志野市消防協力隊に関する要綱

平成25年5月31日
告示第179号

(目的)

第1条 この要綱は、習志野市内において、大災害が発生した場合に、被害の拡大防止及び軽減を図り、もって市民の生命及び財産を保護するため、習志野市消防本部(以下「消防本部」という。)及び習志野市消防団(以下「消防団」という。)と協力し、組織的に活動する習志野市消防協力隊(以下「協力隊」という。)について必要な事項を定め、市民の安全で安心な暮らしの保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大災害 地震、津波、風水害、大規模火災、電車事故、航空機事故等の大規模な災害をいう。
- (2) 協力隊員 協力隊を構成する者をいう。

(協力隊員の要件)

第3条 協力隊員の要件は、消防団を経験した者であって、本市に住所又は勤務先を有するものであることとする。ただし、隊長が特に認める場合はこの限りでない。

(協力隊員の構成)

第4条 協力隊員は、隊長1名、副隊長8名及び隊員をもって構成する。

- 2 協力隊に顧問を置くことができる。
- 3 顧問は、隊長を経験した者とし、協力隊の運営に協力する。
- 4 顧問は、隊員としての活動に参加することができる。
- 5 隊長、副隊長及び顧問を役員とする。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協力隊員の移植)

第6条 協力隊員は、市長が委嘱する。

(会議)

第7条 協力隊の会議は、第4条第5項の役員で構成する役員会議とする。

- 2 役員会議の議長は、隊長がこれに当たる。
- 3 役員会議は、定例役員会議と臨時役員会議とし、定例役員会議は年4回開催し、臨時役員会議は隊長が必要と認めた場合に開催する。
- 4 役員会議は、協力隊に関し、次に掲げる事項を議決又は審議する。
 - (1) 事業計画に関すること。
 - (2) 組織運営に関すること。
 - (3) 要綱の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他必要な事項

(協力隊の出動)

第8条 協力隊は、大災害が発生した場合において、市長の要請によって出動する。

- 2 協力隊は、前項に規定する出動のほか、市長、消防長又は消防団長の依頼に基づく諸行事等に参加又は出席することができる。

(協力隊の業務及び指揮命令)

第9条 協力隊は、大災害に出動した場合、消防本部及び消防団に協力し、災害活動に関する業務を処理する。

- 2 隊長は協力隊を総理する。隊長に事故あるときは、隊長があらかじめ指名した隊員がその業務を行う。
- 3 副隊長は隊長を補佐し、隊員への指揮伝達を図る。
- 4 隊員は、隊長の指揮の下に行動する。

(傷害補償)

第10条 協力隊は、隊員が第8条の規定により出動、参加又は出席した場合に受けた傷害の補償を別に定めるところにより行う。

(服装、装備品などの貸与)

第11条 隊員の服装は、作業服、防寒衣、編上靴、ヘルメット、帽子その他安全上必要なものとし、これらを隊員各自で保管する。

- 2 装備品は、のこぎり、パール、スコップ及びこれを搬送する袋とし、これらを隊員各自で保管する。
- 3 その他安全上必要な装備品及び消火用又は救助用資機材等を装備し、これらを各隊員が保管し、又は消防本部若しくは消防団で保管する。
- 4 前3項に規定する装備品等は、消防本部で貸与する。

(庶務)

第12条 消防協力隊の事務は、消防本部総務課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年6月1日から施行する。

(顧問の資格の特例)

- 2 この告示の施行の日以後最初に置かれる顧問については、第4条第3項の規定にかかわらず、隊長を経験した者であることを要しない。

4. 避難場所・避難所

4-1. 一時避難場所

■定義：地域において災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合に、延焼火災などから身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する場所（屋外）である。

■基準：習志野市地域防災計画「第2章 第10節 避難体制の整備」に基づく。

No.	名 称	所 在 地	電話番号	面積 (㎡)	収容 人員※1	災害種別による 避難の適否の目安※2			
						地震	火災	津波	液状化
1	第一中学校	奏の杜 1-13-1	472-6165	31,000	31,000	○	○	○	○
2	谷津小学校	谷津 5-1-32	477-8282	13,427	13,427	○	○	○	○
3	向山小学校	谷津 2-16-32	451-1717	15,219	15,219	○	○	○	○
4	谷津南小学校	谷津 3-1-36	453-1221	24,500	24,500	○	○	×	△
5	谷津奏の杜公園	奏の杜 2-12	451-1151	22,000	22,000	○	○	○	○
6	袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦 1-1-1	451-2423	19,838	19,838	○	○	×	△
7	袖ヶ浦西近隣公園	袖ヶ浦 2-5	451-1151	22,225	22,225	○	○	×	△
8	第三中学校	袖ヶ浦 4-3-1	452-0330	29,708	29,708	○	○	×	△
9	袖ヶ浦運動公園	袖ヶ浦 5-1	451-1151	32,946	32,946	○	○	×	△
10	袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦 5-11-1	451-2233	18,883	18,883	○	○	×	△
11	津田沼小学校	津田沼 4-5-2	454-1326	17,120	17,120	○	○	○	○
12	千葉工業大学 津田沼校舎	津田沼 2-17-1	475-2111	19,500	19,500	○	○	○	○
13	市役所駐車場	鷺沼 2-1	451-1151	9,910	9,910	○	○	○	○
14	鷺沼小学校	鷺沼 3-1-1	454-1236	12,926	12,926	○	○	○	○
15	鷺沼台3丁目公園	鷺沼台 3-5	451-1151	1,405	1,405	○	○	○	○
16	梅林園	鷺沼台 4-4	451-1151	7,348	7,348	○	○	○	○
17	第五中学校	藤崎 2-3-16	477-6622	23,438	23,438	○	○	○	○
18	子安神社	藤崎 1-4	—	3,239	3,239	○	○	○	○
19	藤崎森林公園	藤崎 7-14	451-1151	15,854	15,854	○	○	○	○
20	かもめ公園	藤崎 6-5	451-1151	3,173	3,173	○	○	○	○
21	藤崎小学校	藤崎 4-12-1	472-4509	20,520	20,520	○	○	○	○
22	大久保小学校	藤崎 6-9-28	474-1346	14,992	14,992	○	○	○	○
23	富士見公園及び本大久保二丁目二号公園	本大久保 2-3 本大久保 2-4	451-1151	4,702	4,702	○	○	○	○
24	大久保東小学校	大久保 2-12-1	477-8181	14,545	14,545	○	○	○	○
25	日本大学生産工学部 津田沼校舎	泉町 1-2-1	474-2201	28,163	28,163	○	○	○	○
26	東邦大学付属 東邦中学校高等学校	泉町 2-1-37	472-8191	50,949	50,949	○	○	○	○
27	中央公園	本大久保 3-12	451-1151	45,459	45,459	○	○	○	△
28	屋敷小学校	屋敷 2-1-1	476-4679	18,143	18,143	○	○	○	△
29	第六中学校	屋敷 2-17-7	477-6633	30,746	30,746	○	○	○	△

No.	名 称	所 在 地	電話番号	面積 (㎡)	収容 人員※1	災害種別による 避難の適否の目安※2			
						地震	火災	津波	液状化
30	県立実籾高等学校	実籾本郷 22-1	479-1144	43,653	43,653	○	○	○	○
31	日本大学生産工学部 実籾校舎	新栄 2-11-1	474-2801	29,561	29,561	○	○	○	○
32	第二中学校	実籾 1-44-1	472-5241	25,750	25,750	○	○	○	○
33	実籾小学校	実籾 1-25-1	474-1266	11,683	11,683	○	○	○	○
34	東習志野小学校	東習志野 3-4-2	477-8484	27,358	27,358	○	○	○	○
35	第四中学校	東習志野 3-4-3	477-2727	33,853	33,853	○	○	○	○
36	習志野高等学校	東習志野 1-2-1	472-2148	57,373	57,373	○	○	○	○
37	実花小学校	東習志野 6-7-2	477-3685	25,929	25,929	○	○	○	○
38	東習志野 ふれあい広場	東習志野 8-30	451-1151	8,999	8,999	○	○	○	○
39	習志野高等学校 第二グラウンド	東習志野 7-6-3	472-2148	19,650	19,650	○	○	○	○
40	県立津田沼高等学校	秋津 5-9-1	451-1177	49,321	49,321	○	○	×	△
41	秋津小学校	秋津 3-1-1	451-8111	30,442	30,442	○	○	×	△
42	秋津総合運動公園	秋津 3-7	451-1151	117,721	117,721	○	○	×	△
43	千葉工業大学 茜浜運動施設	茜浜 3-4	454-9754	47,200	47,200	○	○	×	△
44	習志野市海浜公園	芝園 3-1	451-1151	23,601	23,601	○	○	×	△
45	千葉工業大学 新習志野校舎	芝園 2-1-1	454-9754	41,700	41,700	○	○	×	△
46	第七中学校	香澄 6-1-1	451-8151	37,235	37,235	○	○	×	△
47	香澄小学校	香澄 4-6-1	451-6399	28,798	28,798	○	○	×	△

※1 収容人員は、1平方メートルあたり1人として算出している。

※2 災害種別による避難の適否の目安は次のとおり分類する。なお、災害発生時の状況により変わるため、あくまでも目安として、あらかじめ複数の場所を把握しておく必要がある。

【○：避難に適している、△：状況により、避難に適している、×：避難に適していない】

4-2. 避難所

① 第一避難所

■定義：大規模災害が発生した時に、優先的に避難所として開放する施設である。

■基準：習志野市地域防災計画「第2章 第10節 避難体制の整備」に基づく。

No.	名 称	所 在 地	電話番号	F A X	避難施設 ※1	面積 (㎡)	収容 人員※2	災害種別に応じた指定 ※3			
								地震	津波 (高潮)	水害	土砂
1	津田沼小学校	津田沼 4-5-2	454-1326	454-1327	体育館	1,154	690	○	○	○	○
2	大久保小学校	藤崎 6-9-28	474-1346	474-1347	体育館	875	530	○	○	○	○
3	谷津小学校	谷津 5-1-32	477-8282	477-8281	体育館	1,023	620	○	○	○	○
4	鷺沼小学校	鷺沼 3-1-1	454-1236	454-1237	体育館	855	510	○	○	○	○
5	実籾小学校	実籾 1-25-1	474-1266	474-1267	体育館	835	500	○	○	○	○
6	大久保東小学校	大久保 2-12-1	477-8181	477-8182	体育館	824	490	○	○	○	○
7	袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦 1-1-1	451-2423	451-2424	体育館	802	480	○	△	△	○
8	東習志野小学校	東習志野 3-4-2	477-8484	477-8485	体育館	866	520	○	○	○	○
9	袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦 5-11-1	451-2233	451-2263	体育館	814	490	○	△	△	○
10	屋敷小学校	屋敷 2-1-1	476-4679	476-4686	体育館	814	490	○	○	○	○
11	藤崎小学校	藤崎 4-12-1	472-4509	472-4604	体育館	814	490	○	○	○	△
12	実花小学校	東習志野 6-7-2	477-3685	477-3678	体育館	885	530	○	○	○	○
13	向山小学校	谷津 2-16-32	451-1717	451-1718	体育館	813	490	○	○	○	○
14	秋津小学校	秋津 3-1-1	451-8111	451-8112	体育館	850	510	○	△	△	○
15	香澄小学校	香澄 4-6-1	451-6399	451-6363	体育館	855	510	○	△	△	○
16	谷津南小学校	谷津 3-1-36	453-1221	453-1222	体育館	885	530	○	△	△	○
17	第一中学校	奏の杜 1-13-1	472-6165	472-6166	体育館	1,634	990	○	○	○	○
18	第二中学校	実籾 1-44-1	472-5241	472-5242	体育館	2,720	1,640	○	○	○	○
19	第三中学校	袖ヶ浦 4-3-1	452-0330	452-0324	体育館	1,743	1,050	○	△	△	○
20	第四中学校	東習志野 3-4-3	477-2727	477-2728	体育館	1,753	1,060	○	○	○	○
21	第五中学校	藤崎 2-3-16	477-6622	477-6630	体育館	2,367	1,430	○	○	○	○

No.	名 称	所 在 地	電話番号	F A X	避難施設 ※1	面積 (㎡)	収容 人員※2	災害種別に応じた指定 ※3			
								地震	津波 (高潮)	水害	土砂
22	第六中学校	屋敷 2-17-7	477-6633	477-6658	体育館	2,446	1,480	○	○	○	△
23	第七中学校	香澄 6-1-1	451-8151	451-8150	体育館	2,072	1,250	○	△	△	○
24	習志野高等学校	東習志野 1-2-1	472-2148	471-4581	体育館	4,458	2,700	○	○	○	○
25	東部体育館	東習志野 3-4-5	493-7900	493-7887	体育館	2,912	1,760	○	○	○	○
26	県立津田沼高等学校	秋津 5-9-1	451-1177	454-3242	体育館及び武道場 (練習場の部分のみ)	1,737	1,050	○	△	△	○
27	県立実籾高等学校	実籾本郷 22-1	479-1144	474-5600	体育館及び武道場	2,459	1,490	○	○	○	○

※1 避難施設となる体育館等が、地震や台風等の被害により使用できなくなった場合又は津波、高潮等が予想され、使用することが危険と判断される場合は、校舎等を代替施設として使用する。

※2 収容人員は、3.3平方メートルあたり2人として算出している（※整数第一以下端数は切り捨て）。

※3 災害種別に応じた指定は、災害対策基本法の改正に伴い、災害の状況により避難可能な施設として区分するが、災害の状況を考慮し見合った施設を選定するため、全てを開放（使用可能）するものではない。

② 補助避難所

■定義：第一避難所で収容が困難なとき、又は、避難者の状況に応じて開放する施設である。

■基準：習志野市地域防災計画「第2章 第10節 避難体制の整備」に基づく。

No.	名 称	所 在 地	電話番号	F A X	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員※1	災害種別に応じた指定※2			
								地震	津波 (高潮)	水害	土砂
1	谷津保育所	谷津 2-20-2	453-3811	453-3813	所内	2,201	1,330	○	×	△	○
2	本大久保第二保育所	本大久保 4-5-1	475-0210	475-0219	所内	599	360	○	○	○	○
3	秋津保育所	秋津 3-8-1	451-8131	451-8129	所内	1,270	760	○	△	△	○
4	谷津南保育所	谷津 3-1-13	451-5165	451-5164	所内	1,276	770	○	×	△	○
5	私立 若松すずみ保育園	東習志野 2-13-2	472-3896	472-3895	園舎	1,686	1,020	○	○	○	○
6	私立 明德そでの保育園	鷺沼 1-14-16	453-2207	453-2214	園舎	734	440	○	○	○	○
7	私立 谷津みのり保育園	谷津 2-5-6	411-9600	411-9610	園舎	1061	640	○	○	○	○
8	私立 菊田みのり保育園	津田沼 4-6-6	406-3434	406-3417	園舎	1,618	980	○	○	○	○
9	C00 本大久保保育園	本大久保 4-1-4	493-1602	493-1603	園舎	1,602	970	○	○	○	○
10	谷津幼稚園	谷津 5-1-17	476-0522	476-0522	園舎	1,026	620	○	○	○	○
11	津田沼幼稚園	津田沼 4-5-1	453-8677	453-8677	園舎	1,128	680	○	○	○	○
12	屋敷幼稚園	屋敷 2-1-1	475-9531	475-9531	園舎	1,048	630	○	○	○	○
13	東習志野こども園	東習志野 3-4-1	477-0115	477-0840	園舎	1,106	670	○	○	○	○
14	杉の子こども園	本大久保 2-3-15	472-4255	475-4255	園舎	734	440	○	○	○	○
15	袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦 2-5-3	454-6318	454-6319	園舎	3,100	1,870	○	△	△	○
16	大久保こども園	泉町 3-2-1	472-0015	472-0019	園舎	2,640	1,600	○	○	○	○
17	新習志野こども園	香澄 4-6-1	451-6299	451-6299	園舎	1,099	660	○	△	△	○
18	向山こども園	谷津 2-16-36	451-1919	451-1919	園舎	2,099	1,272	○	○	○	○
19	藤崎こども園	藤崎 4-20-3	477-3686	477-3686	園舎	2,109	1,278	○	○	○	○
20	私立 みのりつくしこども園	藤崎 6-6-13	411-5206	411-4411	園舎	1,518	920	○	○	○	○
21	私立 プレミア実花こども園	東習志野 6-7-2	477-4141	409-0124	園舎	1,497	900	○	○	○	○
22	青葉保育園	津田沼 3-14-17	406-3633	406-3466	園舎	1,267	767	○	○	○	○
23	市民ホール（プラッツ習志野内）	本大久保 3-8-19	476-3213	476-3214	館内	703	420	○	○	○	○

No.	名 称	所 在 地	電話番号	F A X	避難施設	面積 (㎡)	収容 人員※1	災害種別に応じた指定※2			
								地震	津波 (高潮)	水害	土砂
24	菊田公民館※3	津田沼 7-9-20	452-7711	452-7712	館内	1,492	900	○	○	○	○
25	中央公民館（ブラッツ習志野内）※3	本大久保 3-8-19	455-3517	476-3214	館内	1,897	1,140	○	○	○	○
26	実花公民館※3	東習志野 6-7-2	477-8899	477-6357	館内	582	350	○	○	○	○
27	袖ヶ浦公民館※3	袖ヶ浦 2-5-1	451-6776	451-6284	館内	1,211	730	○	△	△	○
28	谷津公民館※3	谷津 4-7-10	452-1509	452-1512	館内	1,023	620	○	△	○	○
29	新習志野公民館※3	秋津 3-6-3	453-3400	452-3090	館内	920	550	○	△	△	○
30	谷津コミュニティセンター※3	谷津 5-16-33	471-2071	471-2078	センター内	927	560	○	○	○	○
31	東習志野コミュニティセンター※3	東習志野 3-1-20	475-9901	477-8738	センター内	1,057	640	○	○	○	○
32	ふじさきふれあいセンター※3	藤崎 2-19	451-1151		センター内 (2 階及び 3 階)	380	230	○	○	○	○
33	袖ヶ浦体育館	袖ヶ浦 5-1-1	452-4380	452-4480	館内	2,409	1,460	○	△	△	○
34	大久保みのり保育園	大久保 2-7-7	409-8845	409-8887	園舎	944	572	○	○	○	○
35	藤崎みつぼし保育園	藤崎 3-2-19	411-7077	411-7308	園舎	1251	758	○	○	○	○

※1 収容人員は、3.3平方メートルあたり2人として算出している（整数第一以下端数は切り捨て）。

※2 災害種別に応じた指定は、災害対策基本法の改正に伴い、災害の状況により避難可能な施設として区分するが、災害の状況を考慮し見合った施設を選定するため、全てを開放（使用可能）するものではない。

※3 当該施設は、必要に応じて福祉避難所としても開設する。

4-3. 福祉避難所

■定義：一般の避難所では生活が困難な避難者（要配慮者等）が避難生活を送る施設である。

（協定締結施設を優先的に開設し、必要に応じて、和室のある公民館等の比較的環境の良い公共施設を開設する。）

■基準：習志野市地域防災計画「第2章 第10節 避難体制の整備」に基づく。

No.	名 称	協定締結先 (管理者)	所在地	電話番号	F A X	災害種別に応じた指定※1			
						地震	津波 (高潮)	水害	土砂
1	地域交流プラザ プレーメン習志野	社会福祉法人 八千代美香会	東習志野 2-10-3	470-5511	470-5512	○	○	○	○
2	特別養護老人ホーム 習志野偕生園	社会福祉法人 旭悠会	新栄 1-10-2	476-5122	476-5147	○	×	△	○
3	特別養護老人ホーム マイホーム習志野	社会福祉法人 慶美会	屋敷 1-1-1	470-2223	470-5255	○	○	○	○
4	セイワ習志野 介護老人福祉施設	社会福祉法人 清和園	秋津 3-5-3	453-1000	453-1021	○	△	△	○
5	介護老人保健施設 ケアセンター習志野	医療法人社団 愛友会	秋津 3-5-2	453-5111	453-5181	○	×	△	○
6	ゆいまーる習志野 介護老人福祉施設	社会福祉法人 清和園	秋津 3-5-1	453-1002	453-1011	○	○	○	○
7	サテライト型小規模 介護老人保健施設 あっとほーむ習志野	医療法人社団 愛友会	大久保 4-2-11	470-1051	470-1052	○	○	○	○
8	養護老人ホーム 白鷺園	社会福祉法人 江戸川豊生会※2	鷺沼 3-6-44	452-2462	452-2461	○	○	○	○
9	老人福祉センター さくらの家 地域福祉センター いずみの家	社会福祉法人 習志野市社会 福祉協議会※2	秋津 3-4-1	451-3566	455-0156	○	○	○	○
10	東部保健福祉センター	社会福祉法人 豊立会※2	屋敷 4-6-6	476-9596	493-8020	○	○	○	○
11	特別養護老人ホーム 玲光苑習志野ローズ館	社会福祉法人 豊立会	谷津 3-14-7	407-3600	407-3628	○	○	○	○
12	障害福祉サービス事 業所あきつ園	社会福祉法人 習愛会	秋津 3-4-2	451-3315	451-3700	○	○	○	○
13	障害福祉サービス事 業所総合福祉センタ ー花の実園	社会福祉法人 習愛会	秋津 3-4-1	451-3921	451-3922	○	○	○	○
14	障害福祉サービス事 業所あかね園	社会福祉法人 あひるの会	茜浜 3-4-5	452-2715	452-2693	○	○	○	△
15	障害福祉サービス事 業所希望の虹レイ ンボー学園	NPO法人 希望の虹	鷺沼台 2-19-30	404-0050	—	○	○	○	○
16	認知症高齢者グル ープホームあかしや	社会福祉法人 康德会	東習志野 3-12-1	475-3030	473-0298	○	○	○	○
17	特別養護老人ホーム サンクレール谷津	社会福祉法人 慶美会	谷津 4-6-10	411-5888	453-3337	○	△	△	○
18	特別養護老人ホーム かがやきの郷福楽園	社会福祉法人 江戸川豊生会※2	東習志野 1-1-20	409-5701	409-5702	○	○	○	○

- ※1 災害種別に応じた指定は、災害対策基本法の改正に伴い、災害の状況により避難可能な施設として区分するが、災害の状況を考慮し見合った施設を選定するため、全てを開放（使用可能）するものではない。
- ※2 指定管理者の基本協定による取り決めによるもの。

4-4. 津波一時避難施設（津波避難ビル）

■定義：東京湾内に津波警報又は大津波警報（特別警報）発表時に自動的に開設する施設である。
（避難者の判断で避難可能）

■基準：習志野市地域防災計画「第2章 第10節 避難体制の整備」に基づく。

No.	名 称	所 在 地	避難場所	標高	面積 (㎡)	収容 人員※1	災害種別に応じた指定			
							地震	津波 (高潮)	水害	土砂
1	津田沼浄化センター管理棟本館	芝園 3-3-1	3 階会議室 及び屋上	3.5m	1,200	1,200		○		
2	芝園清掃工場	芝園 3-2-1	3 階会議室	4.5m	216	216		○		
3	袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦 5-11-1	旧館及び新 館 3 階廊下	2.5m	307	307		○		
4	袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦 1-1-1	中央校舎 3 階廊下	2.5m	105	105		○		
5	秋津小学校	秋津 3-1-1	B 棟 4 階 オープンスペース	3.0m	122	122		○		
6	香澄小学校	香澄 4-6-1	B 棟 3 階廊下	3.5m	114	114		○		
7	谷津南小学校	谷津 3-1-36	教室棟 4 階廊下	2.0m	138	138		○		
8	第三中学校	袖ヶ浦 4-3-1	A・B 棟 3 階廊下	2.5m	192	192		○		
9	第七中学校	香澄 6-1-1	A 棟 4 階廊下	3.0m	162	162		○		

※1 収容人員は、1 平方メートルあたり 1 人として算出している。

4-5. 帰宅困難者向け一時滞在施設

■定義：災害発生時に公共交通機関が運行停止したことにより、帰宅が困難となった者が、一時的
（1 日程度）に滞在するための施設（屋内）である。

■基準：習志野市地域防災計画「第2章 第10節 避難体制の整備」に基づく。

No.	名 称	所 在 地	協定締結先 (管理者)	電話番号	F A X	災害種別に応じた指定			
						地震	津波 (高潮)	水害	土砂
1	千葉工業大学 津田沼校舎	津田沼 2-17-1	学校法人千葉工業大学	478-0208	478-0259	○		○	
2	J R 東日本 ホテルメッツ 津田沼	津田沼 1-1-1	日本ホテル株式会社 (J R 東日本ホテル メッツ津田沼)	473-0007	473-7788	○		○	
3	サンロード津 田沼	津田沼 5-12-12	— (市 契約検査課)	(夜間) 453-4645	—	○		○	
4	東京インテリア 家具幕張店	芝園 1-1-1	株式会社 東京インテリア家具	453-1111	427-1110	○	○	○	

5. 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内 要配慮者利用施設一覧

5-1. 土砂災害警戒区域内 要配慮者利用施設

No.	施設名		所在地	種別
1	藤崎小学校		藤崎4-12-1	学校
2	藤崎第一児童会		藤崎4-12-1	放課後児童会
3	藤崎第二児童会		藤崎4-12-1	放課後児童会
4	マイホーム 習志野	ショートステイ	屋敷1-1-1	介護サービス事業所(短期入所生活介護)
5		デイサービスセンター	屋敷1-1-1	介護サービス事業所(通所介護、認知症対応型通所介護、総合事業1号事業(通所系))
6		特別養護老人ホーム	屋敷1-1-1	介護サービス事業所(介護老人福祉施設)、特別養護老人ホーム
7		医務室	屋敷1-1-1	診療所
8	ケアハウス習志野		屋敷1-1-1	軽費老人ホーム
9	マイプランならしの訪問介護事業所		屋敷1-1-1	介護サービス事業所(訪問介護、総合事業1号事業(訪問介護))
10	第六中学校		屋敷2-17-7	学校
11	グループホーム大久保		屋敷3-1-12	介護サービス事業所(認知症対応型共同生活介護)、認知症対応型共同生活介護
12	デイサービス大久保		屋敷3-1-12	介護サービス事業所(通所介護、総合事業1号事業(通所系))
13	らくらくホーム大久保		屋敷3-1-12	住宅型有料老人ホーム
14	みらいつむぎ谷津保育園		谷津5-4-8 ラムサール谷津 積産ビル2階	小規模保育施設
15	ふいーるとたいむ		屋敷3-13-24 屋敷グリーンハイツA202号室	計画相談支援、障害児相談支援

5-2. 浸水想定区域内 要配慮者利用施設

No.	施設名		所在地	種別
1	あかねホーム		茜浜3-4-5	共同生活援助、短期入所
2	グループホームふれ愛		秋津3-4-1	共同生活援助、短期入所
3	あきつ園		秋津3-4-2	生活介護、短期入所、計画相談支援
4	ゆいまーる 習志野	介護老人福祉施設	秋津3-5-1	介護サービス事業所(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設)、特別養護老人ホーム
5		ショートステイサービスセンター	秋津3-5-1	介護サービス事業所(短期入所生活介護)
6		日中一時支援	秋津3-5-1	共同生活援助
7	介護老人保健施設 ケアセンター習志野		秋津3-5-2	介護サービス事業所(短期入所療養介護、介護老人保健施設)
8	セイワ習志野	ショートステイサービスセンター	秋津3-5-3	介護サービス事業所(短期入所生活介護)

No.	施設名	所在地	種別	No.
9	セイワ習志野	介護老人福祉施設	秋津3-5-3	介護サービス事業所(介護老人福祉施設)、特別養護老人ホーム
10	ケアハウスヴィラ清和		秋津3-5-3	軽費老人ホーム
11	樹楽 秋津		秋津4-17-15	介護サービス事業所(地域密着型通所介護)
12	グループホーム赤とんぼ		秋津4-19-39	共同生活援助
13	グループホーム秋津		秋津4-6-7	介護サービス事業所(認知症対応型共同生活介護)
14	グループホーム谷津苑		秋津5-5-6	介護サービス事業所(認知症対応型共同生活介護)
15	ぱすてるデイサービス秋津		秋津5-12-8	介護サービス事業所(地域密着型通所介護)
16	かすみのいえ		香澄3-14-1	介護サービス事業所(地域密着型通所介護)
17	デイサービスあいすクラブ		香澄6-15-18	介護サービス事業所(地域密着型通所介護)
18	デイサービス宝		袖ヶ浦1-10-19	介護サービス事業所(地域密着型通所介護)
19	フレンズ障害福祉会習志野		袖ヶ浦4-19-3	共同生活援助、短期入所
20	菊田癒しの家		津田沼6-7-37	サービス付き高齢者向け住宅
21	グループホーム谷津 居宅サービスセンター		谷津2-23-11	介護サービス事業所(認知症対応型共同生活介護)
22	特別養護老人ホーム 玲光苑習志野ローズ館		谷津3-14-7	介護サービス事業所(短期入所生活介護、介護老人福祉施設)、特別養護老人ホーム
23	医療法人社団保健会 東京湾岸リハビリテーション病院		谷津4-1-1	病院
24	なごやかレジデンス京成谷津		谷津4-4-29	サービス付き高齢者向け住宅
25	リハビリホーム ボンセジュール谷津		谷津4-4-30	介護サービス事業所(特定施設入居者生活介護)、介護付き有料老人ホーム
26	ポンテ習志野		谷津4-5-30 111号室	共同生活援助
27	サンクレール谷津 ショートステイ		谷津4-6-10	介護サービス事業所(短期入所生活介護)
28	特別養護老人ホーム サンクレール谷津		谷津4-6-10	介護サービス事業所(介護老人福祉施設)、特別養護老人ホーム
29	医療法人社団保健会 谷津保健病院		谷津4-6-16	病院
30	ウェルケアテラス谷津		谷津4-7-34	介護サービス事業所(特定施設入居者生活介護)、介護付き有料老人ホーム

6. 自主防災組織関係

6-1. 習志野市自主防災組織防災資機材等交付要綱

〔平成8年3月29日〕
〔告示第88号〕

改正 平成9年 5月 7日告示第90号
平成11年3月31日告示第67号
平成20年3月31日告示第68号
平成28年3月14日告示第49号

第1条 この要綱は、自主防災組織の設置に対し防災資機材及び物資（以下「防災資機材等」という。）を交付することにより自主防災組織の育成に寄与し、もって住民が自主的に地域の防災活動を実践し地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「自主防災組織」とは、住民が自主的に地域の防災活動を行う組織で、かつ、世帯の数がおおむね50以上の町会、自治会その他市長が特に認めたものをいう。

（防災資機材等の種類等）

第3条 自主防災組織に交付する防災資機材等は、予算の範囲内において別表に定めるとおりとする。

2 前項に規定する防災資機材等に係る経費は、1組織について20万円を限度とする。

3 防災資機材等の交付は、自主防災組織設置の年度に限り、1回とする。

（交付の申請）

第4条 防災資機材等の交付を受けようとするものは、習志野市自主防災組織防災資機材等交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、提出するものとする。

- （1）自主防災組織規約
- （2）自主防災組織の防災計画書
- （3）自主防災組織防災資機材等一覧表
- （4）その他市長が特に必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、習志野市自主防災組織防災資機材等交付決定通知書（別記第2号様式）により当該申請書に通知するものとする。

（受領書の提出）

第6条 自主防災組織の代表者は、防災資機材等の交付を受けたときは、速やかに習志野市自主防災組織防災資機材等受領書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（維持管理）

第7条 自主防災組織は、交付された防災資機材等をその目的遂行上、常に保守点検に努めるものとする。

（譲渡の禁止）

第8条 交付された防災資機材等は、他に譲渡してはならない。

（返還）

第9条 市長は、防災資機材等の交付を受けたものが次の各号の一に該当する場合は、交付した

防災資機材等の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 交付された防災資機材等を防災活動以外の目的のために使用したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項の記載その他不正の行為があつたとき。

(届出)

第10条 設置助成又は活動助成金の交付を受けた自主防災組織は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 自主防災組織規約の変更

(2) 自主防災組織の防災計画の変更

(3) 自主防災組織の名称の変更

(4) 主防災組織の代表者又はその住所の変更

(5) その他市長が必要と認めたもの

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。

(習志野市自主防災組織事業補助金交付要綱の廃止)

2 習志野市自主防災組織事業補助金交付要綱(昭和62年告示第80号)は、廃止する。

附 則(平成9年5月7日告示第90号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の習志野市自主防災組織助成要綱第3条第1項の規定による防災資機材の貸与を受けているものは、この告示による改正後の習志野市自主防災組織助成要綱第3条第1項の規定による防災資機材の譲渡を受けたものとみなす。

附 則(平成10年5月20日告示第113号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日告示第67号)

(施行期日)

1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の習志野市自主防災組織助成要綱により作成された帳票については、この告示の施行の日以後においても当分の間所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則(平成14年9月27日告示第196号)

(施行期日)

1 この告示は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前のそれぞれの告示の規定により作成された用紙については、この告示の施行の日以後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成20年3月31日告示第68号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の習志野市自主防災組織助成要綱の規定による防災資機材の譲渡を受けているものは、改正後の習志野市自主防災組織防災組織交付要綱の規定により防災資機材の交付を受けたものとみなす。

附 則(平成28年3月14日告示第49号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年3月14日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の習志野市自主防災組織防災資機材交付要綱の規定による防災資機材の譲渡を受けているものは、改正後の習志野市自主防災組織防災資機材等交付要綱の規定により防災資機材の交付を受けたものとみなす。

附 則(令和4年3月30日告示第113号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、改正前のそれぞれの告示の規定により作成された用紙については、この告示の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

別表(第3条第1項)

(平28告示49・全改)

種	目
1	消火器、担架、救急薬品、ヘルメット、メガホン、ロープ、誘導旗、腕章、その他自主防災組織の整備に必要な資機材
2	食料、飲料水その他災害時に必要な物資

6-2. 自主防災組織一覧

(令和7年1月1日現在 231組織)

小学校区	No.	自主防災組織の名称
実花小学校区	1	実花1丁目自主防災部
	2	実花6丁目第1自主防災部
	3	実花6丁目第2自主防災部
	4	東習志野8丁目第1自主防災部
	5	東習志野8丁目第2自主防災部
	6	コスモ津田沼イーストコート管理組合自主防災会
東習志野小学校区	1	東習志野二丁目町会防災部
	2	東習志野3丁目町会第一防災部
	3	東習志野3丁目町会第二防災部
	4	東習志野四丁目町会第一防災部
	5	東習志野四丁目町会第二防災部
	6	東習志野5丁目町会第1防災部
	7	東習志野5丁目町会第2防災部
	8	東習志野東町会防災部
	9	ユトリシア壱番街自主防災部
	10	ユトリシア弐番街自主防災部
	11	ユトリシア参番街自主防災部
	12	ユトリシア四番街自主防災部
	13	ユトリシア五番街自主防災部
実籾小学校区	1	新栄・大久保町会自主防災部
	2	サニーハイツみもみ台自主防災委員会
	3	レインボーヒルズ21自主防災委員会
	4	新栄実籾自主防災部
	5	実籾駅前町会防災部
	6	実籾一丁目神社下町会防災部
	7	実籾1丁目南町会自主防災部
	8	実籾2丁目町会自主防災部
	9	実籾本郷町会自主防災部
	10	実籾大日山町会防災部
	11	パセオ自治会自主防災会
	12	実籾3丁目町会自主防災部
	13	実籾5丁目第1町会自主防災部
	14	実籾むつみ町会防災部
	15	実籾六丁目第一町会防災部
	16	コスモステージ大久保自主防災会
屋敷小学校区	1	新生町自主防災会
	2	本大久保ホームタウン自治会自主防災会
	3	花咲第1防災団
	4	花咲第2防災団
	5	花咲第3防災団
	6	花咲第4防災団

小学校区	No.	自主防災組織の名称
	7	花咲第5防災団
	8	屋敷一丁目南町会自主防災組織
	9	屋敷1丁目町会自主防災会
	10	屋敷タウンハウス自治会自主防災会
	11	屋敷2丁目町会自主防災会
	12	吹上苑町会自主防災会
	13	屋敷3丁目町会自主防災会
	14	フォーレ朝丸自治会自主防災会
	15	グランヒルシティミレナ管理組合自主防災委員会
	16	屋敷4丁目町会自主防災会
	17	屋敷5丁目町会自主防災会
大久保東小学校区	1	ゼファー習志野パーズアリーナ自主防災会
	2	住友町会自主防災会
	3	あけぼの町会防災部
	4	習志野の杜自治会防災部
	5	しらかば町会地域自主防災会
	6	大久保4丁目町会防災部
	7	平和団地自治会防災部
	8	二丁目グランコート大久保町会自主防災会
	9	津田沼ローヤルコーポ自治会防災委員会
	10	東急ドエル・アルス津田沼東自主防災会
	11	県営住宅大久保自治会・防災部
	12	大久保二丁目第二町会自主防災会
	13	イトーピア津田沼東リーフガーデン住民防災組織
	14	グランコート津田沼自主防災会
	15	ライオンズガーデン津田沼東自主防災会
	16	津田沼東パークホームズ壱番館管理組合自主防災会
大久保小学校区	1	幸楽台町会防災部
	2	パークグランディエデナ自主防災会
	3	藤崎6丁目第1町会自主防災部
	4	藤崎6丁目第1睦町会防災部
	5	藤崎6丁目第2町会防災部
	6	藤崎6丁目第4町会自主防災部
	7	藤崎6丁目第5町会自主防災委員会
	8	睦第二町会自主防災会
	9	藤崎七丁目町会防災部
	10	桜並木町会防災部
	11	アーベント防災部
	12	向ヶ丘町会自主防災部
	13	本一町会自主防災会
	14	大久保団地第一防災部
	15	大久保団地第二防災部
	16	大久保中央第三町会自主防災部
	17	サクラパーク大久保自治会防災部

小学校区	No.	自主防災組織の名称
	18	大久保中央第二町会自主防災会
	19	本大久保3丁目町会自主防災会
	20	本大久保南町会防災部会
	21	ウェリス習志野大久保自主防災会
	22	大久保中央第一町会自主防災会
	23	藤崎5丁目東町会自主防災会
	24	グランコート大久保Ⅱ自主防災会
	25	藤崎六丁目第三町会自主防災会
	26	一本松自治会自主防災会
	27	シティテラス習志野大久保ステーションコート自主防災組織
藤崎小学校区	1	津田沼1丁目町会防災会
	2	津田沼ハイツ自治会自主防災組織
	3	エクセル津田沼自主防災会
	4	津田沼3丁目第3町会自主防災会
	5	藤崎一丁目朝日町会防災部
	6	藤崎2丁目第4町会防災部
	7	藤崎二丁目第二町会防災会
	8	ロイヤルプラザ津田沼防災会
	9	芳美台町会自主防災部
	10	富士見台町会自主防災部
	11	藤崎向山町会自主防災会
	12	菊田川町会自主防災会
	13	藤崎4丁目白鷺町会防災部
	14	藤崎5丁目あけぼの町会自主防災会
	15	藤崎5丁目藤見ヶ丘町会自主防災部
	16	内山町会防災部
	17	藤崎1丁目町会自主防災会
	18	藤崎4丁目北町会自主防災会
	19	子安の森町会自主防災会
	20	新藤崎町会自主防災会
	21	藤崎四丁目藤町会自主防災会
	22	ライオンズシティ津田沼自治会自主防災会
鷺沼小学校区	1	鷺沼1丁目町会自主防災会
	2	鷺沼1丁目北部町会自主防災会
	3	鷺沼二丁目町会自主防災会
	4	鷺沼二丁目十三町会自主防災会
	5	鷺沼2丁目八剣台自主防災委員会
	6	鷺沼2丁目睦町会防災会
	7	鷺沼2丁目北部町会自主防災部
	8	鷺沼3丁目自主防災会
	9	鷺沼4丁目町会自主防災会
	10	鷺沼4丁目東町会防災団
	11	鷺沼5丁目自主防災会
	12	鷺沼台1丁目町会防災部

小学校区	No.	自主防災組織の名称
	1 3	鷺沼台 2 丁目町会自主防災部
	1 4	鷺沼台 3 丁目北町会防災部
	1 5	鷺沼台 3 丁目東町会自主防災部
	1 6	鷺沼台三丁目南町会自主防災部
	1 7	鷺沼台 3 丁目西町会自主防災部
	1 8	鷺沼台四丁目町会防災部
	1 9	さつき町会防災部
	2 0	クリオレジダンス津田沼自主防災会
津田沼小学校区	1	ルネ津田沼管理組合防災委員会
	2	菊田ハイツ自主防災会
	3	津田沼 3 丁目第一町内会自主防災会
	4	津田沼 3 丁目第二町会自主防災会
	5	住友大阪セメント津田沼社宅防災会
	6	グローリア初穂津田沼自主防災会
	7	津田沼ハイズ自主防災会
	8	津田沼 5 丁目第 5 町会自主防災会
	9	ライオンズマンション津田沼管理組合自治会防災部
	1 0	ヒルグレイス津田沼町会自主防災会
	1 1	津田沼 5 丁目第一町会自主防災会
谷津小学校区	1	谷津 1 丁目菊田台自治会防災部
	2	谷津 1 丁目駅前町会防災部
	3	谷津五丁目第一町会北防災部
	4	谷津五丁目第一町会南防災部
	5	谷津五丁目第 1 防災部
	6	谷津五丁目第 2 防災部
	7	谷津五丁目第 3 防災部
	8	谷津五丁目第 4 防災部
	9	谷津五丁目第 5 防災部
	1 0	谷津五丁目第 6 防災部
	1 1	ウェルフェアグリーン谷津自治会自主防災会
	1 2	谷津汐見台町会防災部
	1 3	谷津 6 丁目町会自主防災会
	1 4	津田沼フラット自治会防災部
	1 5	津田沼パークハウス自主防災会
	1 6	谷津七丁目防災会
	1 7	アカシアハイツ自主防災部
	1 8	ザ・パークハウス津田沼奏の杜アーケレジデンス自主防災会
	1 9	ザ・パークハウス津田沼奏の杜ブライトレジデンス自主防災会
	2 0	ザ・パークハウス津田沼奏の杜カームレジデンス自主防災会
	2 1	ザ・パークハウス津田沼奏の杜デュアルレジデンス自主防災会
	2 2	レールシティ津田沼自主防災会
	2 3	ザ・レジデンス津田沼奏の杜 A B 棟防災委員会
	2 4	ザ・レジデンス津田沼奏の杜 C D 棟防災委員会
	2 5	ザ・レジデンス津田沼奏の杜テラス棟防災委員会

小学校区	No.	自主防災組織の名称
	2 6	ブランズ津田沼奏の杜自主防災会
	2 7	ブランズシティ津田沼奏の杜自主防災会
向山小学校区	1	谷津遊園第2コーポラス管理組合自主防災委員会
	2	昭和コーポ自治会防災部
	3	津田沼ハイツ自治会防災部会
	4	谷津遊路管理組合防災部
	5	ソフトタウン谷津遊園第1防災会
	6	ソフトタウン谷津遊園第2防災会
	7	ファミリー谷津自主防災会
	8	谷津グリーンコープ管理組合自主防災会
	9	谷津2丁目西部町会防災会
	1 0	ソフトタウンニュー谷津遊園自主防災会
谷津南小学校区	1	谷津三丁目町会西防災防犯部
	2	谷津三丁目町会東防災防犯部
	3	谷津パークタウン壱番街団地管理組合自主防災会
	4	谷津パークタウン弐番街団地管理組合自主防災会
	5	谷津パークタウン参番街団地管理組合自主防災会
	6	谷津3丁目ローズタウン自治会防災会
	7	谷津遊園ハイツ第1自主防災委員会
	8	谷津遊園ハイツ第2自主防災委員会
	9	谷津四丁目自治会自主防災会
袖ヶ浦西小学校区	1	袖ヶ浦1丁目町会自主防災会
	2	袖ヶ浦1丁目東町会防災部
	3	マーブル津田沼スカイハイツ管理組合第1防災部
	4	マーブル津田沼スカイハイツ管理組合第2防災部
	5	マーブル津田沼スカイハイツ管理組合第3防災部
	6	マーブル津田沼スカイハイツ管理組合第4防災部
	7	習志野市袖ヶ浦住宅管理組合防災部
	8	袖ヶ浦団地第4防災部
	9	袖ヶ浦団地第7防災部
	1 0	袖ヶ浦団地第8防災部
	1 1	袖ヶ浦団地第9防災部
袖ヶ浦東小学校区	1	袖ヶ浦団地第1防災部
	2	袖ヶ浦団地第2防災部
	3	袖ヶ浦団地第3防災部
	4	袖ヶ浦団地第5防災部
	5	袖ヶ浦団地第6防災部
	6	袖ヶ浦4丁目町会自主防災部
	7	袖ヶ浦5丁目町会自主防災部
	8	袖ヶ浦六丁目自主防災会西
	9	袖ヶ浦六丁目自主防災会東
	1 0	東急ドエル習志野ビレジ防災会
秋津小学校区	1	秋津第一団地自主防災会
	2	秋津団地中央自主防災会

小学校区	No.	自主防災組織の名称
	3	秋津第2団地管理組合自主防災会
	4	秋津第三団地自主防災会
	5	ヴェルデコア新習志野自主防災会
	6	秋津4丁目自主防災会
	7	秋津五丁目町会自主防災会
香澄小学校区	1	県営香澄自治会自主防災部
	2	香澄一丁目公団住宅自主防災会
	3	市営香澄自治会自主防災会
	4	県警香澄自主防災組織
	5	香澄二丁目町会自主防災会
	6	香澄3丁目町会自主防災会
	7	香澄四丁目住宅自主防災会
	8	Lフロール4丁目町会自主防災会
	9	香澄五丁目自主防災会
	10	香澄6丁目自主防災会

※小学校区ごとの割振りは、組織の代表者の住所に基づき行っているため、あくまでも目安となるものである。

7. 防災関連施設

7-1. 習志野市防災倉庫資機材等管理要領

第1 趣旨

- (1) この要領は、習志野市が設置する防災倉庫資機材等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 総括管理

- (2) 防災倉庫の総合的な総括管理は、防災主管課で行う。

第3 管理責任者

- (1) 防災主管課に管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、防災主管課長の職にある者をもつて充てる。
- (3) 管理責任者は、防災倉庫資機材等の管理を行うとともに業務の指揮監督をする。

第4 管理者

- (1) 防災主管課に管理者を置く。
- (2) 管理者は、防災担当に従事している職員及び防災関係者をもつて充てる。
- (3) 管理者は、管理責任者より防災倉庫資機材等の管理業務の命を受けたときは、これを実施しなければならない。

第5 保守点検

- (1) 防災倉庫資機材等の保守点検は、防災主管課で実施する。
- (2) 管理者は、迅速かつ的確に防災活動を行うため別記様式1の内容に基づき毎月1回保守点検を実施しなければならない。
- (3) 管理者は、保守点検の結果について別記様式2及び様式3により管理責任者に報告しなければならない。
- (4) 管理者は、保守点検時において異常が確認された場合は、速やかに管理責任者に報告しなければならない。
- (5) 管理者は、業務書類を責任をもつて管理保管する。
- (6) 敷地管理者等は防災倉庫の形状等に異常を確認したときは速やかに管理者に連絡するものとする。

第6 マスターキー

- (1) 防災倉庫マスターキー（以下「キー」という。）の総括管理は防災主管課で行う。ただし、防災主管課以外においては、キー保有責任者が責任をもつて管理する。
- (2) キー保有責任者は、大地震等の災害において被害が発生又は発生する恐れのある場合に、管理責任者より防災倉庫の開放の指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
- (3) キー保有責任者は、非常時において災害対策に必要な資機材の調達又は提供を必要とする場合は、責任をもつて行う。
- (4) キーの保管場所又は保有者は次のとおりとする。
 - ① 防災主管課
 - ② 消防本部
 - ③ 衛生部
 - ④ 各施設の長
 - ⑤ 各連合町会長
 - ⑥ 各自主防災部長

⑦ 各地区対策本部長

(5) 防災主管課は、キー保有責任者名簿を別記様式4により作成し、管理保管する。

(6) キー保有責任者は、責任者の変更又はキーの紛失が確認された場合は、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

■防災倉庫の主な備蓄品一覧（市が管理するもの）

令和7年1月現在

分類	品名	単位	備蓄数
初期消火・ 救出救護用	バール	本	1
	のこぎり	丁	8～10
	両口ハンマー（3.5 kg）	個	1
	スコップ	本	8～10
	担架	個	4
	梯子（脚立を含む）	基	2
	災害救助用毛布（10枚/箱）	枚	100
	三角巾	個	250～400
	包帯	個	200～400
	消火器	本	1
情報収集 伝達用	災害時情報伝達用自転車	台	1～2
	防災ラジオライト	個	1
	メガホン	個	2
電灯類	コードリール（50m）	個	3～6
	投光器	基	2
	LEDランタン	個	4～12
	LEDバルーンライト	基	1
給食・給水用	非常食（クラッカー等）	食	3250
	保存用飲料水（2ℓ）	本	60～240
	保存用飲料水（500ml）	本	144～1464
	炊き出し釜	セット	1
	発電機	基	2
	非常用飲料水袋（5ℓ）	枚	200～700
	カセットコンロ	台	10
	カセットボンベ	本	96
生活用	組み立てトイレ	基	3
	簡易トイレ	回	600
	トイレトーパー	巻	100
	着替えテント	基	1
	ワンタッチリヤカー	台	1
	クーラーボックス	個	1
	生理用品	枚	1440
	防水シート（3.6m×5.4m）	枚	50
	使い捨てマスク	枚	2000
	衛生用手袋	枚	1000

7-2. 防災倉庫設置場所一覧

令和7年1月現在

No.	設置場所	設置年度	所在地	電話番号	小学校区	備考
1	習志野市生涯学習複合施設（プラッツ習志野南館）	平成元年	本大久保 3-8-19	476-3213	大久保小学校	
2	向山小学校	平成元年	谷津 2-16-32	451-1717	向山小学校	
3	第一中学校	令和5年	谷津 6-4-1	472-6165	谷津小学校	新型
4	第七中学校	平成2年	香澄 6-1-1	451-8151	香澄小学校	
5	第三中学校	平成3年	袖ヶ浦 4-3-1	452-0330	袖ヶ浦東小学校	
6	実花小学校	平成3年	東習志野 6-7-2	477-3685	実花小学校	
7	津田沼小学校	平成26年	津田沼 4-5-2	454-1326	津田沼小学校	校舎一体型
8	第四中学校	平成5年	東習志野 3-4-3	477-2727	東習志野小学校	
9	大久保東小学校	平成6年	大久保 2-12-1	477-8181	大久保東小学校	
10	第二中学校	平成7年	実靱 1-44-1	472-5241	実靱小学校	
		平成30年	実靱 1-44-1	472-5241	実靱小学校	体育館一体型
11	第五中学校	平成7年	藤崎 2-3-16	477-6622	藤崎小学校	
12	袖ヶ浦西小学校	平成7年	袖ヶ浦 1-1-1	451-2423	袖ヶ浦西小学校	
13	秋津小学校	平成7年	秋津 3-1-1	451-8111	秋津小学校	
14	市役所敷地内	令和5年	鷺沼 2-1 地先	451-1151	鷺沼小学校	新型
15	東習志野ふれあい広場	平成8年	東習志野 8-30	451-1151	実花小学校	
16	藤崎小学校	平成13年	藤崎 4-12-1	472-4509	藤崎小学校	
17	谷津南小学校	平成15年	谷津 3-1-36	453-1221	谷津南小学校	
18	第六中学校	平成17年	屋敷 2-17-7	477-6633	屋敷小学校	
19	大久保小学校	平成20年	藤崎 6-9-28	474-1346	大久保小学校	
20	実靱小学校	平成24年	実靱 1-25-1	474-1266	実靱小学校	新型
21	袖ヶ浦東小学校	平成24年	袖ヶ浦 5-11-1	451-2233	袖ヶ浦東小学校	新型
22	香澄小学校	平成24年	香澄 4-6-1	451-6399	香澄小学校	新型
23	鷺沼小学校	平成25年	鷺沼 3-1-1	454-1236	鷺沼小学校	新型
24	東習志野小学校	平成25年	東習志野 3-4-2	477-8484	東習志野小学校	新型
25	屋敷小学校	平成25年	屋敷 2-1-1	476-4679	屋敷小学校	新型
26	谷津小学校	平成25年	谷津 5-1-32	477-8282	谷津小学校	新型
27	市立習志野高等学校	平成26年	東習志野 1-2-1	472-2148	実花小学校	新型
28	県立実靱高等学校	平成26年	実靱本郷 22-1	479-1144	実靱小学校	新型
29	県立津田沼高等学校	平成26年	秋津 5-9-1	451-1177	秋津小学校	新型
30	東部体育館	平成27年	東習志野 3-4-5	493-7900	東習志野小学校	新型

7-3. ヘリポート臨時離発着場一覧

令和7年1月現在

No.	開設 優先 順位 ※1	想定 使用 用途 ※2	分類	施設管理者	名称	所在地	電話番号	表面	広さ (約m×m)	区分	近隣消防署	消防署 までの 距離	座標	照明 設備	競合施設
1	1	A・B	公園	市（市長）	秋津総合運動公園 (サッカー場)	秋津 3-7	451-5661	芝	110×80	中	秋津出張所	150m	N : 35° 40′ 10.83″ E : 140° 00′ 44.76″	有り	—
2		A・B	公園	市（市長）	秋津総合運動公園 (駐車場)	秋津 3-7	451-5661	アスファルト	90×60	中	秋津出張所	400m	N : 35° 40′ 13.03″ E : 140° 00′ 39.82″	無し	自衛隊等応援 隊活動拠点 一時避難場所
3		A・B	公園	市（市長）	屋敷近隣公園内多 目的広場	屋敷 4-6	451-1151	芝	70×50	中	東消防署	1,700m	N : 35° 40′ 53.51″ E : 140° 03′ 42.48″	無し	—
4		C	公園	市（市長）	茜浜緑地内多目的 広場	茜浜 3-5	451-1151	土・芝	130×70	中	秋津出張所	1,000m	N : 35° 39′ 35.69″ E : 140° 00′ 29.66″	無し	緊急消防援助 隊活動拠点
5	2	C	公園	市（市長）	袖ヶ浦運動公園	袖ヶ浦 5-1	452-4380	土	100×80	中	秋津出張所	1,000m	N : 35° 40′ 18.76″ E : 140° 01′ 25.9″	無し	自衛隊等応援 隊活動拠点 一時避難場所
6	3	C	公園	市（市長）	谷津奏の杜公園	奏の杜 2-12	451-1151	土・芝	170×130	大	谷津奏の杜 出張所	60m	N : 35° 41′ 18.76″ E : 140° 00′ 44.24″	有り	一時避難場所
7	4	A・B	グラウンド	市（市長）	茜浜1丁目グラウ ンド	茜浜 1-3	452-4380	土	80×70	中	秋津出張所	1,200m	N : 35° 40′ 22.64″ E : 140° 00′ 7.53″	有り	—
8	5	A・B	小学校	市教育委員会 (学校長)	実花小学校	東習志野 6-7-2	477-3685	土	100×130	大	東消防署	1,000m	N : 35° 41′ 56.99″ E : 140° 03′ 56.93″	無し	一時避難場所 避難所

No.	開設 優先 順位 ※1	想定 使用 用途 ※2	分類	施設管理者	名称	所在地	電話番号	表面	広さ (約 m×m)	区分	近隣消防署	消防署 までの 距離	座標	照明 設備	競合施設
9	6	A・B	小学校	市教育委員会 (学校長)	秋津小学校	秋津 3-1-1	451-8111	土	100×90	中	秋津出張所	500m	N : 35° 40′ 20.77″ E : 140° 00′ 49.06″	無し	一時避難場所 避難所
10	7	A・B	小学校	市教育委員会 (学校長)	香澄小学校	香澄 4-6-1	451-6399	土	100×90	中	秋津出張所	1,000m	N : 35° 39′ 56.06″ E : 140° 01′ 32.06″	無し	一時避難場所 避難所
11	8	C	中学校	市教育委員会 (学校長)	第三中学校	袖ヶ浦 4-3-1	452-0330	土	100×90	中	秋津出張所	950m	N : 35° 40′ 25.68″ E : 140° 01′ 27.31″	無し	一時避難場所 避難所
12	9	C	中学校	市教育委員会 (学校長)	第四中学校	東習志野 3-4-3	477-2727	土	120×120	大	東消防署	650m	N : 35° 41′ 38.62″ E : 140° 04′ 24.64″	無し	一時避難場所 避難所
13	10	A・B	中学校	市教育委員会 (学校長)	第七中学校	香澄 6-1-1	451-8151	土	110×80	中	秋津出張所	500m	N : 35° 40′ 04.64″ E : 140° 01′ 11.78″	無し	一時避難場所 避難所

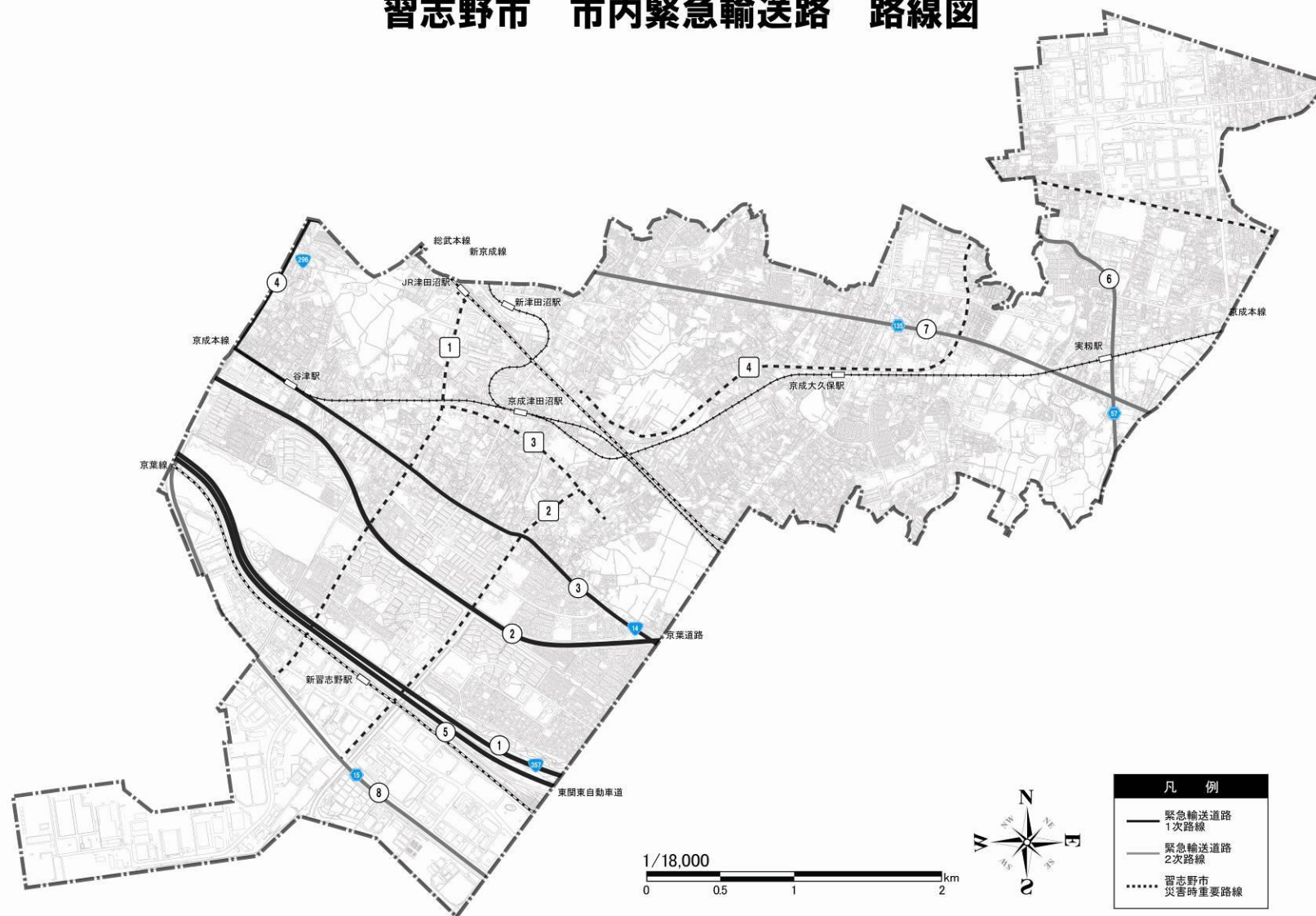
※1 必要に応じて優先順位を目安として開設を検討する。

※2 想定使用用途は次のとおり分類する。【A：救急救助、B：物資搬送、C：緊急限定】

7-4. 緊急輸送道路等

指定	No.	路線名	種別
県	1	一般国道 357 号	1 次路線
	2	京葉道路	1 次路線
	3	一般国道 14 号	1 次路線
	4	一般国道 296 号	1 次路線
	5	東関東自動車道水戸線	1 次路線
	6	主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線	2 次路線
	7	主要地方道長沼船橋線	2 次路線
	8	主要地方道千葉船橋海浜線	2 次路線
	9	習志野市道 00-004 号線	2 次路線
	10	習志野市道 00-006 号線の一部	2 次路線
	11	習志野市道 13-058 号線	2 次路線
	12	習志野市道 13-067 号線	2 次路線
市	1	まろにえ通り 習志野都市計画道路 3・3・2 号線（市道 00-002 号線）	災害時重要路線
	2	ふれあい橋通り 習志野都市計画道路 3・3・3 号線（市道 00-006 号線）	災害時重要路線
	3	市役所前通り 習志野都市計画道路 3・4・9 号線（市道 00-004 号線）	災害時重要路線
	4	ハミングロード（市道 00-009 号線）	災害時重要路線

習志野市 市内緊急輸送路 路線図



7-5. 非常用給水施設一覧

No.	名称	所在地	備考
1	第 1 給水場	泉町 2-4-12	
2	第 2 給水場	藤崎 1-1-13	
3	第 4 給水場	泉町 3-8	
4	本大久保一丁目児童遊園	本大久保 1-18	自家発電付井戸
5	鷺沼台二丁目市営住宅脇	鷺沼台 2-2	自家発電付井戸
6	谷津奏の杜公園	奏の杜 2-12	耐震性井戸付貯水槽
7	中央消防署 秋津出張所脇	秋津 3-7	耐震性井戸付貯水槽

※ 4 及び 5 は、飲料水としては不可だが、生活用水としては可

8. 地盤災害防止

8-1. 習志野市防災地区の指定に関する条例

〔 昭和48年6月26日 〕
〔 条 例 第 37 号 〕

（目的）

第1条 この条例は、がけ崩れおよび地盤沈下等により建築物の倒壊または浸水のおそれのある地域を防災地区に指定し、その区域内における災害を未然に防止するため、必要な指導を行なうことにより、市民の生命、財産の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）が け 地表面が水平面に対し30度をこえる角度をなす硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外の土地で高さ2メートルをこえるものをいう。
- （2）軟弱地盤 次の各条件に適合するものをいう。
 - ア 腐植土、でい土その他これらに類するもので構成されている沖積層で、その深さがおおむね30メートル以上のもの。
 - イ 沼沢、でい海等を埋めた土地であつて、ごみ、でい土その他これらに類するもので埋め立てた地盤の深さがおおむね3メートル以上であり、かつ、これらで埋め立てられてからおおむね30年を経過していないもの。
- （3）排水施設 河川、公共下水道、都市下水路以外の水路で公共の溝渠であるものをいう。
- （4）建築物 居住の用に供する建造物で専用住宅、併用住宅、共同住宅、寄宿舍およびこれらに類するものをいう。

（防災地区の指定）

第3条 市長は、次の各号に定める区分により、災害発生のおそれのある地区を防災地区（以下「地区」という。）として指定する。

- （1）がけの附近
- （2）軟弱地盤の土地
- （3）排水施設の周辺

2 市長は、前項の指定を行なうときは、習志野市防災地区審議会の意見を求めなければならない。

（地区の指定の告示）

第4条 市長は、地区を指定したときは、告示しなければならない。

2 前項により告示したときは、関係図書を市役所に備え、縦覧に供しなければならない。

（協議書の提出）

第5条 地区内に建築物を建築しようとする者は、あらかじめ規則で定める協議書を市長に提出しなければならない。

（指導）

第6条 市長は、前条の協議書が提出されたときは、災害を防止するために必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

（審議会の設置）

第7条 市長の諮問機関として習志野市防災地区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、地区の指定に関し、必要な調査および審議を行なうものとする。

(組織)

第8条 審議会は、委員10人以内で組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第9条 審議会に会長および副会長各1名を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となり、議事を整理する。

3 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第11条 審議会の事務は、建築担当課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

8-2. 習志野市防災地区の指定に関する条例施行規則

〔 昭 和 49 年 3 月 1 日 〕
〔 規 則 第 3 号 〕

(目的)

第1条 この規則は、習志野市防災地区の指定に関する条例(昭和48年条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議書の提出)

第2条 条例第3条に規定する地区に宅地造成および建築物を建築しようとする建築主は、協議書(別記様式)に関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

(平12規則37・一部改正)

(施工)

第3条 建築主は、市長の指導を受けたときは、自己の責任において安全に施工しなければならない。

2 建築主は、隣接地と関連あるときは、隣接地主と事前に協議して施行しなければならない。

(排水施設)

第4条 建築主が施工する区域内から流出する雨水または汚水を排出するために必要な施設は、市長の指導に従って建築主の負担により施工しなければならない。

(資料の提出)

第5条 審議会は、必要であると認めたときは関係者の意見を求め、または資料の提出もしくは、その他の協力を求めることができる。

(補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月26日規則第9号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成12年5月11日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の習志野市防災地区の指定に関する条例施行規則の規定により作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成14年9月27日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

別記様式(第2条)

(昭56規則9・平12規則37・平14規則36・一部改正) 省略

8-3. 土砂災害警戒区域等

[土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域]

No.	箇所 番号	区域名	所在地	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
1	I-0086	屋敷 1	屋敷 1 丁目	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 11 日	千第 148 号	千第 153 号
2	I-0087	屋敷 2	屋敷 2 丁目	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 11 日	千第 148 号	千第 153 号
3	I-0088	屋敷	屋敷 3 丁目	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 11 日	千第 148 号	千第 153 号
4	I-0090	屋敷 5	屋敷 2 丁目	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 11 日	千第 148 号	千第 153 号
5	I-0091	花咲	花咲 2 丁目、本大久保 4 丁目	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 11 日	千第 148 号	千第 153 号
6	I-0112	本大久保 1	本大久保 3 丁目	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 11 日	千第 148 号	千第 153 号
7	I-0114	屋敷 7	屋敷 2 丁目	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 11 日	千第 148 号	特別警戒区域 なし
8	I-1264	藤崎 4	藤崎 4 丁目	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 11 日	千第 148 号	千第 153 号
9	I-2062	本大久保 2	本大久保 4 丁目	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 11 日	千第 148 号	千第 153 号
10	II-0159	藤崎 6	藤崎 1 丁目	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 11 日	千第 148 号	千第 153 号
11	III-1001	本郷	実籾本郷	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 11 日	千第 148 号	千第 153 号
12	I-0089	屋敷 4	屋敷	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 6 月 5 日	千第 397 号	千第 401 号
13	I-0113	屋敷 6	屋敷	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 6 月 5 日	千第 397 号	千第 401 号
14	I-2055	幕張本郷 1	千葉市花見川区幕張本 郷 7 丁目、屋敷 1 丁目	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 6 月 5 日	千第 395 号	千第 399 号
15	I-0106	津田沼 1	津田沼 1 丁目	急傾斜地の崩壊	令和元年 5 月 31 日	千第 30 号	千第 33 号
16	I-0107	津田沼 2	津田沼 3 丁目	急傾斜地の崩壊	令和元年 5 月 31 日	千第 30 号	千第 33 号
17	I-0108	津田沼 3	津田沼 7 丁目	急傾斜地の崩壊	令和元年 5 月 31 日	千第 30 号	特別警戒区域 なし
18	II-0158	津田沼 4	津田沼 4 丁目	急傾斜地の崩壊	令和元年 5 月 31 日	千第 30 号	千第 33 号
19	I-0109	藤崎	藤崎 2 丁目	急傾斜地の崩壊	令和元年 5 月 31 日	千第 30 号	千第 33 号
20	I-0110	藤崎 2	藤崎 4 丁目	急傾斜地の崩壊	令和元年 5 月 31 日	千第 30 号	千第 33 号
21	I-0111	藤崎 3	藤崎 4 丁目、船橋市三 山 1 丁目	急傾斜地の崩壊	令和元年 5 月 31 日	千第 30 号	千第 33 号
22	I-0092	鷺沼 1	鷺沼 1 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
23	I-0093	鷺沼 2	鷺沼 3 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
24	I-0094	実籾 1	実籾 1 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
25	I-0095	実籾 2	実籾 1 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
26	I-0096	実籾 3	実籾 1 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
27	I-0097	実籾 4	実籾 5 丁目、6 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
28	I-0098	実籾 5	実籾 5 丁目、6 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
29	I-0099	実籾 6	実籾 5 丁目、6 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
30	I-0100	実籾 7	実籾 5 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
31	I-0101	実籾 8	実籾 2 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
32	I-0102	実籾本郷 1	実籾本郷、実籾 2 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
33	I-0103	実籾本郷 2	実籾本郷	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
34	I-0104	新栄 1	新栄 1 丁目（船橋市三 山 9 丁目）	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
35	II-7012	新栄 2	新栄 2 丁目（新栄 1 丁 目、船橋市三山 9 丁 目）	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号

No.	箇所 番号	区域名	所在地	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
36	II-0156	藤崎 5	藤崎 3 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 24 日	千第 158 号	千第 159 号
37	I-022 K2147	田喜野井1	船橋市田喜野井2丁目、 習志野市藤崎4丁目	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 9 月 19 日	千第365号	千第367号
38	I-017 K2001	屋敷8	屋敷1丁目、千葉市花 見川区幕張町2丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	千第162号
39	I-017 K2003	屋敷9	屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	千第162号
40	I-017 K2004	屋敷10	屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	千第162号
41	I-017 K2005	屋敷11	屋敷3丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	特別警戒区域 なし
42	I-017 K2007	屋敷12	屋敷3丁目、本大久保5 丁目、屋敷4丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	千第162号
43	I-017 K2008	花咲1	花咲2丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	特別警戒区域 なし
44	I-017 K2009	鷺沼3	鷺沼2丁目、鷺沼台3 丁目、鷺沼台2丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	千第162号
45	I-017 K2011	鷺沼4	鷺沼5丁目、袖ヶ浦5 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	千第162号
46	I-017 K2012	鷺沼台1	鷺沼台1丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	千第162号
47	I-017 K2013	鷺沼台2	鷺沼台4丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	千第162号
48	I-017 K2016	実籾9	実籾5丁目、実籾6丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	特別警戒区域 なし
49	I-017 K2017	実籾10	実籾5丁目、実籾6丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	特別警戒区域 なし
50	I-017 K2019	新栄3	新栄1丁目、実籾6丁 目、船橋市三山9丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	千第162号
51	I-017 K2023	谷津1	谷津2丁目、谷津町1 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	千第162号
52	I-017 K2025	谷津2	谷津5丁目、谷津町4 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	特別警戒区域 なし
53	I-017 K2026	津田沼5	津田沼2丁目、津田沼4 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	特別警戒区域 なし
54	I-017 K2027	藤崎7	藤崎3丁目、船橋市前 原東6丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	千第162号
55	I-017 K2030	本大久保3	本大久保3丁目、本大 久保2丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	千第162号
56	I-017 K2032	本大久保4	本大久保4丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	特別警戒区域 なし
57	II-017 K2010	鷺沼5	鷺沼2丁目、津田沼3 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 15 日	千第160号	特別警戒区域 なし

No.	箇所 番号	区域名	所在地	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
58	II-017 K2018	実籾本郷3	実籾本郷	急傾斜地の崩壊	令和6年3月15日	千第160号	千第162号
59	II-017 K2020	新栄4	新栄1丁目、船橋市三 山9丁目	急傾斜地の崩壊	令和6年3月15日	千第160号	千第162号
60	II-017 K2024	谷津3	谷津2丁目	急傾斜地の崩壊	令和6年3月15日	千第160号	千第162号
61	II-017 K2028	藤崎8	藤崎4丁目	急傾斜地の崩壊	令和6年3月15日	千第160号	特別警戒区域 なし
62	II-017 K2029	藤崎9	藤崎5丁目、船橋市三 山1丁目	急傾斜地の崩壊	令和6年3月15日	千第160号	特別警戒区域 なし
63	I-017 K2033	谷津4	谷津2丁目	急傾斜地の崩壊	令和6年3月15日	千第160号	千第162号

8ー3. 急傾斜地崩壊危険区域

No.	地区名	所在地	指定面積 (平方メートル)	指定年月日	指定番号	告示番号
1	谷津	谷津2丁目	591.82	平成2年3月20日	258	千第203号
2	鷺沼	鷺沼3丁目	10,245.05	平成3年12月17日	279	千第1094号
3	藤崎	藤崎2丁目	4,493.63	平成5年1月22日	295	千第51号
4	屋敷	屋敷3丁目	2,624.57	平成7年1月10日	327	千第5号
5	花咲	花咲2丁目	2,679.13	平成27年12月22日	533	千第825号
計5箇所			20,634.20			

9. 災害救助・被災者支援

9-1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

令和5年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置（法第4条第2項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	(建設型仮設住宅) 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基準額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費		災害発生の日から 20 日以内着工		1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内			
		(賃貸型応急住宅) 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基準額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内		災害発生の日から 7 日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7 日以内		輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4 月～9 月) 冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10 日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区 分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
		全 壊 全 焼 流 失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療 器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保健診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の 日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途 計上
助産	災害発生の日以前 又は以後 7 日以内に 分べんした者であ って災害のため助 産の途を失った者 (出産のみならず、 死産及び流産を含 み現に助産を要す る状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用 した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料 金の 100 分の 80 以内の額	分べんした 日から 7 日 以内	妊婦等の移送費は、別途 計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明の状態 にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の 日から 3 日 以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取 り扱う。 2 輸送費、人件費は、別 途計上
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊(焼) 若しくはこれらに 準ずる程度の損傷 を受け、自らの資 力により応急修理 をすることができ ない者 2 大規模な補修を 行なわなければ居 住することが困難 である程度に住家 が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生 活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は 半壊若しくは半焼の被害を受 けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の 損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の 日から 3 ヶ 月以内(災 害対策基本 法第 23 条 の 3 第 1 項 に規定する 特定災害対 策本部、同 法第 24 条 第 1 項に規 定する非常 災害対策本 部又は同法 第 28 条の 2 第 1 項に規 定する緊急 災害対策本 部が設置さ れた災害に あつては、6 ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流 失、半壊(焼)又は床 上浸水により学用 品を喪失または毀 損等により使用す ることができず、就 学上支障のある小 学校児童、中学校生 徒及び義務教育学 校生徒及び高等学 校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材 で教育委員会に届出又はその 承認を受けて使用している教 材、又は正規の授業で使用して いる教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人 当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の 日から (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及 び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個 々の実情に応じて支給 する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 219,100 円以内 小人(12 歳未満) 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存 ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1 体当たり 5,500 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 1 項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までの掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十 ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 ト 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに 要した経費も含む

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

9-2. 習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔 昭和54年3月29日 〕
〔 条 例 第 15 号 〕

改正 昭和56年10月 9日条例第24号
昭和57年12月25日条例第28号
昭和62年10月 2日条例第17号
平成 3年12月24日条例第27号

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給し、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害を生ずることをいう。

（2）市民 災害により被害を受けた当時、本市に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第3条 本市は、市民が令第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（1）死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

（3）死亡した者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。）がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 令第1条に規定する災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る令第1条に規定する災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 令第1条に規定する災害の際現にその場に居合わせた者が、当該災害のやんだ後3か月間その生死がわからない場合には当該災害によつて死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 本市は、市民が令第1条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が令第1条に規定する災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 本市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家

財の損害」という。)及び住居の損害がない場合	150万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
ウ 住居が半壊した場合	270万円
エ 住居が全壊した場合	350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- | | |
|--------------------------|-------|
| ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 150万円 |
| イ 住居が半壊した場合 | 170万円 |
| ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） | 250万円 |
| エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 | 350万円 |
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例）

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。

3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

附 則（昭和56年10月9日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の習志野市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月25日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条から第11条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた令第1条に規定する災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年10月2日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による

附 則（平成3年12月24日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年6月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項及び第3項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成23年10月3日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月20日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

9-3. 習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔 昭和54年3月29日 〕
規 則 第 9 号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第3条の2・第3条の3)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第4条—第15条)
- 第5章 雑則(第16条)
- 附則

第1章 総則

(昭57規則38・章名追加)
(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和54年条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭57規則38・一部改正)

第2章 災害弔慰金の支給

(昭57規則38・章名追加)
(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。以下同じ。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(昭57規則38・一部改正)
(書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、本市に住所を有しない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(昭57規則38・章名追加)
(支給の手続)

第3条の2 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(昭 57 規則 38・追加)

(書類の提出)

第3条の3 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記第1号様式)を提出させるものとする。

(昭 57 規則 38・追加)

第4章 災害援護資金の貸付け

(昭 57 規則 38・章名追加)

(借入れの申込み)

第4条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(別記第1号様式の2。以下「借入申告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養に要する費用の概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前前年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村(特別区を含む。)に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯に属する者の前年の所得に関する当該市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

2 借入申込者は、被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに、借入申込書を提出しなければならない。

(昭 57 規則 38・一部改正)

(調査)

第5条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定通知等)

第6条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(別記第2号様式)により当該借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(別記第3号様式)により当該借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第7条 資金の貸付決定の通知を受けた借入申込者は、保証人の連署した災害援護資金借用書(別記第4号様式。以下「借用書」という。)に、当該借入申込者及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第8条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(借用書等の返還)

第9条 市長は、前条の規定により貸付金の交付を受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及び印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第10条 借受人は、貸付金を繰上償還しようとするときは、繰上償還申出書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第 11 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(別記第 6 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、償還金の支払猶予を認める旨を決定したときは、償還金支払猶予承認通知書(別記第 7 号様式)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、償還金の支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書(別記第 8 号様式)により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第 12 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書(別記第 9 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨の決定をしたときは、違約金支払免除承認通知書(別記第 10 号様式)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書(別記第 11 号様式)により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第 13 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書(別記第 12 号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 借受人が死亡した場合にあつては、当該借受人の死亡を証明する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなった場合にあつては、そのことを証明する書類

2 市長は、償還の免除を認める旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除承認通知書(別記第 13 号様式)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(別記第 14 号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(督促)

第 14 条 市長は、償還金を納期限までに納入しない者があるときは、督促状を発するものとする。

(氏名等の変更届)

第 15 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動が生じたときは、借受人(その者が死亡したときは同居の親族又は保証人)は、速やかにその旨を氏名等変更届(別記第 15 号様式)を市長に提出しなければならない。

第 5 章 雑則

(昭 57 規則 38・章名追加)

(委任)

第 16 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平 23 規則 28・旧附則・一部改正)

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する

政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第4条第2項の規定の適用については、「被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。

(平23規則28・追加、平25規則10・一部改正)

- 3 前項の災害援護資金の貸付けであつて保証人を立てないものに係る第7条の規定の適用については、「保証人の連署した災害援護資金借用書」とあるのは「災害援護資金借用書」と、「当該借入申込者及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「当該借入申込者の印鑑証明書」とする。
- (平23規則28・追加)

- 4 平成23年特別令第14条第1項に定める者に対する災害援護資金の貸付けに係る第4条第1項第2号の適用については、同号中「被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前前年とする。以下この号において同じ。)」とあるのは「平成21年(平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。)」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

(平25規則10・追加)

附 則(昭和56年3月26日規則第9号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月25日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第3条の2及び第3条の3の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第1条に規定する災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成14年9月27日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成16年3月19日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成23年6月30日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項及び第3項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則(平成25年3月21日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式省略

9-4. 習志野市災害見舞条例

〔 昭和44年4月1日
条 例 第 27号 〕

改正 昭和63年3月31日条例第 5号

平成 2年3月30日条例第17号

平成 元年3月31日条例第 7号

(目的)

第1条 この条例は、本市の区域内で発生した火災、豪雨又は洪水（以下「災害」という。）による罹災者に対して見舞金を支給し、もつて市民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者をいう。

(2) 住家 自己の居住の用に供している建物をいう。

(災害見舞金の支給)

第3条 市長は、災害見舞金として、罹災者に対し、家屋災害見舞金又は罹災見舞金を支給する。

2 前項の場合において、2以上の災害見舞金を支給することとなるときは、当該災害見舞金のうち支給額の多い災害見舞金を支給するものとする。

(家屋災害見舞金の支給)

第4条 市民の所有する市内所在の固定資産税の当該年度の課税対象である家屋が、火災による被害を受けたときは、家屋災害見舞金を支給する。

2 支給額は、災害年度の固定資産課税台帳に登録された評価額を基礎として算出した焼損評価額の2分の1以内において、被害の状況により市長がこれを決定する。ただし、その最高限度額を50万円とする。

3 火災予防上危険なものとして、あらかじめ市長が指定したものに対しては、前項の規定による額の2分の1とする。

4 同一災害の発生により支給額の総額が1,500万円を超える場合は、1,500万円を限度とし、前2項の規定により算出された支給額に応じて按分し、支給するものとする。

(家屋災害見舞金の除外規定)

第5条 家屋災害見舞金の支給対象であつても、次の各号に掲げる場合は支給しない。

(1) 類焼を除いて災害の発生が故意又は重大な過失と認められた場合

(2) 罹災家屋に係る固定資産税が納付されていない場合

(3) 防災に関する消防長の勧告に従わないで罹災した場合

(罹災見舞金の支給)

第6条 市民が、次の各号の一に該当するときは、罹災見舞金を支給する。

(1) 火災又は消火作業により、その住家の家具又は被服等に被害を受けたとき。

(2) 豪雨又は洪水により、その住家に床上浸水の被害を受けたとき。

2 支給額は、別表に定める額を限度として被害の状況により市長がこれを決定する。

(罹災見舞金の除外規定)

第7条 罹災見舞金の支給対象であつても、類焼を除いて災害の発生が故意又は重大な過失と認められた場合は支給しない。

(防災助成金)

第8条 市内に所在する茅葺屋根の所有者が不燃材料で改葺しようとするときは、防災助成金を支給する。

2 支給額は、改葺の状況により市長がこれを決定する。

(諮問)

第9条 市長は、支給額が多額の場合、又は特に必要と認めた場合は、消防委員会に意見を聞き、これを決定する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

2 従前の習志野市災害補償条例（昭和37年条例第3号）は廃止する。

3 習志野市災害補償基金条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう 略〕

4 習志野市特別会計条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう 略〕

附 則（昭和63年3月31日条例第5号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第7号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日条例第17号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月2日条例第16号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第6条）

区 分		支 給 限 度 額	
		一 般 世 帯	単 身 世 帯
家具又は被服等の被害	火 災	1世帯につき 30,000円	1人につき 15,000円
	消火作業	1世帯につき 10,000円	1人につき 5,000円
床 上 浸 水		1世帯につき 10,000円	1人につき 5,000円

備考 1 一般世帯とは、単身世帯以外の世帯をいう。

2 単身世帯とは、持家、借家、寮その他の家屋に1人で居住する者の世帯をいう。

9-5. 習志野市災害見舞条例施行規則

〔 昭和44年4月3日 〕
規 則 第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市災害見舞条例(昭和44年条例第27号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(災害状況の調査)

第2条 市長は、本市の区域内で発生した火災、豪雨又は洪水が発生したときは、その被害状況を調査するものとする。

(昭63規則7・全改)

(見舞金の支給申請等)

第3条 災害見舞金の支給を受けようとする者は、災害見舞金支給申請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、災害見舞金の支給の可否を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、条例第6条の規定により罹災見舞金を支給する場合において、直ちに支給する必要を認めたときは、申請及び通知を省略することができる。

(昭63規則7・平2規則19・一部改正)

(火災予防上の指定)

第4条 条例第4条第3項の規定により、市長が火災予防上危険なものとして指定したものは、別表に掲げるとおりとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

2 従前の習志野市災害補償条例施行規則(昭和33年規則第3号)は廃止する。

附 則(昭和56年3月26日規則第9号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日規則第7号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年4月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月31日規則第19号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月27日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

別表

(1)	映画館、演芸場、遊技場、遊園施設、ダンスホール、集会所、基会所、クラブ、銀行、駅舎、学校、塾神社、寺院、教会、その他これらに類するもの。
(2)	百貨店、料理店、飲食店、旅館、ホテル、アパート、共同住宅、寄宿舍、下宿屋、その他これらに類するもの。
(3)	公衆浴場、病院、診療所、マーケット、市場、理容業、美容業、クリーニング業、その他これらに類するもの。
(4)	製材業、木工業、化学薬品業、自動車販売修理業、織物業、打綿業、焼入業、塗装業、その他これらに類するもの。
(5)	工場、作業場、事業所、営業所、事務所、変電所等
(6)	ふ卵所、製菓業、豆腐製造業、がん具商、屑物商、その他これらに類するもの。
(7)	営業用自動車車庫および電車車庫の類
(8)	営業用倉庫
(9)	危険物取扱所および貯蔵所、危険物少量取扱所および準危険物取扱所、特殊可燃物貯蔵所等
(10)	茅葺屋根の家屋

様式省略

9-6. リ災証明書様式

リ災証明書

世帯主住所	千葉県習志野市
世帯主氏名	

世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

リ災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	千葉県習志野市
住家※の 被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部破損)

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 (印)

被災証明書

令和 年 月 日

習志野市長 宮 本 泰 介 あて

住 所

氏 名 ⑩

連絡先 () ー

令和 年 月 日に発生した「(災 害 名)」により、下記のとおり被災したことを証明願います。

記

1. 被災場所 習志野市

2. 被災物件

3. 被災状況

(証明の使用目的・提出先 :)

上記のとおり、被災したことを証明します。

危 管 第 ー 号
令 和 年 月 日

習志野市長 宮 本 泰 介

10. 協定

[災害時における応援協定一覧]

No	名 称	相 手 先	締結 年月日	内 容	連絡窓口	
					本 市	相手先
1. 都市間相互（協定数：4）						
①	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び 県内市町村(80市町村)	H8. 2. 23	救助、復旧の相互協力	危機管理課	各都市防災主管課
②	災害時における相互応援に関する協定	山梨県富士吉田市	H9. 5. 9 H30. 4. 2	物資・資機材の提供、職員派遣、施設提供その他	危機管理課	富士吉田市 安全対策課
		南房総市				南房総市 消防防災課
③	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	県内各市町村及び一部事務組合	H9. 7. 31	一般廃棄物の処理	クリーン推進課	各一般廃棄物処理主管課
④	習志野市・京田辺市災害時相互応援協定	京都府京田辺市	H25. 1. 29	物資・資機材の提供、職員派遣、施設提供その他	危機管理課	京田辺市 安心まちづくり室
2. 給水（協定数：3）						
①	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内の水道事業体及び水道用水供給事業体	H7. 11. 2	水道災害時の応援協定	企業局 企業総務課	千葉県総合企画部 水政課
②	緊急時用連絡管に関する協定書	八千代市	H9. 7. 16	水道施設連絡管の接続	企業局 企業総務課	八千代市
③	給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議に係る確認事項	千葉県企業局給水区域内各市	H24. 4. 1	災害時の給水活動に関する役割等を明確化	危機管理課	千葉県企業局給水区域内 各市防災担当部署
3. 医療（協定数：5）						
①	災害時の医療救護活動に関する協定書及び覚書	公益社団法人習志野市医師会	H25. 11. 1 H29. 11. 1 R6. 3. 8	災害時の医療救護活動等	健康支援課	(公社) 習志野市医師会
②	災害時の医療救護活動に関する協定書及び覚書	一般社団法人習志野市歯科医師会	H27. 11. 1 H29. 11. 1 R6. 3. 8	災害時の歯科医療救護活動等	健康支援課	(一社) 習志野市歯科医師会
③	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給協力に関する協定書及び覚書	一般社団法人習志野市薬剤師会	H27. 11. 1 H29. 11. 1 R6. 3. 8	災害時の薬剤師の派遣及び医薬品等の供給	健康支援課	(一社) 習志野市薬剤師会
④	災害時における接骨師会の協力に関する協定書	公益社団法人 千葉県接骨師会千葉西支部 習志野市接骨師会	H10. 2. 20	災害時の応急救護活動	健康支援課	(公社) 千葉県接骨師会千葉西支部 【支部長】 床枝整骨院
⑤	災害時における助産師による支援活動協力に関する協定書	一般社団法人千葉県助産師会	H30. 5. 16	災害時の妊産婦等応急救護活動等	健康支援課	(一社) 千葉県助産師会

4. 応急工事（協定数：8）						
①	災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書	習志野市管工事協同組合	H25. 10. 16	道路、下水、公園、その他公共施設の応急復旧活動への協力	都市政策課	【会長】 （株）習志野工業 【事務局】 サクラ設備（株）
②	災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書	習志野市建設協力会	H25. 10. 22	災害時の人員及び資機材の出動について	都市政策課	【会長】 （株）積産住宅 【事務局】 本田土木工業（株）
③	災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書	習志野市造園工事業協同組合	H25. 10. 22	災害時の人員及び資機材の出動について	公園緑地課	【会長】 千葉高等園芸（株） 【事務局】 藤木緑化土木（株）
④	災害時における復旧応援に関する覚書	習志野市管工事協同組合	H31. 4. 1	ガス・水道管の復旧、緊急給水、受水槽清掃等の活動への協力	企業局 企業総務課	【会長】 福葉水道（株） 【事務局】 サクラ設備（株）
⑤	災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定	習志野市電友会	H28. 12. 22	災害時の公共施設等の電気使用設備などの応急復旧活動	危機管理課	【代表】 （株）吉水電機工業
⑥	災害時の応急措置に関する協定書	千葉土建一般労働組合船橋習志野支部	R1. 7. 4	公共施設の応急措置、住宅の応急修理	危機管理課	千葉土建一般労働組合船橋習志野支部
⑦	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社	R3. 4. 3	大規模停電時の電力復旧等	危機管理課	東京電力パワーグリッド（株）京葉支社
⑧	災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定	東日本電信電話株式会社千葉事業部	R3. 8. 24	大規模通信障害時の通信設備復旧等	危機管理課	東日本電信電話（株）千葉事業部
5. 物資等の確保（協定数：11）						
①	災害時における物資の供給協力に関する協定書	習志野商工会議所 大型店連絡協議会	H8. 5. 8	物資の供給確保	産業振興課	習志野商工会議所
②	災害時における物資の供給協力に関する協定書	習志野市商店会連合会	H. 8. 5. 8	物資の供給確保	産業振興課	習志野市商店会連合会
③	災害時における物資の供給協力に関する協定書	イオン株式会社	H18. 7. 20	物資の供給確保	産業振興課	イオン津田沼店
④	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送の協力に関する協定書	千葉県トラック協会 習志野支部	H8. 9. 19	救助物資の輸送確保	産業振興課	（株）習志野トラックセンター
⑤	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	生活協同組合コープみらい	H9. 5. 30	応急生活物資の供給	産業振興課	生活協同組合コープみらい千葉県本部
⑥	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	一般社団法人千葉県LPガス協会船橋支部	H26. 3. 25	カセットコンロ、カセットボンベ、プロパンガスの供給	産業振興課	（株）リルファナカジマ
⑦	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	H27. 3. 27	福祉用具等の供給	健康福祉政策課	（一社）日本福祉用具供給協会
⑧	災害時における物資の供給協力等に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H27. 11. 4	食料品等物資の供給	危機管理課	（株）セブン・イレブン・ジャパン

⑨	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	R1. 7. 16	生活物資の供給	産業振興課	株式会社カインズ
⑩	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社レンティ	R5. 8. 2	寝具等物資の供給	危機管理課	(株)レンティ
⑪	災害時における燃料等の供給に関する協定書	千葉県石油協同組合 習志野支部	R6. 4. 1	災害時の燃料供給及び 運搬	消防本部 警防課	千葉県石油協同組合 習志野支部
6. トイレ対策（協定数：7）						
①	災害時等における仮設 トイレレンタル業務に関 する協定書	株式会社関東広興	H9. 7. 14	仮設トイレの運搬設置	環境政策課	(株)関東広興
②	災害時におけるレンタル機 材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	H18. 7. 20	レンタル機材の供給	環境政策課	(株)アクティオ 習志野営業所
③	災害時におけるし尿等の 収集運搬に関する協定書	公益社団法人船橋市清 美公社	H29. 12. 25	し尿等の収集運搬	クリーン推 進課	公益社団法人 船橋市清美公社
④	災害時におけるし尿等の 収集運搬に関する協定書	船橋興産株式会社	H29. 12. 25	し尿等の収集運搬	クリーン推 進課	船橋興産株式会社
⑤	災害時におけるし尿等の 収集運搬に関する協定書	株式会社都市整美セ ンター	H29. 12. 25	し尿等の収集運搬	クリーン推 進課	株式会社ヒット
⑥	災害時におけるし尿等の 収集運搬に関する協定書	株式会社森山工業	H29. 12. 25	し尿等の収集運搬	クリーン推 進課	株式会社森山工業
⑦	災害時におけるし尿等の 収集運搬に関する協定書	丸徳環境株式会社	H29. 12. 25	し尿等の収集運搬	クリーン推 進課	丸徳環境株式会社
7. 遺体の収容等（協定数：3）						
①	災害時における支援協力 協定書	一般社団法人全日本冠 婚葬祭互助協力会	H18. 7. 20	遺体収容安置等の協力	社会福祉課	(一社)全日本冠婚 葬祭互助協力会
②	災害時における支援協力 協定書	千葉中央葬祭業協同組 合	H18. 7. 20	遺体収容安置等の協力	社会福祉課	千葉中央葬祭業協 同組合
③	災害時における支援協力 協定書	一般社団法人 全国霊柩自動車協会	H18. 7. 20	遺体収容安置等の協力	社会福祉課	(一社)全国霊柩自 動車協会
8. 避難所等の確保（協定数：21【※指定管理者の基本協定3含む】）						
①	災害時における要援護者 の受入れに関する協定書	社会福祉法人旭悠会 特別養護老人ホーム 「習志野偕生園」	H21. 12. 15	災害時の福祉避難所の 開設	健康福祉政 策課	特別養護老人ホー ム 習志野偕生園
②	災害時における要援護者 の受入れに関する協定書	社会福祉法人清和園 特別養護老人ホーム 「セイワ習志野」	H21. 12. 15	災害時の福祉避難所の 開設	健康福祉政 策課	特別養護老人ホー ム セイワ習志野
③	災害時における要援護者 の受入れに関する協定書	社会福祉法人慶美会 特別養護老人ホーム 「マイホーム習志野」	H21. 12. 15	災害時の福祉避難所の 開設	健康福祉政 策課	特別養護老人ホー ム マイホーム習志野
④	災害時における要援護者 の受入れに関する協定書	社会福祉法人八千代美 香会 地域交流プラザ 「ブレーメン習志野」	H21. 12. 15	災害時の福祉避難所の 開設	健康福祉政 策課	地域交流プラザ ブレーメン習志野
⑤	災害時における要援護者 の受入れに関する協定書	医療法人社団愛友会 介護老人保健施設「ケ アセンター習志野」	H21. 12. 15	災害時の福祉避難所の 開設	健康福祉政 策課	介護老人保健施設 ケアセンター習志 野
⑥	災害時における要援護者 の受入れに関する協定書	社会福祉法人清和園 「ゆいまーる習志野介 護老人福祉施設」	H25. 4. 26	災害時の福祉避難所の 開設	健康福祉政 策課	介護老人福祉施設 ゆいまーる習志野
⑦	災害時における要援護者 の受入れに関する協定書	医療法人社団愛友会 介護老人保健施設「あ っとほーむ習志野」	H25. 4. 26	災害時の福祉避難所の 開設	健康福祉政 策課	介護老人保健施設 あっとほーむ習志 野

⑧	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書	社会福祉法人豊立会 特別養護老人ホーム「玲光苑習志野ローズ館」	H27. 2. 1	災害時に福祉避難所の開設	健康福祉政策課	特別養護老人ホーム「玲光苑習志野ローズ館」
⑨	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書	社会福祉法人習愛会 障害福祉サービス事業所「あきつ園」、 「習志野市総合福祉センター花の実園」	H29. 3. 23	災害時に福祉避難所の開設	健康福祉政策課	障害福祉サービス事業所「あきつ園」、 「習志野市総合福祉センター花の実園」
⑩	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書	社会福祉法人あひるの会 障害福祉サービス事業所「あかね園」	H29. 3. 23	災害時に福祉避難所の開設	健康福祉政策課	障害福祉サービス事業所「あかね園」
⑪	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書	NPO法人希望の虹 障害福祉サービス事業所「希望の虹レインボー学園」	H29. 3. 23	災害時に福祉避難所の開設	健康福祉政策課	障害福祉サービス事業所「希望の虹レインボー学園」
⑫	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書	社会福祉法人康德会 認知症高齢者グループホーム「あかしや」	H29. 3. 23	災害時に福祉避難所の開設	健康福祉政策課	認知症高齢者グループホーム「あかしや」
⑬	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書	社会福祉法人慶美会 特別養護老人ホーム「サンクレール谷津」	H30. 4. 1	災害時に福祉避難所の開設	健康福祉政策課	特別養護老人ホーム「サンクレール谷津」
⑭	災害時における福祉避難所への介護福祉士派遣に関する協定	公益社団法人日本介護福祉士会	H28. 3. 28	福祉避難所へ介護福祉士を派遣	健康福祉政策課	公益社団法人日本介護福祉士会
⑮	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定及び申し合わせ事項	千葉県立津田沼高等学校	H25. 9. 24	避難所開設時の協力	危機管理課	千葉県立津田沼高等学校
⑯	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定及び申し合わせ事項	千葉県立実籾高等学校	H25. 10. 25	避難所開設時の協力	危機管理課	千葉県立実籾高等学校
⑰	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社千葉支店	H25. 11. 18	災害発生時の避難所への特設公衆電話の設置及び利用・管理等	危機管理課	東日本電信電話株式会社千葉支店
⑱	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社デベロップ	R2. 1. 31	災害時の移動式宿泊施設等の提供	危機管理課	株式会社デベロップ
⑲	※指定管理の基本協定（福祉避難所）	養護老人ホーム「白鷺園」	H21. 12. 15	災害時の福祉避難所の開設	高齢者支援課	養護老人ホーム「白鷺園」
⑳	※指定管理の基本協定（福祉避難所）	老人福祉センター「さくらの家」、地域福祉センター「いずみの家」	H21. 12. 15	災害時の福祉避難所の開設	高齢者支援課	習志野市社会福祉協議会
㉑	※指定管理の基本協定（福祉避難所）	東部保健福祉センター	H21. 12. 15	災害時の福祉避難所の開設	高齢者支援課	東部保健福祉センター
9. 帰宅困難者の受入協力（協定数：3）						
①	災害発生時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定	学校法人千葉工業大学	H25. 3. 28	災害時の帰宅困難者の受入れ、備蓄物資の提供等	危機管理課	学校法人千葉工業大学総務部
②	災害発生時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定	公益財団法人習志野文化ホール	H25. 3. 28	災害時の帰宅困難者の受入れ、備蓄物資の提供等	危機管理課	（公財）習志野文化ホール

③	災害発生時における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入等に関する協力協定	日本ホテル株式会社 (ホテルメッツ津田沼)	H25. 7. 3	特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入れ、備蓄物資の提供等	危機管理課	JR 東日本ホテルメッツ津田沼
④	災害発生時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定	株式会社東京インテリア家具 (幕張店)	R6. 12. 20	災害時の帰宅困難者の受入れ、備蓄物資の提供等	危機管理課	(株)東京インテリア家具 幕張店
10. 情報発信・提供等 (協定数：9)						
①	災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム船橋習志野	H28. 1. 25	災害情報の提供・放送	危機管理課	(株)ジェイコム千葉 Y Y 船橋習志野局
②	ならしの減災プロジェクトの開設に関する協定書	株式会社ウェザーニューズ	H24. 5. 26	ウェブサイトを活用した、災害・減災情報の発信・共有	危機管理課	(株)ウェザーニューズ
③	防災行政用無線等の自治体情報をCATVデータ放送において文字情報として放送することに関する協定書	株式会社JCN船橋習志野	H24. 6. 15	災害情報の提供・放送	危機管理課	(株)JCN船橋習志野 企画制作部
④	習志野市防災防犯情報提供の協働事業に関する協定書	株式会社フューチャーリンクネットワーク	H25. 7. 8	防災防犯情報に関する情報提供・情報発信	危機管理課	(株)フューチャーリンクネットワーク 公共ソリューション部
⑤	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H26. 12. 22	災害情報の提供、アクセスの分散	広報課	ヤフー株式会社
⑥	非常通信による情報収集等に関する協定	習志野市アマチュア無線非常通信連絡会	H27. 9. 16	非常通信による情報収集	危機管理課	習志野市アマチュア無線非常連絡会
⑦	防災行政無線放送の再送信に関する協定	株式会社ジェイコム千葉 Y Y 船橋習志野局	H30. 4. 24	ジェイコム設備を利用した放送の再送信	危機管理課	(株)ジェイコム千葉 Y Y 船橋習志野局
⑧	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	R3. 8. 24	避難所の混雑状況の発信	危機管理課	(株)バカン
⑨	災害情報の放送に関する協定	株式会社ベイエフエム	R5. 9. 11	F Mラジオ局を利用した災害情報の放送	危機管理課	(株)ベイエフエム
11. 国関係 (協定数：2)						
①	習志野市防災資機材の使用及び管理に関する協定書	陸上自衛隊習志野駐屯地	H8. 7. 31	習志野市防災資機材の使用及び管理	危機管理課	陸上自衛隊 第1空挺団
②	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H24. 12. 28	災害時の情報交換、情報連絡員の当市への派遣	危機管理課	関東地方整備局 千葉国道事務所
12. 消防関係 (協定数：5)						
①	千葉県広域消防相互応援協定書	千葉県の市町村及び一部事務組合	H4. 4. 1	大規模災害の相互応援協力	消防本部 警防課	各市消防主管課
②	鉄道災害時における鉄道軌道事業者と消防機関との連携に関する協定書	千葉県内の鉄道軌道事業者	H23. 4. 1	大規模災害の相互応援協力	消防本部 警防課	各市消防主管課 県内鉄道軌道事業者 千葉県防災危機管理部消防課
③	東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書	千葉県、茨城県の市町及び一部事務組合、東日本高速道路株式会社	H25. 4. 10	大規模災害の相互応援協力	消防本部 警防課	東日本高速道路(株) 各市消防主管課
④	災害時等における消防用水の供給支援に関する協定書	千葉西部生コンクリート協同組合	R2. 3. 12	消防用水の運搬及び供給	消防本部 警防課	千葉西部生コンクリート協同組合

⑤	習志野市・八千代市消防相互応援協定	八千代市	R3. 1. 26	火災等の災害時応援協定	消防本部 警防課	八千代市消防本部 警防課
13. その他（協定数：20）						
①	習志野市と日本郵便株式会社の災害発生時における協力に関する覚書	日本郵便株式会社習志野郵便局	H9. 5. 28 R2. 11. 2	被災者の避難先リスト等の情報の相互提供等	危機管理課	習志野郵便局
②	災害時における支援協力に関する協定書	千葉県行政書士会	H25. 2. 18 R1. 7. 11	災害時の行政書士による支援相談窓口開設、行政書士の派遣	危機管理課	千葉県行政書士会
③	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	H26. 9. 1	災害時の土地家屋調査士による家屋被害認定	危機管理課	千葉県土地家屋調査士会
④	耐震性貯水槽の設置及び管理に関する基本協定書	千葉県企業局	H26. 10. 16	耐震性貯水槽の管理・運用について	公園緑地課	千葉県企業局
⑤	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H27. 3. 23	平時における備蓄用住宅地図等の無償提供、インターネットで利用できる住宅地図の無償提供	危機管理課	株式会社ゼンリン
⑥	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社	H27. 3. 30	広告付避難場所等電柱看板の掲出及び撤去	危機管理課	東電タウンプランニング株式会社
⑦	災害時における緊急物資輸送及び集配拠点の運営等に関する協定	ヤマト運輸株式会社船橋主管支局	H28. 3. 8	救援物資の配送、集積拠点における運営に関する助言・指導	危機管理課	ヤマト運輸株式会社船橋主管支局
⑧	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定	公益社団法人千葉県建築士事務所協会 習志野支部	H28. 12. 19	被災建築物応急危険度判定の協力	建築指導課	(公社) 千葉県建築士事務所協会 習志野支部
⑨	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定	一般社団法人千葉県建築士会 習志野支部	H28. 12. 19	被災建築物応急危険度判定の協力	建築指導課	(一社) 千葉県建築士会 習志野支部
⑩	災害廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定	一般社団法人習志野環境公社	H28. 12. 1	災害廃棄物の収集運搬等の協力	クリーン推進課	一般社団法人習志野環境公社
⑪	近隣ガス事業者との災害時相互支援協力協定書	京葉瓦斯株式会社、大多喜ガス株式会社	H30. 8. 21	ガス漏えい時等における支援協力	企業局 工務管理課	京葉瓦斯(株) 大多喜ガス(株)
⑫	日本大学生産工学部と習志野市の地域防災力向上に関する覚書	日本大学生産工学部	H30. 10. 26	災害時の情報収集、地域防災活動等への参画	危機管理課	日本大学生産工学部 庶務課
⑬	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書	千葉県理容生活衛生同業組合習志野支部	H31. 3. 22	洗髪等の理容ボランティア	危機管理課	千葉県理容生活衛生同業組合習志野支部
⑭	災害時の情報収集等における人員及び車両等の提供に関する協定書	株式会社ジェイコム千葉YY船橋習志野局	R2. 3. 16	災害時の人員及び車両等の提供	危機管理課	(株)ジェイコム千葉YY船橋習志野局
⑮	災害時における動物救護活動に関する協定書	公益社団法人千葉県獣医師会京葉地域獣医師会	R2. 2. 21	災害時の動物救護活動	環境政策課	(公社) 千葉県獣医師会京葉地域獣医師会
⑯	災害時及び感染症発生時における消毒業務に関する協定書	一般社団法人千葉県ペストコントロール協会	R2. 10. 7	災害時及び感染症発生時における防疫・消毒活動等	危機管理課	(一社) 千葉県ペストコントロール協会
⑰	タクシー車両による緊急輸送等に関する協定書	一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部	R3. 10. 6	タクシー車両による輸送業務	危機管理課	(一社) 千葉県タクシー協会京葉支部
⑱	災害時における電源設備等を有する車両による応援に関する協定書	株式会社I DOM	R4. 11. 18	電源設備車の貸与	危機管理課	株式会社I DOM

⑱	災害時における行政界 周辺道路の展開に関する覚書	千葉市、茂原市、佐倉市、東金市、市原市、八千代市、四街道市、八街市、大網白里市	R4. 3. 31	災害時における行政界周辺道路の展開	道路管理課	各市道路管理者
㉓	習志野市災害ボランティアセンター等の設置及び運営に関する協定	社会福祉法人習志野市社会福祉協議会	R5. 10. 26	災害ボランティアセンターの設置、運営及び費用負担等	社会福祉課	社会福祉法人習志野市社会福祉協議会

10-1. 都市間相互

① 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 (千葉県内のすべての市町村)

(目 的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定

し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

② 災害時における相互応援に関する協定（習志野市・富士吉田市・南房総市）
（習志野市・富士吉田市・南房総市）

都市間交流を行っている富士吉田市、南房総市及び習志野市（以下「協定市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が応急対策及び復旧活動を円滑に遂行できるように、被災市の要請にこたえて、相互に応援、協力を行うために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 協定市は、大規模な災害が発生し被災市から応援の協力要請を受けた場合は、要請内容に従って応援するよう努めるものとする。

（応援の内容）

第3条 この協定による応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- （2）応急対策等に必要な資機材の提供（車両等含む。）
- （3）応急対策等に必要な職員の派遣
- （4）被災者の一時収容のための施設の提供
- （5）前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第4条 被災市は、協定市に応援を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認したうえで、応援要請書（様式第1号）により応援要請を行うものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の具体的な内容及び必要量
- （3）応援を希望する期間
- （4）応援受入場所及び応援受入場所への経路
- （5）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 協定市は、前項の応援要請を受け応援を行う場合は、電話等により応援する旨を伝え、速やかに応援受諾書（様式第2号）により応援内容を通知する。

（応援の手続きができない場合の応援）

第5条 被災市に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合においては、協定市が自らの判断により応援できるものとし、前条の応援要請の手続きは後日行うものとする。

（応援活動の記録）

第6条 協定市は、前2条に基づき応援を行った場合は、応援活動記録表（様式第3号）により応援活動の記録を行うものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度協議して定める。

(経費の請求)

第8条 前条に定める経費の請求は、第6条に定める応援活動記録表を添付して、経費の請求書(様式第4号)により応援市の長が受援市の長に対して行うものとする。ただし、応援市が自らの判断により行った応援活動に要する経費の請求については、別に協議して定める。

(災害補償等)

第9条 第3条に定める応急活動に従事した職員が、その活動により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する災害補償は、応援市が負うものとする。

(情報提供)

第10条 気象警報の発表等に伴い情報収集のための体制をとった場合は、被害の有無に関わらず、被害状況等報告書(様式第5号)により協定市に情報提供を行い、情報の共有を図るものとする。

(交流)

第11条 この協定の目的に資するため、必要に応じて相互の各種訓練への参加及び勉強会等の開催を行うとともに、平常時から地域間交流に努めるものとする。

(連絡担当)

第12条 協定市は、協定締結後直ちに連絡担当者を連絡担当者届(様式第6号)によりお互いに報告するものとし、内容に変更があった場合は、速やかに協定市に報告するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第14条 この協定は、平成30年4月2日から施行する。

(協定の廃止)

第15条 災害時における相互応援に関する協定(習志野市・富士吉田市・丸山町(現・南房総市))(平成9年5月9日)は、この協定の施行日前日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各市署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 9年5月9日

平成30年4月2日

山梨県富士吉田市下吉田6丁目1番1号
富士吉田市
市長 堀 内 茂

千葉県南房総市富浦町青木28番地
南房総市
市長 石 井 裕

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮 本 泰 介

③ 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定
(市町村及び一部事務組合)

(趣旨)

第1条 この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(平成8年2月23日施行、以下「基本協定」という。)第2条第8号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)間で相互に援助協力体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿(災害廃棄物を含む。)の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。

ただし、埋立による最終処分は原則として対象業務から除外する。

(市町村等の責務)

第3条 市町村等は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- 1 分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区分はもとより資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。
- 2 廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。
- 3 施設が常に良好な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。
- 4 協力の要請を受けた時は、相互援助の精神をもって、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(協力の必要な事態)

第4条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

1 緊急事態

- (1) 災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態
- (2) 災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態
- (3) 不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態

2 改修工事等の事態

- (1) 一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

(協力の要請)

第5条 協力の要請は、次により行うものとする。

- 1 緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。
- 2 改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書(様式1号)により行うものとする。

(費用負担)

第6条 市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務に係る費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書(様式2号)により協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

(契約の締結)

第8条 協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

(疑義が生じた場合)

第9条 協力体制を行う上で疑義が生じた場合は、千葉県環境衛生促進協議会で協議の上、決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成9年7月31日より効力を生ずる。

2 この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書102通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

千 葉 市 長	松 井	旭
銚 子 市 長	大 川	政 武
市 川 市 長	高 橋	國 雄
船 橋 市 長	藤 代	孝 七
館 山 市 長	庄 司	厚
木 更 津 市 長	須 田	勝 勇
松 戸 市 長	川 井	敏 久
野 田 市 長	根 本	崇
佐 原 市 長	鈴 木	全 一
茂 原 市 長	石 井	常 雄
成 田 市 長	小 川	国 彦
佐 倉 市 長	渡 貫	博 孝
東 金 市 長	岡 本	健
八 日 市 場 市 長	増 田	健
旭 市 長	加 瀬	五 郎
習 志 野 市 長	荒 木	勇
柏 市 長	本 多	晃
勝 浦 市 長	山 口	吉 暉
市 原 市 長	小 出	善 三 郎
流 山 市 長	眉 山	俊 光
八 千 代 市 長	大 澤	一 治
我 孫 子 市 長	福 嶋	浩 彦
鴨 川 市 長	本 多	利 夫
鎌 ヶ 谷 市 長	皆 川	圭 一 郎
君 津 市 長	若 月	弘
富 津 市 長	白 井	貫
浦 安 市 長	熊 川	好 生
四 街 道 市 長	中 台	良 男
袖 ヶ 浦 市 長	小 泉	義 弥
八 街 市 長	長 谷 川	健 一
印 西 市 長	海 老 原	栄
関 宿 町 長	河 井	弘

87

三 芳 村 長	安 藤	光 男
白 浜 町 長	山 口	重 明
千 倉 町 長	山 口	功
丸 山 町 長	石 井	洋
和 田 町 長	中 山	卯 一 郎
天津小湊町長	辰 馬	和 郎
小見川外二ヶ町清掃組合組合長	菅 谷	長 藏
長生郡市広域市町村圏組合管理者	石 井	常 雄
鋸南地区環境衛生組合管理者	富 永	純
北 総 西 部 衛 生 組 合 組 合 長	鈴 木	全 一
東 総 衛 生 組 合 管 理 者	加 瀬	五 郎
印旛衛生施設管理組合管理者	中 台	良 男
沼南白井鎌ヶ谷環境衛生組合管理者	皆 川	圭 一 郎
山武郡市広域行政組合管理者	岡 本	健
夷隅郡環境衛生組合管理者	久 我	洋
長狭地区衛生組合管理者	本 多	利 夫
朝 夷 衛 生 組 合 管 理 者	山 口	功
印西地区衛生組合管理者職務代理者		
印西地区衛生組合 副管理者	眞 嶋	八 十 八
東 総 塵 芥 処 理 組 合 管 理 者	山 田	常 衛
八日市場市ほか三町環境衛生組合管理者	増 田	健
佐倉市、酒々井町清掃組合管理者	渡 貫	博 孝
山武郡環境衛生事業振興組合管理者	實 川	堅 司 郎
東金市外三町清掃組合管理者	岡 本	健
鴨川市和田町環境衛生組合管理者	中 山	卯 一 郎
夷隅町岬町清掃組合管理者	久 我	洋
印西地区環境整備事業組合管理者	海 老 原	栄
香取広域市町村圏事務組合管理者	鈴 木	全 一
安房郡市広域市町村圏事務組合理事長	庄 司	厚

④ 習志野市・京田辺市災害時相互応援協定
(京都府京田辺市)

習志野市と京田辺市(以下「協定市」という。)とは、災害時における応急対策及び復旧対策(以下「応急対策等」という。)に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生した場合において、災害を受けた市(以下「被災市」という。)が応急対策及び復旧活動を円滑に遂行できるように、被災市の要請にこたえて、相互に応援、協力を行うために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 協定市は、大規模災害が発生し被災市から応援の協力要請を受けた場合は、要請内容に従って応援するよう努めるものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 応急対策等に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童・生徒の受け入れ
- (6) ボランティアの調整等
- (7) ホームページの代理掲載など災害時の情報発信協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の具体的な内容及び必要量
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条に定める救助及び応急対策等に従事した職員が、その活動により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、障害の状態となった場合においては、本人又はその遺族に対する災害補償は、応援市が負うものとする。

(交流)

第7条 この協定の目的に資するため、必要に応じて相互の各種訓練への参加及び勉強会等の開催を行うとともに、平常時から地域間交流に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成25年1月29日

習志野市長 宮本 泰介

京田辺市長 石井 明三

10-2. 給 水

① 千葉県水道災害相互応援協定 (千葉県内の水道事業体等)

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、千葉県内の水道事業体及び水道用水供給事業体並びに、下総町、大栄町、山武町及び芝山町（以下「事業体等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 災害が発生した場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先（以下「連絡体制」という。）による。

(応援)

第3条 被災事業体等が、他の事業体等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業体等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業体等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業体等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災事業体等が、県に応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により防災ファックス等を用いて要請するものとする。

また、被災事業体等の判断により県を通さず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(応援の内容)

第5条 事業体等が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業体等の間で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業体等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2号、第3号様式）により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業体等に送付するものとする。

(応援体制)

第8条 応援事業体等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第9条 被応援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援事業体等は、資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧、応急復旧用資器材に要する費用は、被応援事業体等が負担する。

(2) 応援事業体等の職員を派遣するに要する経費は、応援事業体等が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体等の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援事業体等が、被応援事業体等への往復途中に生じたものについては、応援事業体等がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

(協 議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない次項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、事業体等を「甲」とし、県を「乙」として本書66通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年11月2日

② 緊急時用連絡管に関する協定書
(八千代市)

八千代市(以下「甲」という。)と習志野市(以下「乙」という。)とは、地震その他の異常な自然現象により甲又は乙の水道施設が被災した場合(以下「災害時」という。)における緊急時用連絡管(以下「連絡管」という。)に関し次のとおり協定する。

(目的)

第1条 甲の水道施設と乙の水道施設を接続し、災害時における甲及び乙の水道用水の安定供給を確保することを目的とする。

(連絡管の接続)

第2条 甲の所有する管と乙の所有する管を次の地点で接続するものとし、別紙記載のとおりとする。

(1) 甲の所有する管の地点 八千代市八千代台西7-2番地先

(2) 乙の所有する管の地点 習志野市東習志野8-13-10番地先

(事業費の負担)

第3条 連絡管の布設及び接続に要する費用(以下「事業費」という。)は、甲及び乙の負担割合は次のとおりとする。

(1) 甲及び乙は、それぞれ行政境まで連絡管を布設する。

(2) 連絡管の接続工事(以下「工事」という。)は、乙の責任と費用で完成させるものとする。

(維持管理)

第4条 連絡管の維持管理は、甲及び乙が行政境まで行うものとし、その費用は、甲、乙がそれぞれが負担するものとする。ただし、接続箇所については、甲、乙がそれぞれ2分の1の負担とする。

(連絡管の使用)

第5条 連絡管の使用については、「千葉県水道災害相互応援協定」第6条の定めるところにより甲、乙協議し、使用するものとする。

(協定外事項)

第6条 この協定に定めが無い事項又は、疑義が生じた条項は、甲、乙誠意をもって協議し、定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定の効力は、協定締結の日から生ずるものとする。

以上、この協定の成立を証として本書2通を作成し、甲、乙各々押印の上各1通を保有するものとする。

平成9年7月16日

甲 千葉県八千代市萱田町596番地の5
八千代市水道事業管理者 高橋 功

乙 千葉県習志野市藤崎1丁目1番13号
習志野市企業管理者 小倉 孝

③ 給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議に係る確認事項
(千葉県水道局給水区域内各市)

1 (趣旨)

県水道局と給水区域内各市は、千葉県地域防災計画に基づき、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、協力して応急給水を実施することとしている。

災害時に、より迅速かつ的確に応急給水を行うため、県水道局と各市の具体的役割分担等について、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における応急給水活動及び給水区域内市における応急給水等連絡調整会議等において協議してきた結果を踏まえ、本書において以下のとおり確認するものである。

2 (災害)

本確認事項で云う「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項で規定された、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震及び津波等とする。

3 (情報連絡体制)

(1) 各市と県水道局は連絡者及び連絡先について、年度当初に一覧表を作成のうえ双方確認することとし、変更の都度これを改正する。

(2) 各市と県水道局は常時共有すべき情報について、内容の変更がある場合は、随時、これを変更する。常時共有すべき主な情報は次のとおりである。

ア 病院等の重要施設及び指定避難場所

イ 相互に整備する応急給水用資機材

(3) 各市と県水道局は災害時に、「水道施設の被害状況、断水区域、復旧見込み」、「道路被害状況」、「避難所の開設状況」、「局と市の毎日の給水予定」及び「重要施設などからの応急給水要請」などの情報を相互に交換し、これを共有する。

4 (各市災害対策本部への局職員の派遣)

県水道局は、各市が災害対策本部を設置した場合、各市と協議のうえ応急給水活動における調整を行うため、各市の対策本部に連絡調整員1～2名を派遣する。

5 (給水車等への注水場所)

各市が実施する応急給水時の給水車等への注水場所は、県水道局の浄水場及び給水場を予め定めてあるが、被災状況に応じて変更もありうるため、注水を受ける場合は、それぞれの所管する県水道局水道事務所(支所)に確認し、事務所から指示のあった浄水場及び給水場で注水を受ける。

6 (応急給水の実施)

(1) 県水道局と各市は、7に掲げた役割分担に基づき応急給水を実施する。

(2) 応急給水の実施に当たっては、被害状況、人員・資機材の状況等に応じ、県水道局と各市対策本部で調整を行う。

7 (県と各市の役割分担)

(1) 応急給水に係る役割分担

県地域防災計画に基づき、応急給水活動をより迅速かつ的確に実施するため、別紙のとおり

り活動内容ごとに県水道局と各市の役割分担を定める。なお、災害時には、役割分担について、被害状況等により県水道局と各市災害対策本部で、適宜、調整ができるものとする。

(2) 応援水道事業体の割り振及び指揮

ア 応援水道事業体の各市への割振り及び各市ごとの役割分担は、県水道局と各市対策本部が調整し行う。

イ 応援水道事業体に対する指揮は、県水道局及び各市が調整のうえ行う。

ウ 応援水道事業体の活動内容については、県水道局及び各市がそれぞれの分担に基づき整理し、最終的に県水道局が取りまとめを行なう。

(3) 車両基地及び宿泊場所等の確保

各市は、県水道局及び応援水道事業体の必要とする車両基地、宿泊場所及び食料等の確保に協力する。

8 (経費の負担)

(1) 災害救助法の適用を受ける災害において、応急給水活動に要する経費は、災害救助法に基づき県に負担を求める。

(2) 災害救助法の適用を受けない災害において、応急給水活動に要する経費の負担については、別途協議する。

附 則

この確認書は、平成24年4月1日から適用する。

平成18年3月31日に交わした確認事項については、本書の適用より無効とする。

会議構成員

千葉県水道局技術部
水道危機対策監

千葉県水道局技術部計画課
課 長

千葉県水道局千葉水道事務所
所 長

千葉県水道局船橋水道事務所
所 長

千葉県水道局市川水道事務所
所 長

千葉市総務局市長公室危機管理課
課 長

市川市総務部危機管理課
課 長

船橋市市長公室防災課
課 長

松戸市総務企画本部防災課
課 長

成田市総務部危機管理課
課 長

習志野市総務部生活安全室安全対策課
課 長

市原市総務部防災課
課 長

鎌ヶ谷市市民生活部安全対策課
課 長

浦安市総務部防災課
課 長

印西市総務部防災課
課 長

白井市市民経済部市民安全課
課 長

災害時の応急給水に係る県水道局と各市の役割分担

県地域防災計画に基づき、県水道局給水区域内の応急給水活動に係る事前対策及び災害時の作業について、県水道局及び各市の役割分担を以下のとおり定める。

なお、応急給水に係る情報について、県水道局と各市対策本部は共有化を図るとともに、役割分担は、被害状況や復旧の進捗状況、応急給水活動状況等を勘案しながら、必要に応じ県水道局と各市対策本部で調整できるものとし、双方が緊密に連携して応急給水を実施するものとする。

【県水道局及び各市の役割分担】

応急給水内容	分担	役割
(1) 県水道局浄水場・給水場における近隣住民への応急給水	県水道局	・水の確保、非常用給水設備の整備、非常用飲料水袋等の備蓄
(2) 非常用水源や民間の協力井戸等を活用した拠点給水	各市	・非常用水源等の整備、民間との協力体制の整備
(3) 病院等の重要施設及び避難場所等への応急給水	各市	・小学校等の避難場所の開設及び運営 ・非常用水源の整備、非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋の備蓄、その他飲料水の確保 ・住民の自主防災組織やボランティアの活用
	県水道局	・給水車等による運搬給水 ・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋等の備蓄 ・病院等の重要施設及び避難場所に至る排水管路の耐震化
	各市 県水道局	・施設の位置・規模等のデータ整理、輸送ルートの検討
(4) 消火栓を活用した仮配管や仮設給水栓による応急給水	県水道局	・管路の耐震化、仮配管や仮設給水栓の整備、非常用飲料水袋等の備蓄
(5) 広報	各市 県水道局	・インターネットホームページの整備、防災無線の活用、広報車による巡回広報等
(6) その他	各市	・市水道事業の県水給水区域への応急給水の調整、自衛隊への応援要請（知事経由）
	県水道局	・他水道事業体との協力体制の整備

10-3. 医 療

① 災害時の医療救護活動に関する協定書

(習志野市医師会)

習志野市において災害が発生した場合、必要な応急医療活動を迅速かつ円滑に行うため、習志野市（以下「甲」という。）と公益社団法人習志野市医師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、習志野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対して、乙の協力を得ることに關し必要な事項を定める。

(医療救護活動の実施要請)

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護活動の実施を要請するものとする。

(災害医療本部における役割)

第3条 乙は、甲が設置する習志野市災害医療本部（以下「医療本部」という。）の構成団体として、医療救護活動を行うものとする。

(医師、看護師等の派遣)

第4条 乙は、第2条の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに、医師、看護師等を甲の指定する応急救護所又は医療本部が指定する現地（以下「応急救護所等」という。）に派遣し、甲の職員等と医療救護班を編成するものとする。なお、乙は、習志野市に震度6弱以上の地震が発生した場合は、予め定める医師等を自動的に派遣するものとする。

(医療救護班活動に関する指揮命令)

第5条 医療救護班の班長は、応急救護所等に派遣された医師とし、応急救護所等における医療救護活動の指揮命令を行うこととする。

(医療救護班の業務)

第6条 医師救護班の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認
- (4) その他

(連絡調整)

第7条 医療本部及び医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(応急救護所の設置)

第8条 甲は、災害及び事故の状況により、必要に応じて応急救護所を設置する。

2 甲は、前項の定めるもののほか、災害の状況に応じて必要と思われたときは、医療救護活動が可能な被災地や避難所周辺の医療施設等に、乙の協力を得て応急救護所を設置することができる。

(後方医療機関の選定。転送)

第9条 傷病者の後方医療機関の選定は、甲と乙との協議により決定し、円滑に行う。又、その転送は甲がこれを行う。

(医療材料品等)

第10条 医療救護活動に要する医療材料品は、原則として甲が準備し提供するものとする。

(医療費)

第11条 災害救助法の適用を受けた災害の際に発生する応急救護所並びに病院及び診療所における医療費は、同法の適用の範囲内で無料とする。

2 災害救助法の適用を受けない災害については、応急救護所等における医療費は無料、後方医療機関等における医療費は、原則として患者負担とし、当該患者が費用を支払うことができないと甲が判断したときは、甲において負担する。

(費用弁償及び災害補償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの。

ア 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行し、応急救護所等で使用した医薬品及び医療器具並びに使用により損傷等した医療器材の修理等に要する費用

ウ 医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償

(2) 第8条の応急救護所等で発生した災害及び事故により医療施設等が破損した場合の実費弁償

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、災害の発生のつど甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

第13条 この協定に基づき乙が実施した医療救護活動に関して、患者等との間で医事紛争が発生した場合(調停を含む)、一切の責任を甲が負うものとする。

(合同訓練)

第14条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に積極的に参加し協力するとともに、当該訓練の一般参加者等に傷病者が発生したときの医療救護も併せて担当するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定成立の日から一年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前の一月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から一年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項の定めにより更新できる年数は二年(締結した年を含む)とし、更新の二年目においては、甲乙協議の上、この協定の更新を決定するものとする。以降の更新についても同様とする。

上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月1日 締結
平成29年11月1日 再締結
令和6年3月8日 再締結

- 甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介
- 乙 習志野市鷺沼1丁目2番1号
公益社団法人 習志野市医師会
代表理事 三束 武司

覚 書

習志野市（以下「甲」という。）と公益社団法人習志野市医師会（以下「乙」という。）とは、令和6年3月8日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」第15条に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第1 協定書の適用の範囲は、乙が実施する医療救護活動に加わった全ての医師、看護師等に適用する。

第2 医療救護活動の従事者に対する報酬の額等は、下記のとおりとする。

1 基準報酬額（1回あたり）

（1）医 師 当該年度に市が締結した「救急医療対策事業委託」「単価内訳書」「急病診療所」のとおりとする。

（2）看 護 師 「習志野市会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則」「別表第3（第7条）」のとおりとする。

2 加算額

（1）医 師 1回の出勤が3時間を越えた場合は、3時間を越えた部分について、1時間当り、当該年度に市が締結した「救急医療対策事業委託」「単価内訳書」「急病診療所」で示す額を加算する。

（2）看 護 師 「習志野市会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則」第12条のとおりとする。

3 時間帯の単価加算

第2の2の規定にかかわらず、出勤時間が次の時間帯に及ぶ場合には、加算額に掲げる時間単価に次に掲げる率を乗じて得た額を時間単価とする。

（1）午前5時から午前9時まで及び午後5時から午後10時まで 100分の125

（2）午後10時から午前5時まで 100分の150

第3 報酬等の支払いは、下記のとおりとする。

1 乙は、報酬等の請求にあたっては、甲が別に定める請求書の様式に従って行うものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第4 習志野市災害医療本部の設置場所は、習志野市庁舎グランドフロアとする。

第5 災害の初期段階における応急救護所の設置場所は、下記のとおりとする。

（1）習志野市保健会館

（2）習志野市立第一中学校

（3）習志野市立第二中学校

（4）習志野市立第七中学校

第6 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

第7 この覚書の有効期間は、協定書の有効期間と同様とする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年11月1日 締結

平成29年11月1日 再締結

令和6年3月8日 再締結

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市

市長 宮本 泰介

乙 習志野市鷺沼1丁目2番1号

公益社団法人 習志野市医師会

代表理事 三 束 武 司

② 災害時の医療救護活動に関する協定書

(習志野市歯科医師会)

習志野市において災害が発生した場合、必要な応急歯科医療活動を迅速かつ円滑に行うため、習志野市（以下「甲」という。）と一般社団法人習志野市歯科医師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、習志野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対して、乙の協力を得ることに必要な事項を定める。

(歯科医療救護活動の実施要請)

第2条 甲は、防災計画に基づく歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護活動の実施を要請するものとする。

(災害医療本部における役割)

第3条 乙は、甲が設置する習志野市災害医療本部（以下「医療本部」という。）の構成団体として、医療救護活動を行うものとする。

(歯科医師、歯科衛生士等の派遣)

第4条 乙は、第2条の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医師、歯科衛生士等を甲の指定する応急救護所又は医療本部の指定する現地（以下「応急救護所等」という。）に派遣し、医師、薬剤師、甲の職員等と医療救護班を編成するものとする。なお、乙は、習志野市に震度6弱以上の地震が発生した場合は、予め定める歯科医師等を自動的に派遣するものとする。

(医療救護活動に関する指揮命令)

第5条 医療救護班の班長は医師とし、応急救護所等における医療救護活動は班長の指示に従うこととする。

(医療救護班歯科医師等の業務)

第6条 医療救護班歯科医師等の業務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 歯科医療に係る応急処置
- (2) 歯科診療記録等による被災者の身元確認
- (3) 後方歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 避難所での歯科治療、歯科保健指導
- (5) その他

(連絡調整)

第7条 医療本部及び医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(応急救護所の設置)

第8条 甲は、災害及び事故の状況により、必要に応じて応急救護所を設置する。

2 甲は、前項の定めるもののほか、災害の状況に応じて必要と思われたときは、医療救護活動が可能な被災地や避難所周辺の歯科医療施設等に、乙の協力を得て応急救護所を設置することができる。

(後方歯科医療機関の選定、転送)

第9条 傷病者の後方歯科医療機関の選定は、医療本部にて決定し、円滑に行う。又、その転送は甲がこれを行う。

(歯科医療材料品等)

第10条 医療救護活動に要する医療材料品は、原則として甲が準備し提供するものとする。

(医療費)

第11条 災害救助法の適用を受けた災害については、応急救護所等並びに病院及び診療所における医療費は、同法の適用の範囲内で無料とする。

2 災害救助法の適用を受けない災害については、応急救護所等における医療費は無料、後方医療機関等における医療費は、原則として患者負担とし、当該患者が費用を支払うことができないと甲が判断したときは、甲において負担する。

(費用弁償及び災害補償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの。

ア 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行し、応急救護所等で使用した医薬品及び医療器具並びに使用により損傷等した医療器材の修理等に要する費用

ウ 医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償

(2) 第8条の応急救護所等で発生した災害及び事故により歯科医療施設等が破損した場合の実費弁償

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、災害の発生のつど甲乙協議の上、定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

第13条 この協定に基づき乙が実施した医療救護活動に関して、患者等との間で医事紛争が発生した場合(調停を含む)、一切の責任を甲が負うものとする。

(合同訓練)

第14条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に積極的に参加し協力するとともに、当該訓練の一般参加者等に傷病者が発生したときの歯科医療救護も併せて担当するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定成立の日から一年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前の一月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から一年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月1日 締結

平成29年11月1日 再締結

令和6年3月8日 再締結

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市 長 宮 本 泰 介

乙 習志野市鷺沼1丁目2番1号
一般社団法人習志野市歯科医師会
会 長 齋 藤 守

覚 書

習志野市（以下「甲」という。）と一般社団法人習志野市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、令和6年3月8日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」第15条に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第1 協定書の適用の範囲は、乙が実施する医療救護活動に加わった全ての歯科医師等に適用する。

第2 医療救護活動の従事者に対する報酬の額等は、下記のとおりとする。

1 基準報酬額（1回あたり）

（1）歯 科 医 師 当該年度に市が締結した「休日急病歯科診療業務委託」「単価内訳書」のとおりとする。

（2）歯科衛生士 「習志野市会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則」「別表第3（第7条）」のとおりとする。

2 加算額

（1）歯 科 医 師 1回の出勤が3時間を越えた場合は、3時間を越えた部分について、1時間当り、当該年度に市が締結した「休日急病歯科診療業務委託」「単価内訳書」で示す額を加算する。

（2）歯科衛生士 「習志野市会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則」第12条のとおりとする。

3 時間帯の単価加算

第2の2の規定にかかわらず、出勤時間が次の時間帯に及ぶ場合には、加算額に掲げる時間単価に次に掲げる率を乗じて得た額を時間単価とする。

（1）午前5時から午前9時まで及び午後5時から午後10時まで 100分の125

（2）午後10時から午前5時まで 100分の150

第3 報酬等の支払いは、下記のとおりとする。

1 乙は、報酬等の請求にあたっては、甲が別に定める請求書の様式に従って行うものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第4 習志野市災害医療本部の設置場所は、習志野市庁舎グランドフロアとする。

第5 災害の初期段階における応急救護所の設置場所は、下記のとおりとする。

（1）習志野市保健会館

（2）習志野市立第一中学校

（3）習志野市立第二中学校

（4）習志野市立第七中学校

第6 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

第7 この覚書の有効期間は、協定書の有効期間と同様とする。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２５年１１月１日 締結

平成２９年１１月１日 再締結

令和６年３月８日 再締結

甲 習志野市鷺沼２丁目１番１号

習志野市

市 長 宮 本 泰 介

乙 習志野市鷺沼１丁目２番１号

一般社団法人 習志野市歯科医師会

会 長 齋 藤 守

③ 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給協力に関する協定書
(習志野市薬剤師会)

習志野市において災害が発生した場合、必要な応急医療活動を迅速かつ円滑に行うため、習志野市(以下「甲」という。)と一般社団法人習志野市薬剤師会(以下「乙」という。)は次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、習志野市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が行う医療救護活動に対して、乙の協力を得ることに關し必要な事項を定める。

(医療救護活動の実施及び医薬品供給の要請)

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護活動の実施及び医薬品供給を行うものとする。

(災害医療本部における役割)

第3条 乙は、甲が設置する習志野市災害医療本部(以下「医療本部」という。)の構成団体として、医療救護活動を行うものとする。

(薬剤師の派遣)

第4条 乙は、第2条の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師を甲の指定する応急救護所又は医療本部が指定する現地(以下「応急救護所等」という。)に派遣し、医師、歯科医師、甲の職員等と医療救護班を編成するものとする。なお、乙は、習志野市に震度6弱以上の地震が発生した場合は、予め定める薬剤師を自動的に派遣するものとする。

(活動の指揮命令)

第5条 医療救護班の班長は医師とし、応急救護所等における活動は班長の指示に従うこととする。

(医薬品の供給)

第6条 乙の会員薬局等は、第2条の甲の要請により、医薬品を甲へ供給するものとする。

(医療救護班薬剤師の業務)

第7条 薬剤師の業務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療救護班の班員として、応急救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導
- (2) 避難所におけるOTC医薬品の配布
- (3) 医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- (4) その他

(連絡調整)

第8条 医療本部及び医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(応急救護所の設置)

第9条 甲は、災害及び事故の状況により、必要に応じて応急救護所を設置する。

2 甲は、前項の定めるもののほか、災害の状況に応じて必要と思われたときは、医療救護活動が可能な被災地や避難所周辺の医療施設等に、習志野市医師会及び乙の協力を得て応急救護所を設置することができる。

(後方医療機関の選定、転送)

第10条 傷病者の後方医療機関の選定は、医療本部にて決定し、円滑に行う。又、その転送は甲がこれを行う。

(医療材料品等)

第 11 条 医療救護活動に要する医療材料品は、原則として甲が準備し提供するものとする。

(調剤費)

第 12 条 災害救助法の適用を受けた災害については、応急救護所並びに病院及び診療所における調剤費は、同法の適用の範囲以内で無料とする。

2 災害救助法の適用を受けない災害については、応急救護所等における調剤費は無料、後方医療機関等における調剤費は、原則として患者負担とし、当該患者が費用を支払うことができないと甲が判断したときは、甲において負担する。

(費用弁償及び災害補償等)

第 13 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの。

ア 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行し、応急救護所等で使用した医薬品及び医療器具並びに使用により損傷等した医療器材の修理等に要する費用

ウ 医療救護班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、災害の発生のつど甲乙協議の上、定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

第 14 条 この協定に基づき乙が実施した医療救護活動に関して、患者等との間で医事紛争が発生した場合(調停を含む)、一切の責任を甲が負うものとする。

(合同訓練)

第 15 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に積極的に参加し協力するとともに、当該訓練の一般参加者等に傷病者が発生したときの医療救護も併せて担当するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第 17 条 この協定の有効期間は、協定成立の日から一年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前の一月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から一年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

上記協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 11 月 1 日 締結

平成 29 年 11 月 1 日 再締結

令和 6 年 3 月 8 日 再締結

甲 習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 宮 本 泰 介

乙 習志野市鷺沼 1 丁目 2 番 1 号
一般社団法人 習志野市薬剤師会
会 長 武 田 未 佳

覚 書

習志野市（以下「甲」という。）と一般社団法人習志野市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、令和6年3月8日に締結した「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給協力に関する協定書」第16条に基づき、次のとおり覚書を締結する。

第1 協定書の適用の範囲は、乙が実施する医療救護活動に加わった全ての薬剤師等に適用する。

第2 医療救護活動の従事者に対する報酬の額等は、下記のとおりとする。

1 基準報酬額（1回あたり）

（1）薬 剤 師 当該年度に市が締結した「急病診療所調剤業務委託」「単価内訳書」のとおりとする。

2 加算額

（1）薬 剤 師 1回の出勤が3時間を越えた場合は、3時間を越えた部分について、1時間当り、当該年度に市が締結した「急病診療所調剤業務委託」「単価内訳書」で示す額を加算する。

3 時間帯の単価加算

第2の2の規定にかかわらず、出勤時間が次の時間帯に及ぶ場合には、加算額に掲げる時間単価に次に掲げる率を乗じて得た額を時間単価とする。

（1）午前5時から午前9時まで及び午後5時から午後10時まで 100分の125

（2）午後10時から午前5時まで 100分の150

第3 報酬等の支払いは、下記のとおりとする。

1 乙は、報酬等の請求にあたっては、甲が別に定める請求書の様式に従って行うものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第4 習志野市災害医療本部の設置場所は、習志野市庁舎グランドフロアとする。

第5 災害の初期段階における応急救護所の設置場所は、下記のとおりとする。

（1）習志野市保健会館

（2）習志野市立第一中学校

（3）習志野市立第二中学校

（4）習志野市立第七中学校

第6 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

第7 この覚書の有効期間は、協定書の有効期間と同様とする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年11月1日 締結
平成29年11月1日 再締結
令和6年3月8日 再締結

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本泰介

乙 習志野市鷺沼2丁目1番7号
一般社団法人 習志野市薬剤師会
会長 櫛方絢子

④ 災害時の医療救護活動に関する協定書
(千葉県接骨師会千葉西支部習志野市接骨師会)

習志野市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、迅速な応急救護活動を実施するため、習志野市（以下「甲」という。）と社団法人千葉県接骨師会千葉西支部習志野市接骨師会（以下「乙」という。）において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲が行なう医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙が行なう協力の内容は、次の範囲のものとする。

- ア. 負傷者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）
- イ. 負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料の提供
- ウ. 負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

(協力要請の手続き)

第3条 甲が乙に対して協力を要請するときは、要請の理由、日時、実施場所、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り必要な業務を実施するものとする。

(指揮命令)

第5条 この協力に関する指揮命令及び連絡調整については、甲の指定する者が行い応急手当に関わる必要な指示については、習志野市医師会長の指定する医師が行なうものとする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- ア. 業務に従事する者の派遣に要する経費
- イ. 衛生材料等を使用した場合の実費弁償
- ウ. 接骨師等が業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、災害発生の都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(期間)

第7条 この協定の期間は、初年度については協定締結の日から当該年度末の3月31日までとし、以後は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3カ月前までに、甲・乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後は、この例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成10年2月20日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
習志野市長 荒 木 勇

乙 習志野市花咲1丁目7番15号
社団法人千葉県接骨師会千葉西支部
習志野市接骨師会
会 長 中 島 嘉 和

⑤ 災害時における助産師による支援活動協力に関する協定書
(一般社団法人千葉県助産師会)

習志野市(以下「甲」という。)と一般社団法人千葉県助産師会(以下「乙」という。)は、習志野市において災害が発生した場合における妊産婦及び新生児(以下「妊産婦等」という。)の応急救護活動等並びに母子等の支援等(以下「支援活動等」という。)を実施するため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲が行う習志野市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づく医療救護活動に対して、乙の協力を得ることに必要な事項を定める。

(助産師の派遣要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めたときは、乙に対し助産師の派遣要請を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、乙並びに乙に加盟する助産師の業務に支障のない範囲内において、助産師を派遣するものとする。

(派遣要請手続)

第3条 甲は、前条第1項の規定により助産師の派遣要請をするときは、次に掲げる事項を記載した助産師派遣要請書により、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する等その暇がないときには、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後、速やかに助産師派遣要請書を提出するものとする。

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 派遣希望人数
- (3) 派遣希望日時及び期間
- (4) 派遣先
- (5) その他必要事項

(助産師による支援活動等)

第4条 助産師による支援活動等は、次に掲げるものとする。

- (1) 妊産婦等に対する健康診断等の巡回相談及び心身のケア
 - (2) 妊産婦等に対する病院や助産院等への転送の要否等の進言及び決定
 - (3) 妊産婦等に対する病院や助産院等への転送が困難な場合の処置
 - (4) その他助産師が平常時に行う業務の範囲内で甲が必要とする業務
- 2 助産師は、甲が設置し、又は指定する各避難所その他甲が指定する場所において支援活動を行うものとする。

(助産師に対する指揮等)

第5条 助産師による支援活動等について調整を図るため、助産師の指揮は乙の長を通じて行うものとする。

(費用弁償及び災害補償等)

第6条 甲の要請に基づき、助産師が支援活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。ただし、助産に係る費用は除く。

(1) 支援活動に対する報酬

(2) 支援活動等で使用した医薬品及び医療器具並びに支援活動等により損傷した医療器材の修理等に要する費用

(3) 支援活動等及び支援活動場所までの移動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償に係る費用

2 前項の費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害賠償)

第7条 助産師は、支援活動等の前に各自が賠償責任保険等への加入を行うものとする。

2 助産師が、妊産婦等の第三者に損害を与えた場合において、助産師の責に帰す理由であるときは、その助産師が賠償の責を負うものとする。ただし、助産師の責に帰す理由以外であるときは、故意又は重大な過失がない限り、法令等の規定に基づき、甲がその賠償の責を負うものとする。

3 前項ただし書の場合において、助産師が加入する賠償責任保険等から支払われる金額がある場合には、その金額を賠償に充てるものとする。

4 賠償責任保険等の使用に関しては、事前に事故の性格やその内容を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

5 第2項に基づく賠償について、紛議が生じた場合は、甲、乙及び当該賠償に関わる助産師が互いに誠意をもって対応するものとする。

(災害救助法との関係)

第8条 甲が、災害救助法（昭和22年10月18日 法律第118号）第2条による指定を受けたときは、本協定はその指定日より災害救助法の定めるところによる。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は協定の実施に際し、疑義が生じた場合には、甲及び乙が互いに誠意をもって協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間終了前の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から1年この協定を更新するものとし、以降、同様の取扱いとする。

上記協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記入押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 5月16日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 千葉県香取郡多古町間倉 544 番地 75
一般社団法人 千葉県助産師会
会長 足立 千賀子

10-4. 応急工事

① 災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書 (習志野市管工事協同組合)

習志野市内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧に係る工事等（以下「応急復旧活動等」という。）の協力に関し、習志野市（以下「甲」という。）と習志野市管工事協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲の管理する公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲、乙間において必要な事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力要請)

第2条 市内において、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、甲は乙に対し、応急復旧活動等について協力を要請することができる。

2 甲が前項の規定により応急復旧活動等の協力を要請しようとするときは、応急復旧活動等要請書（別記様式）により、乙に直接要請できるものとする。ただし、応急復旧活動等要請書による要請の手続をする時間的余裕がないときは、電話等により要請できるものとし、事後遅滞なく乙に応急復旧活動等要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、応急復旧活動等に必要な人員、機械等を出動させ、甲が行う応急復旧活動等に協力するものとし、甲の指定する場所において直ちに応急復旧活動等を実施するものとする。なお、乙はあらかじめ甲と協議の上、習志野市入札参加資格者名簿に登録されている業者を、応急復旧活動等に協力させることができるものとする。

(応急復旧活動等の内容)

第4条 乙が行う応急復旧活動等は、次のとおりとする。

- (1) 道路施設等の応急復旧活動等
- (2) 下水道施設等の応急復旧活動等
- (3) 公園施設等の応急復旧活動等
- (4) その他公共施設等の応急復旧活動等
- (5) 救助活動等に伴う支援作業

(費用負担)

第5条 甲の要請により、乙が実施した応急復旧活動等に要した費用については、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 前項の規定により甲が支払う費用の額については、甲乙協議の上決定し習志野市財務規則（平成3年規則第22号）に基づき支払うものとする。

(連絡先等の通知)

第6条 甲及び乙は、応急復旧活動等を行うに当たり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 乙は、応急復旧活動等の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、応急復旧活動等の実施に関して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練)

第9条 応急復旧活動等の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからも協定改定意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月16日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮本泰介

乙 習志野市鷺沼3丁目4番3号
習志野市管工事協同組合
理事長 川手健豪

別記様式（第2条第2項）

年 月 日

習志野市管工事協同組合

理事長 様

習志野市長

応急復旧活動等要請書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第2条第2項の規定により、下記の応急復旧活動等にかかる協力を要請します。

記

要請場所	
要請概要	
備 考	

② 災害時における応急復旧活動の協力に関する協定書
(習志野市建設協力会)

習志野市内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧に係る工事等（以下「応急復旧活動等」という。）の協力に関し、習志野市（以下「甲」という。）と習志野市建設協力会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲の管理する公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲、乙間において必要な事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力要請)

第2条 市内において、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、甲は乙に対し、応急復旧活動等について協力を要請することができる。

2 甲が前項の規定により応急復旧活動等の協力を要請しようとするときは、応急復旧活動等要請書（別記様式）により、乙に直接要請できるものとする。ただし、応急復旧活動等要請書による要請の手続をする時間的余裕がないときは、電話等により要請できるものとし、事後遅滞なく乙に応急復旧活動等要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、応急復旧活動等に必要な人員、機械等を出動させ、甲が行う応急復旧活動等に協力するものとし、甲の指定する場所において直ちに応急復旧活動等を実施するものとする。なお、乙はあらかじめ甲と協議の上、習志野市入札参加資格者名簿に登録されている業者を、応急復旧活動等に協力させることができるものとする。

(実施活動)

第4条 乙が行う応急復旧活動等は、次のとおりとする。

- (1) 道路施設等の応急復旧活動等
- (2) 下水道施設等の応急復旧活動等
- (3) 公園施設等の応急復旧活動等
- (4) その他公共施設等の応急復旧活動等
- (5) 救助活動等に伴う支援作業

(連絡先等の通知)

(費用負担)

第5条 甲の要請により、乙が実施した応急復旧活動等に要した費用については、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 前項の規定により甲が支払う費用の額については、甲乙協議の上決定し習志野市財務規則（平成3年規則第25号）に基づき支払うものとする。

第6条 甲及び乙は、応急復旧活動等を行うに当たり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 乙は、応急復旧活動等の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、応急復旧活動等の実施に関して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練)

第9条 応急復旧活動等の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからも協定改定意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

附則

平成8年5月8日に締結した「災害時における応急復旧活動の等の協力に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月22日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 習志野市藤崎5丁目1番21号
習志野市建設協力会
会長 青木 安弘

別記様式（第2条第2項）

年 月 日

習志野市建設協力会

会 長 様

習志野市長

応急復旧活動等要請書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第2条第2項の規定により、下記の応急復旧活動等にかかる協力を要請します。

記

要請場所	
要請概要	
備 考	

③ 災害時における応急復旧活動の協力に関する協定書
(習志野市造園工事業協同組合)

習志野市内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧に係る工事等（以下「応急復旧活動等」という。）の協力に関し、習志野市（以下「甲」という。）と習志野市造園工事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲の管理する公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲、乙間において必要な事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力要請)

第2条 市内において、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、甲は乙に対し、応急復旧活動等について協力を要請することができる。

2 甲が前項の規定により応急復旧活動等の協力を要請しようとするときは、応急復旧活動等要請書（別記様式）により、乙に直接要請できるものとする。ただし、応急復旧活動等要請書による要請の手続きをする時間的余裕がないときは、電話等により要請できるものとし、事後遅滞なく乙に応急復旧活動等要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、応急復旧活動等に必要な人員、機械等を出動させ、甲が行う応急復旧活動等に協力するものとし、甲の指定する場所において直ちに応急復旧活動等を実施するものとする。なお、乙はあらかじめ甲と協議の上、習志野市入札参加資格者名簿に登録されている業者を、応急復旧活動等に協力させることができるものとする。

(応急復旧活動等の内容)

第4条 乙が行う応急復旧活動等は、次のとおりとする。

- (1) 道路施設等の応急復旧活動等
- (2) 下水道施設等の応急復旧活動等
- (3) 公園施設等の応急復旧活動等
- (4) その他公共施設等の応急復旧活動等
- (5) 救助活動等に伴う支援作業

(費用負担)

第5条 甲の要請により、乙が実施した応急復旧活動等に要した費用については、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 前項の規定により甲が支払う費用の額については、甲乙協議の上決定し習志野市財務規則（平成3年規則第25号）に基づき支払うものとする。

(連絡先等の通知)

第6条 甲及び乙は、応急復旧活動等を行うに当たり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 乙は、応急復旧活動等の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、応急復旧活動等の実施に関して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練)

第9条 応急復旧活動等の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月22日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 習志野市花咲1丁目10番3号
習志野市造園工事業協同組合
理事長 星野 高歩

別記様式（第2条第2項）

年 月 日

習志野市造園工事業協同組合

理事長 様

習志野市長

応急復旧活動等要請書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第2条第2項の規定により、下記の応急復旧活動等にかかる協力を要請します。

記

要請場所	
要請概要	
備 考	

④ 災害時における復旧応援に関する覚書
(習志野市管工事協同組合)

(趣旨)

第1条 習志野市(以下「甲」という。)と習志野市管工事協同組合(以下「乙」という。)は、地震、風水害、停電その他ガス水道災害(以下「災害」という。)の予防活動又は災害発生による緊急措置のため、ガス・水道管の復旧工事作業その他必要な作業(以下「作業」という。)に関し、次のとおり覚書を締結する。

(災害時等の緊急応援要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合で緊急に作業を必要とするときは、乙に応援要請するものとする。

(応援要請の方法)

第3条 第2条の要請は、電話及びファクシミリ等をもって行うものとし、甲は要請後、速やかに「災害緊急応援要請書」(第1号様式)を通知する。

(応援作業の内容)

第4条 乙が行う応援作業は、概ね次のとおりとする。

- (1) ガス管の復旧工事作業
- (2) 水道管の復旧工事作業
- (3) 緊急給水作業補助
- (4) 受水槽清掃入水作業
- (5) 水道管の濁り水の排水補助作業

(応援の期間)

第5条 応援期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は、甲は乙に再要請することとする。

(応援の指示)

第6条 乙は、第4条の応援作業を行う場合、作業内容、人員配置、作業場所等必要な事項について、甲の指示に従い応援作業に従事する。

(経費の負担)

第7条 乙が行う第4条の応援作業費用は、原則として甲が定める基準により、甲が負担する。

(訓練)

第8条 応援作業の円滑な実施を期するため、乙は、甲の行う防災訓練に参加することとする。

(期 間)

第9条 この覚書の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(協議)

第10条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 習志野市藤崎1丁目1番13号
習志野市
企業管理者 本 城 章 次 良

乙 習志野市管工事協同組合
理事長 川 手 健 豪

(第1号様式)

年 月 日

様

習志野市企業管理者
本 城 章 次 良

災 害 緊 急 応 援 要 請 書

災害時における復旧応援に関する覚書に基づき、次のとおり応援を要請する。

1 応援内容

応援要員 名

車 両 両

その他

2 応援期間

月 日 ~ 月 日まで

3 集合場所

4 注意事項

企業局担当者
所 属 課
氏 名
課長 印

⑤ 災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書
(習志野市電友会)

習志野市(以下「甲」という。)と習志野市電友会(以下「乙」という。)は、習志野市内における地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧に係る工事等(以下「応急復旧活動等」という。)についての乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、応急復旧活動等についての乙の協力について必要な事項を定めることにより、災害時における甲の管理する公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全確保を図り、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、乙に対し、応急復旧活動等について協力を要請することができる。

2 前項の規定に基づく応急復旧活動等の協力の要請は、応急復旧活動等要請書(別記様式)によるものとする。ただし、時間的余裕がないときは、電話等により要請できるものとし、事後遅滞なく応急復旧活動等要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、応急復旧活動等に必要な人員、機械等を出動させ、甲の指定する場所において直ちに甲の応急復旧活動等に協力するものとする。この場合において、乙は、習志野市電友会名簿に登録されている業者を、応急復旧活動等に協力させることができるものとする。

(応急復旧活動等の内容)

第4条 乙が行う応急復旧活動等は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の応急復旧に係る工事
- (2) 公園施設等の応急復旧に係る工事
- (3) 救助活動に伴う支援作業

(費用負担)

第5条 甲の要請により、乙が実施した応急復旧活動等に要した費用については、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 前項の規定により甲が支払う費用の額については、甲乙協議の上決定し、習志野市財務規則(平成3年規則第25号)に基づき支払うものとする。

(連絡先等の通知)

第6条 甲及び乙は、応急復旧活動等を行うに当たり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 乙は、応急復旧活動等の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、応急復旧活動等の実施に関して知りえた秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練)

第9条 応急復旧活動等の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加

するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月22日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 習志野市本大久保3丁目8番2号
習志野市電友会
会長 吉水 五生

別記様式（第2条第2項）

平成 年 月 日

習志野市 電友会
会長 様

習志野市長

応急復旧活動等要請書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第2条第2項の規定により、下記の応急復旧活動等にかかる協力を要請します。

記

要請場所	
要請概要	
備 考	

⑥ 災害時の応急措置に関する協定書
(千葉土建一般労働組合船橋習志野支部)

(目的)

第1条 この協定は、災害時に習志野市（以下「甲」という。）が必要とする応急措置（以下「応急措置」という。）について、甲は千葉土建一般労働組合船橋習志野支部（以下「乙」という。）に協力を要請し、乙はこれに協力し、速やかに応急措置を行うことにより、市民生活の安定と安全を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、人員や機材等を活用して、甲の指示により、応急措置を実施するものとする。

3 乙が実施する応急措置の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所等の公共施設の応急措置
- (2) 災害救助法に基づく住宅の応急修理
- (3) 甲が必要と認めるその他の業務

(要請の手続)

第3条 乙に対する甲の要請手続は、作業依頼書（第1号様式）によって要請するものとする。

2 乙は、前項による要請を受けたときは、作業依頼書の委託内容に基づき作業を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、事後速やかに作業依頼書により行うものとする。

(報告)

第4条 乙は、応急措置が終了した後10日以内に、補修状況、使用材料の数量、使用資機材の稼働状況、作業に要した人員及び応急措置に係る写真を添付し、作業報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

(費用)

第5条 この協定に基づいて行った応急措置に係る費用については、甲は、作業報告書により内容を審査し、額を確定する。

2 前項に規定する費用は、「千葉県積算基準」等により積算し、甲と乙が協議した上、決定した額とする。

(連絡先等の通知)

第6条 甲及び乙は、応急措置等を行うに当たり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手に報告するものとする。

(事故の報告)

第7条 乙は、協定業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害

の状態となった（以下「死亡・負傷等」という。）場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、前条の規定により事故の報告があった場合で、その者の責めに帰することができない事由により、死亡・負傷等の状態となったときは、当該従事した者又はその者の遺族に対して、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年条例第1号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、補償を受けるべき者が法令による給付又は補償を受けたときは、甲は同一の事故について、その給付又は補償の限度において補償を行わない。

2 補償の原因の事故が第三者の行為によって生じた場合に、賠償を受けたときは、甲は、同一の事故については、その賠償の限度において補償を行わない。

（守秘義務）

第9条 乙は、応急措置等の実施に関して知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協定期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもってこの協定を変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以降の期間についても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び応急措置の実施に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年7月4日

甲 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮 本 泰 介

乙 千葉県習志野市薬円台5丁目12番13号
千葉土建一般労働組合船橋習志野支部
執行委員長 長谷川 建 二

第1号様式（第3条第1項）

令和 年 月 日

依頼 No.	

作業依頼書

千葉土建一般労働組合船橋習志野支部 御中

習志野市 部 課
(担当者名)

下記の作業を依頼いたします。

記

委託作業名	
委託作業場所	習志野市
委託作業内容	
備考	

留意事項

1. 作業前に見積書（作業数量明示）、その他指示を受けた書類を市担当者宛てに提出すること。
2. 作業開始前に、道路使用許可等の法令上の手続を必ず行うこと。
3. 作業中は、地元とのトラブルを防ぐため、住民への作業工程等の周知を徹底すること。
万一、不測の事態が発生した場合は、市担当者と密接な連絡の上、責任をもって対処すること。
4. 作業完了後、速やかに市担当者へ連絡のこと。
5. 作業完了後、直ちに、請求書（内訳書添付）・業務完了報告書・記録写真・出来形、その他指示を受けた書類を提出すること。
6. 作業内容や経過等について、市担当者と緊密な連絡と報告を行うこと。

第2号様式（第4条）

令和 年 月 日

依頼 No.	

作業報告書

習志野市 部 課
 担当 行

受託者 住 所 :
社 名 :
代 表 者 名 :

受託した下記の作業が完了いたしましたので、報告いたします。
記

委 託 作 業 名	
委 託 作 業 場 所	習志野市
作業実施期間	年 月 日～ 年 月 日（実作業 日間）
作 業 内 容	
経 費 所 要 額	別紙のとおり
実施事業者名等	事業者名: 住 所 : 代 表 者 名 :

留意事項

1. この報告書は、作業終了後10日以内に提出すること。
2. この報告書には、作業記録写真出来形、その他指示のあった書類を添付すること。

⑦ 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定
(東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社)

習志野市(以下「甲」という。)と東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社(以下「乙」という。)は習志野市内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「大規模停電等」という。)の早期復旧及び事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、市民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して電力復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

(連絡体制)

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

(相互協力の範囲)

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれがもつ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

(1) 乙による甲への主な要請

ア 甲が保有する土地や施設について、乙の復旧作業拠点としての使用

イ 停電復旧作業に支障となる障害物除去

ウ 甲が保有する広報手段による停電情報の発信

(2) 甲による乙への主な要請

ア 連絡調整員の派遣

イ 電源車の配備

ウ 停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物除去

エ 乙が保有する広報車等による広報活動

3 甲及び乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請に応じることが困難な事情がない限り、速やかに協力するものとする。

(停電情報及び道路・河川状況の情報共有)

第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、習志野市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、

乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。4 甲は、習志野市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙

へ情報を提供する。

5 乙は、習志野市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

(1) 乙が甲に提供する情報

ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

イ 知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況

ウ プレスリリースの内容

(2) 甲が乙に提供する情報

ア 知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況、市民等から提供された停電情報

イ 道路啓開樹木・土砂等の除去状況

ウ 市民等が避難している地域、甲が開設している避難所等

(重要施設の優先復旧)

第5条 習志野市内の電力復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを乙に提供する。

(1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等

(2) 指定避難所として開設されている施設

(3) 災害対応の中核機能となる市災害対策本部等が存在する施設

2 乙は、電力復旧計画の策定に当たっては、前項各号に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、甲へ報告の上、双方で調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、習志野市内において停電が発生した場合は、広報車による住民向け広報活動や乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、市民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、別に覚

書等に定める。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月3日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮 本 泰 介

乙 船橋市湊町2丁目2番16号
東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社
支社長 岡 崎 匡 人

⑧ 災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定
(東日本電信電話株式会社千葉事業部)

習志野市(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社千葉事業部(以下「乙」という。)
は、習志野市内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第2条第1号に定める
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、広範囲の通信障
害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「大規模通信障害等」という。)の早期復旧及び
事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時等の大規模通信障害等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙
が連携して通信設備復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

(連絡体制)

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模通信障害等の場合は、通信設備復旧作業の連携等のための
連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

(相互協力の範囲)

第3条 甲及び乙は、早期の通信設備復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機
材・施設・用地・人材・情報等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

(1) 乙による甲への主な要請

- ① 甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請
- ② 甲が保有する広報手段による通信障害情報の発信
- ③ 甲が実施する障害物の除去作業

(2) 甲による乙への主な要請

- ① 乙による連絡調整員の派遣
- ② 乙が保有する広報手段による広報活動の要請
- ③ 乙による技術員の派遣

(重要施設の優先復旧)

第4条 習志野市内の通信設備復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを
乙に提供する。

- (1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- (2) 指定避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中核機能となる習志野市災害対策本部が存在する施設

2 乙は、通信設備復旧計画の策定にあたっては、前項各号に掲げる重要施設の優先復旧について
十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った通信設備復旧が困難な場合は、甲
へ報告の上、双方で調整を図る。

(広報活動)

第5条 乙は、習志野市内において通信障害が発生した場合は、広報車による住民向け広報活動や

乙のホームページ等の乙の保有する広報手段にて通信障害情報を発信する。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して通信障害情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、甲又は乙は、解約希望日の3ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(定めのない事項等)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 8月24日

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
甲 習志野市
市長 宮本 泰介

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地
幕張テクノガーデンビルD棟13階
乙 東日本電信電話株式会社
執行役員 千葉事業部長 境 麻千子

10-5. 物資等の確保

① 災害時における物資の供給協力に関する協定書

(習志野商工会議所大型店連絡協議会)

この協定は、習志野市内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について習志野市（以下「甲」という。）と習志野商工会議所大型店連絡協議会（以下「乙」という。）との間において、物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力の要請)

第1条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し、物資の供給協力を要請することができる。

(協力の実施)

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは物資の優先的供給に努めるものとする。

(供給手続)

第3条 甲は、災害時に乙に対し物資の供給協力を受けようとするときは、災害時物資供給協力要請書により乙の会員に直接要請できるものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、電話等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(物資の引渡し)

第4条 前条の規定により要請を受けた乙の会員は、甲に対し、直ちに災害の発生する直前時における適正価格で優先的に物資を供給するものとする。

(支払い)

第5条 甲は、乙が前条の規定により物資の供給を行った場合は乙の請求に基づきその代金を支払うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第7条 この協定は、平成8年5月8日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成8年5月8日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号

習志野市

習志野市長 荒 木 勇

乙 習志野市津田沼5丁目12番12号

サンロード津田沼5階

習志野商工会議所大型店連絡協議会

会 長 小 林 正 人

② 災害時における物資の供給協力に関する協定書
(習志野市商店会連合会)

この協定は、習志野市内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について習志野市（以下「甲」という。）と習志野市商店会連合会（以下「乙」という。）との間において、物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力の要請)

第1条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し、物資の供給協力を要請することができる。

(協力の実施)

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは物資の優先的供給に努めるものとする。

(供給手続)

第3条 甲は、災害時に乙に対し物資の供給協力を受けようとするときは、災害時物資供給協力要請書により乙の会員に直接要請できるものとする。ただし、要請書による要請の手続きをす
るいとまがないときは、電話等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(物資の引渡し)

第4条 前条の規定により要請を受けた乙の会員は、甲に対し、直ちに災害の発生する直前時における適正価格で優先的に物資を供給するものとする。

(支払い)

第5条 甲は、乙が前条の規定により物資の供給を行った場合は乙の請求に基づきその代金を支払うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第7条 この協定は、平成8年5月8日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成8年5月8日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号

習志野市

習志野市長 荒 木 勇

乙 習志野市津田沼5丁目12番12号

サンロード津田沼5階

習志野市商店会連合会

会 長 高 橋 謙 二

③ 災害時における物資の供給協力に関する協定書
(イオン株式会社ジャスコ津田沼店)

習志野市(以下「甲」という。)とイオン株式会社ジャスコ津田沼店(以下「乙」という。)
は、災害時における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
(以下「災害時等」という。)に、甲の要請に応じ、乙が応急措置のための物資の供給に
協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等において応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、乙に対し、
物資の供給協力を要請するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは物資の優先的供給に努めるもの
とする。

(履行義務の免除)

第4条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を
免除することができるものとする。

(供給手続)

第5条 甲は、災害時に乙に対し物資の供給協力を受けようとするときは、災害時物資供給
協力要請書により乙に要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするい
とまがないときは、電話等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 乙は前条の規定により要請を受けた場合、甲に対し、直ちに災害の発生する直前時
における適正価格で優先的に物資を供給するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が前条の規定により物資の供給を行った場合は、乙の請求に基づきその代
金を支払うものとする。

(連絡先等確認)

第8条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び
連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じ
た場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の
うえ定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成19年3月31日までとす
る。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、
なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を
保有するものとする。

平成18年7月20日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号

習志野市

習志野市長

荒 木 勇

乙 千葉県習志野市津田沼1丁目23番1号

イオン株式会社

ジャスコ津田沼店店長 三 木 一 範

④ 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送の協力に関する協定書
(千葉県トラック協会習志野支部)

この協定は、習志野市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、その応急復旧活動のため貨物自動車（トラック）による救助物資輸送の必要が生じた場合、その活動協力について習志野市（以下「甲」という。）と千葉県トラック協会習志野支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、習志野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時の救助物資輸送に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、市内に災害が発生した場合乙に対し、緊急事態のための救助物資輸送について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は必要な人員、トラック等を出動させ、救助物資の輸送に協力するものとする。

(実施手続)

第4条 甲が救助物資輸送の協力を受けようとするときは、救助物資輸送要請書により、乙に要請できるものとする。ただし、要請書による要請の手続をするいとまがないときは、電話等により要請できるものとし、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(実施活動)

第5条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、甲の指示に基づき直ちに救助物資輸送活動を実施するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が前条の規定により実施した活動等に要した費用については、乙の請求に基づきその代金を支払うものとする。

2 前項の費用については、災害の発生する直前時における適正価格によるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(期間)

第8条 この協定は、平成8年9月19日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成8年9月19日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
習志野市長 荒 木 勇

乙 習志野市茜浜 1 丁目 1 0 番 1 号
千葉県トラック協会習志野支部
支 部 長 増 田 彰 司

⑤ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
(生活協同組合ちばコープ)

(趣旨)

第1条 この協定書は、習志野市内に地震・風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、習志野市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が習志野市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は被害の状況に応じ供給するが、主なものは、別表1のとおりとする。

2 乙は甲の要請によりその他応急生活物資等の供給も行うものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集・提供)

第10条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰等の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速か

つ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

- 4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

- 第11条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(ボランティア活動への支援)

- 第12条 乙は、災害時に乙の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

- 第13条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

- 第14条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他法令を遵守するものとする。

(協議)

- 第15条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

- 第16条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

- 第17条 この協定は、平成9年5月30日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年5月30日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
習志野市長 荒 木 勇

乙 千葉市若葉区桜木町526-1
生活協同組合ちばコープ
理 事 長 高 橋 晴 雄

(別表 1) 災害時応急生活物資

段階 想定	第 1 段階 ライフラインストップ	第 2 段階 電気復旧	第 3 段階 水道復旧
期間	災害当日～3 日	4 日～6 日	7 日～
品 目	※水・飲料 ※菓子パン ※牛乳 (LL) ※果物 (バナナ) ※レトルト食品 (ごはん) 缶詰 (イージオープン) 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 粉ミルク 液体ミルク ほ乳びん 紙おむつ 卓上ガスコンロ なべ 梅干 みそ しょう油 塩	水・飲料 菓子パン 牛乳 (LL) 果物 (バナナ) レトルト食品 (ごはん) 缶詰 (イージオープン) インスタントラーメン 粉ミルク 液体ミルク ほ乳びん 紙おむつ なべ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ トイレットペーパー 梅干 みそ しょう油 塩	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品 (おかず類) インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 なべ 裁縫キット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団 マスク 梅干 みそ しょう油 塩
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ、毛布		

(1) 応急生活物資はおおむね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況にあわせて調達する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

※＝災害直後、最優先に調達すべき品目

⑥ 災害時における応急生活物資供給等に関する協定
(ＬＰガス協会船橋支部)

習志野市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県ＬＰガス協会船橋支部（以下「乙」という。）とは、習志野市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の物資供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、習志野市内において災害が発生した場合に速やかに甲並びに市民等が必要とする応急生活物資等を供給するため、甲、乙間において必要な事項を定め、もって甲の災害対応活動並びに市民生活の安定確保を図ることを目的とする。

(定義)

第２条 この協定において「応急生活物資等」とは、次に掲げるものをいう。

- (１) カセットコンロ
- (２) カセットコンロ用ガスボンベ
- (３) 液化石油ガス
- (４) その他甲が必要と認める物資で、乙の対応が可能な物

(協力要請)

第３条 甲は、習志野市内に災害が発生した場合において、応急生活物資等を必要とするときは、乙に対し、応急生活物資等の供給を要請することができる。

２ 甲が前項に掲げる規定により応急生活物資等の供給を要請しようとするときは、応急生活物資等供給要請書（別記様式）により、乙に直接要請するものとする。ただし、文書による要請の手続をする時間的余裕がないときは、電話等により要請できるものとする。この場合において、甲は、乙に対し事後遅滞なく文書を提出し、要請の事実を明らかにするものとする。

(応急生活物資等の供給)

第４条 乙は、前条の規定により、甲から応急生活物資等の供給の協力要請を受けたときは、甲の指定する場所へ供給を行うよう努めるものとする。

(供給体制の確立維持)

第５条 乙は、本協定に基づく応急生活物資等の供給体制を確保するため、平常時においても、数量を確保し、大規模災害の発生に備えるものとする。

(応急生活物資等の運搬)

第６条 本協定に基づく応急生活物資等の運搬については、乙の指定するものが行うものとする。ただし、輸送については、緊急通行車両の扱いとするよう甲が配慮するものとする。

(費用負担・支払い等)

第7条 第4条の規定により乙が供給した応急生活物資等に係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、前条の規定に基づく応急生活物資等の運搬に係る経費については、乙の負担とする。

2 前項の規定により甲が支払う費用の額については、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生時直前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項の規定に基づく、費用の請求並びに支払い事務等については、習志野市財務規則(平成3年規則第25号)に基づき、行うものとする。

(連絡先等の通知)

第8条 甲及び乙は、応急生活物資等の供給を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、応急生活物資等を供給する際に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(訓練)

第10条 応急生活物資等の供給を円滑に実施するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月25日

甲 習志野市鷺沼1-1-1
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 船橋市西船5-9-6
株式会社リルファナカジマ内
一般社団法人千葉県LPガス協会船橋支部
支部長 中島 元男

別記様式（第3条第2項）

年 月 日

一般社団法人千葉県LPガス協会船橋支部
支部長 様

習志野市長

応急生活物資等供給要請書

災害時における応急生活物資供給等に関する協定第3条第2項の規定により、下記の応急生活物資等の供給にかかる協力を要請します。

記

1. 物資供給先	
2. 物資供給日	年 月 日
3. 供給物資名 (数量等)	
4. その他の事項	
5. 担当者等	(1) 担当課 (2) 職氏名 (3) 電話番号

⑦ 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定
(一般社団法人 日本福祉用具供給協会)

(趣旨)

第1条 習志野市(以下「甲」という。)と一般社団法人日本福祉用具供給協会(以下「乙」という。)とは、習志野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等(以下「福祉用具等」という。)物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が習志野市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、別表を元に予め甲乙協議して定めしておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続き)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙「福祉用具等物資供給要請書(以下「要請書」という。)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(引渡し)

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第8条 福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(福祉用具等物資の運搬)

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(損害の負担)

第11条 この協定に基づく協力の実施にあたり損害(物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

(費用)

第12条 第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第13条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年度始めに相互の情報連絡体制を確認するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第14条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第15条 この協定書の有効期間は毎年度末とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲乙いずれからも期間について申し出がない場合は、翌年度においても協定を更新するものとし、以後同様とする。

(疑義の決定)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成27年3月27日

甲 千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮 本 泰 介

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 末 島 賢 治

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台、車椅子、床ずれ防止用具、体位変換機、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等

福祉用具等物資供給要請書

年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 様

習志野市長



災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定第6条に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1 緊急に物資供給の必要が生じた理由

2 供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考

3 引渡し場所

4 連絡先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

⑧ 災害時における物資の供給協力等に関する協定書
(セブン-イレブン・ジャパン)

習志野市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙との間において、物資の供給協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給の要請）

第1条 甲は、次の場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、食料品、飲料品、日用品その他甲が指定する物資の供給を要請することができる。

（1）災害時

（2）甲の区域外で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係自治体等から物資の調達若しくはそのあっせんを要請されたとき又は甲が救援の必要があると認めるとき。

2 前項の要請（以下「要請」という。）は、物資の供給に関する要請書（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに物資の供給に関する要請書を乙に交付するものとする。

（物資の供給等）

第2条 乙は、要請があった場合は、当該要請を実施するための措置をとるものとし、その状況について甲に報告するものとする。

2 要請に基づき乙が供給する物資は、要請があった物資のうち要請時に供給可能な物資とし、乙が決定の上甲に報告するものとする。

3 前2項の報告は、供給物資・措置の状況報告書（別紙2）により行うものとする。

（供給物資の照会）

第3条 甲は、災害時において必要がある場合は、乙に対し、供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（引渡し及び運搬）

第4条 第2条第2項により報告のあった物資（以下「供給物資」という。）の引渡しは、甲が状況に応じ指定する場所（以下「引渡し場所」という。）で行うものとし、引渡し場所までの供給物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、供給物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

（費用）

第5条 甲は、前条第2項の規定により引渡しを受けた後、乙の請求に基づき速やかに供給物資の代金を乙に支払うものとする。

2 供給物資の代金は、災害時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条第1項の規定により乙が運搬を行った場合は、供給物資の運搬に係る費用は甲の負担とする。

（営業の継続又は早期再開）

第6条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(情報提供)

第7条 甲は平時又は災害時において、乙に防災及び災害情報を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報を来店者等に提供するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(別紙3)により相手方に報告するものとし、報告事項に変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙の供給物資運搬のための車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(解除)

第11条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の30日前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成27年11月4日

千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号
甲 習志野市
市長 宮本泰介

東京都千代田区二番町8番地8
乙 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪隆一

別紙 1

物資の供給に関する要請書

年 月 日

株式会社 セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 様

習志野市長

災害時における物資の供給協力等に関する協定第 1 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量(※)	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで			

(※) 要請数量は、1 日当たりの数量とする。

問合せ先
習志野市危機管理課 担当
電話番号

供給物資・措置の状況報告書

年 月 日

習志野市長 様

株式会社 セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長

災害時における物資の供給協力等に関する協定第2条第1項及び第2項の規定に基づき、当社の供給物資・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1. 供給物資・措置の状況

発災直後（ 月 日 時）		発災後 日以降（ 月 日 時）	
供給物資の種類（品目）	供給物資の数量 ・ 措置の状況	供給物資の種類（品目）	供給物資の数量 ・ 措置の状況
（食料品）			
（飲料品）			
（日用品）			
（その他）			

（注） 供給物資の報告は、被災がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2. 供給物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

- ① 市災害対策本部に当社が搬入する。 ② 搬入希望場所に当社が搬入する。
③ その他（ ）

連絡責任者届

【習志野市】

1. 平日の連絡先（受付時間 ： ～ ： ）

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
電話		
F A X		
携帯		
Eメールアドレス		

2. 時間外及び休日の連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
電話		
F A X		
携帯		
Eメールアドレス		

【セブン-イレブン・ジャパン】

1. 平日の連絡先（受付時間 ： ～ ： ）

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
電話		
F A X		
携帯		
Eメールアドレス		

2. 時間外及び休日の連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者		
担当部署・役職		
電話		
F A X		
携帯		
Eメールアドレス		

⑨ 災害時における生活物資の供給協力に関する協定
(株式会社カインズ)

習志野市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において生活物資を必要とするときは、乙に対し生活物資の供給について協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請は、物資発注書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、その後速やかに物資発注書を提出するものとする。

3 甲及び乙は、連絡体制等について常に点検し、改善に努めるものとする。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

(1) 日用品等の生活必需品

(2) 災害時の応急対策に必要な物資で、乙が供給できるもの

(協力実施)

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から要請を受けた場合は、生活物資の供給及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲からの要請により生活物資の供給を実施したときは、甲に対し物資供給報告書（第2号様式）により速やかに報告するものとする。

(生活物資の運搬)

第5条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 乙の提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する代金及び費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第7条 前条第1項に規定する代金及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を連絡責任者届(第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出のないときは、1年間更新するものとし、以降の期間についても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年7月16日

甲 千葉県習志野市鷺沼二丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社カインズ
代表取締役社長 高家 正行

第1号様式

物資発注書

年 月 日

株式会社 カインズ 代表取締役 様

習志野市長

災害時における生活物資の供給協力に関する協定第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

搬入希望日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問合せ先	
担当部署	課
担当者	担当
電 話	— —
F A X	— —
メー ル	

第2号様式

物資供給報告書

年 月 日

(宛先)

習志野市長

株式会社 カインズ

担当部署

年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電話・FAX	メールアドレス

連 絡 責 任 者 届

【 習志野市 】

1 連絡責任者

部 署 名		
役 職 ・ 氏 名		
T E L		
携 帯		
F A X		

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役 職 ・ 氏 名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【株式会社 カインズ】

1 連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役 職 ・ 氏 名		
T E L		
携 帯		
F A X		

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役 職 ・ 氏 名		
T E L		
携 帯		
F A X		

⑩ 災害時における物資の供給協力に関する協定

(株式会社レンティ)

習志野市（以下「甲」という。）と株式会社レンティ（以下「乙」という。）は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、物資の供給協力に関する事項について定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対し物資の供給について協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、物資発注書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、その後速やかに物資発注書を提出するものとする。

(調達物資の範囲)

第3条 前条第1項の規定により甲が乙に対し供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 寝具、冷暖房器具、電化製品等
- (2) 車いす、自転車等
- (3) 机、いす等
- (4) その他災害時に必要な物資

(物資の供給)

第4条 第2条第1項の要請があったときは、乙は、物資の供給及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、第2条第1項の要請により物資の供給を実施したときは、甲に対し物資供給報告書（第2号様式）により速やかに報告するものとする。

(物資の運搬)

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとする。

2 前項の引渡場所への運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙は、必要に応じ、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

3 甲は、乙が物資を運搬する車両が優先して通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の代金及び費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲乙協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第7条 前条第1項の代金及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により代金及び費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を連絡責任者届(第3号様式)により相手方に報告するものとする。

2 連絡責任者に変更があった場合は、甲及び乙は、直ちに相手方に報告するものとする。

3 甲及び乙は、連絡体制等について常に点検し、情報の更新に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出のないときは、1年間更新するものとし、以降の期間についても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年8月2日

甲 千葉県習志野市鷺沼二丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 東京都墨田区江東橋一丁目14番3号
株式会社レンティ
代表取締役 鎌形 博

第 1 号様式

物資発注書

年 月 日

株式会社 レンティ 代表取締役 様

習志野市長

災害時における物資の供給協力に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

搬入希望日	品 目	数 量	搬入希望場所

特記事項

問合せ先		
担当部署	課	
担当者		
電 話	—	—
F A X	—	—
メー ル		

第2号様式

物資供給報告書

年 月 日

(宛先)
習志野市長

株式会社 レンティ
担当部署

年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電話・FAX	メールアドレス

第3号様式

連絡責任者届

【習志野市】

1 連絡責任者

部 署 名		
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【株式会社 レンティ】

1 連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

⑪ 災害時における燃料等の供給に関する協定書
(千葉県石油協同組合習志野支部)

習志野市(以下「甲」という。)と千葉県石油協同組合習志野支部(以下「乙」という。)は、習志野市内に地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)におけるハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油、灯油及びA重油(以下「燃料等」という。)の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害応急対策を実施する上で燃料等を必要とする場合は、乙に対して、燃料等の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書による時間的余裕がない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(協力)

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、燃料等の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

(引渡し)

第3条 燃料等の引渡し場所は、原則として、甲が指定するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品の確認をする。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により引渡しを実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が供給した燃料等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、災害時前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第6条 前条の規定による費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 千葉県習志野市藤崎1-1-17
千葉県石油協同組合 習志野支部
支部長 田久保 吉則

10-6. トイレ対策

① 災害時における仮設トイレレンタル業務に関する協定書 (株式会社関東広興)

習志野市内において広域災害等が発生し、仮設トイレ設置の必要が生じた場合、その業務について習志野市（以下「甲」という。）と（株）関東広興（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（業務）

第1条 この業務内容は、災害発生時において甲が仮設トイレを必要とするときは、甲の要請に対して乙は乙の保有する仮設トイレを甲の指定する避難場所等に、運搬設置するものとする。

（搬入施設）

第2条 搬入施設は、災害時に甲が指定するものとする。ただし、災害により甲からの指定ができない場合には、事前に指定した避難場所等とする。

（要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲に対して業務の実施状況の報告を行うものとする。

（費用弁償）

第5条 乙が供給した仮設トイレ設置等に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙の提出する実施状況報告等に基づき、乙が使用している通常料金を目安とするが、災害下での特別の事由があった場合については、甲乙協議して決定するものとする。

（指揮命令）

第6条 この業務に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者がおこなうものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1ケ年とする。ただし、本協定は、期間満了前に甲、乙いずれも疑義のない場合には、自動的に更新することができる。

（協議）

第8条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年7月14日

甲 千葉県習志野市鷺沼1-1-1
習志野市
習志野市長 荒 木 勇

乙 千葉県習志野市茜浜1-6-8
（株）関東広興
代表取締役 沢 田 雅 彦

② 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書
(株式会社アクティオ)

習志野市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震等の災害時等におけるレンタル機材の提供に関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害時等においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する移動トイレ、発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(提供等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に提供し、及び運搬するよう努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、保有機材の提供及び運搬に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

(引渡し)

第5条 保有機材の提供に係る引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(連絡先等確認)

第6条 応急復旧活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

甲 千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号

習志野市

習志野市長 荒 木 勇

乙 東京都千代田区岩本町本町1丁目5番13号

秀和第2岩本町ビル

株式会社アクティオ

代表取締役 小 沼 光 雄

③ 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

(公共社団法人 船橋市清美公社)

習志野市（以下「甲」という。）と公益社団法人 船橋市清美公社（以下「乙」という。）は、習志野市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、習志野市災害対策本部が設置された場合において、仮設トイレ等から発生するし尿、浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）の収集運搬業務、仮設トイレ等の周辺にあふれ出たし尿等の清掃及び収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿等の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対し、し尿等の収集、運搬、処理等要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）に基づき協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協定業務の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等への異物混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第4条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日時
- (2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収容量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第5条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害を受けた場合は、事故報告書（別記第3号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第6条 前条の規定により事故の報告があった場合において、当該従事した者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の休業補償給付又は遺族補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない場合は、3年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年12月25日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 船橋市潮見町16番7
公益社団法人 船橋市清美公社

理事長 岡

秀 樹

別 記

第 1 号様式（第 2 条第 1 項）

年 月 日

様

習志野市長



し尿等の収集、運搬、処理等要請書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり要請します。

災害の名称			
要請の期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
収 集 の 場所と地域		推 定 件 数	
想定収集量			
搬 入 先	☐ 他市町村し尿処理施設 ()		
要請車両台数			
要 請 人 員			
担 当 者	所 属 : 部 課 氏 名 : 電 話 :		

第2号様式（第4条）

年 月 日

（宛先） 習志野市長



し尿等の収集、運搬、処理等報告書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第4条の規定により、次のとおり報告します。

災害の名称			
協定業務に従事した期間	年 月 日（ ） 年 月 日（ ）		
収集の場所と地域		収 集 件 数	
収集量	_____ 基 _____ l		
搬入先	☐ 他市町村し尿処理施設 ()		
従事車両台数			
従事人員			
担当者	氏 名： 電 話：		

* 任意の様式で「車両ごとの収集日時」、「収集箇所ごとの作業量及び収集量」を添付すること。

第3号様式（第5条）

年 月 日

（宛先） 習志野市長



事 故 報 告 書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第5条の規定により、次のとおり報告します。

事故発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 頃				
被災労働者	氏 名			性 別	男・女
	生年月日	年 月 日生			
	現住所				
	職 種				
	傷 病 名				
	傷病の状況				
	休業の見込期間				
災害発生状況 及び原因					
処置対応機関名	名 称 所在地				
事故現認者	役職： 氏名：				
備 考					

④ 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書
(船橋興産株式会社)

習志野市（以下「甲」という。）と船橋興産 株式会社（以下「乙」という。）は、習志野市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、習志野市災害対策本部が設置された場合において、仮設トイレ等から発生するし尿、浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）の収集運搬業務、仮設トイレ等の周辺にあふれ出たし尿等の清掃及び収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿等の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対し、し尿等の収集、運搬、処理等要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）に基づき協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協定業務の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等への異物混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第4条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日時
- (2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収集量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第5条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害を受けた場合は、事故報告書（別記第3号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第6条 前条の規定により事故の報告があった場合において、当該従事した者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の休業補償給付又は遺族補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない場合は、3年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年12月25日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 船橋市高瀬町31番地2
船橋興産 株式会社
代表取締役 高橋 政行

別 記

第 1 号様式（第 2 条第 1 項）

年 月 日

様

習志野市長



し尿等の収集、運搬、処理等要請書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり要請します。

災害の名称			
要請の期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）		
収 集 の 場所と地域		推 定 件 数	
想定収集量			
搬 入 先	☐ 他市町村し尿処理施設 ()		
要請車両台数			
要 請 人 員			
担 当 者	所 属 : 部 課 氏 名 : 電 話 :		

第2号様式（第4条）

年 月 日

（宛先） 習志野市長



し尿等の収集、運搬、処理等報告書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第4条の規定により、次のとおり報告します。

災害の名称			
協定業務に従事した期間	年 月 日（ ） 年 月 日（ ）		
収集の場所と地域		収 集 件 数	
収集量	_____ 基 _____ l		
搬入先	☐ 他市町村し尿処理施設 （ ）		
従事車両台数			
従事人員			
担当者	氏 名： 電 話：		

* 任意の様式で「車両ごとの収集日時」、「収集箇所ごとの作業量及び収集量」を添付すること。

第3号様式（第5条）

年 月 日

（宛先） 習志野市長



事 故 報 告 書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第5条の規定により、次のとおり報告します。

事故発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 頃				
被災労働者	氏 名			性 別	男・女
	生年月日	年 月 日生			
	現住所				
	職 種				
	傷 病 名				
	傷病の状況				
	休業の見込期間				
災害発生状況 及び原因					
処置対応機関名	名 称 所在地				
事故現認者	役職： 氏名：				
備 考					

⑤ 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書
(株式会社都市整美センター)

習志野市(以下「甲」という。)と株式会社 都市整美センター(以下「乙」という。)は、習志野市において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、習志野市災害対策本部が設置された場合において、仮設トイレ等から発生するし尿、浄化槽汚泥等(以下「し尿等」という。)の収集運搬業務、仮設トイレ等の周辺にあふれ出たし尿等の清掃及び収集運搬業務(以下「協定業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿等の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対し、し尿等の収集、運搬、処理等要請書(別記第1号様式。以下「要請書」という。)に基づき協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協定業務の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等への異物混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第4条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書(別記第2号様式。以下「報告書」という。)により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日時
- (2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収集量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第5条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害を受けた場合は、事故報告書(別記第3号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第6条 前条の規定により事故の報告があった場合において、当該従事した者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の休業補償給付又は遺族補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない場合は、3年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年12月25日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 東京都墨田区両国4丁目19番2号
株式会社 都市整美センター
代表取締役 坂井 伴好

別 記

第 1 号様式（第 2 条第 1 項）

年 月 日

様

習志野市長



し尿等の収集、運搬、処理等要請書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり要請します。

災害の名称			
要請の期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）		
収 集 の 場所と地域		推 定 件 数	
想定収集量			
搬 入 先	☐ 他市町村し尿処理施設 ()		
要請車両台数			
要 請 人 員			
担 当 者	所 属 : 部 課 氏 名 : 電 話 :		

第2号様式（第4条）

年 月 日

（宛先） 習志野市長



し尿等の収集、運搬、処理等報告書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第4条の規定により、次のとおり報告します。

災害の名称			
協定業務に従事した期間	年 月 日（ ） 年 月 日（ ）		
収集の場所と地域		収 集 件 数	
収集量	_____ 基 _____ l		
搬入先	☐ 他市町村し尿処理施設 （ ）		
従事車両台数			
従事人員			
担当者	氏 名： 電 話：		

* 任意の様式で「車両ごとの収集日時」、「収集箇所ごとの作業量及び収集量」を添付すること。

第3号様式（第5条）

年 月 日

（宛先） 習志野市長



事 故 報 告 書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第5条の規定により、次のとおり報告します。

事故発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 頃				
被災労働者	氏 名			性 別	男・女
	生年月日	年 月 日生			
	現住所				
	職 種				
	傷 病 名				
	傷病の状況				
	休業の見込期間				
災害発生状況 及び原因					
処置対応機関名	名 称 所在地				
事故現認者	役職： 氏名：				
備 考					

⑥ 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書
(株式会社 森山工業)

習志野市（以下「甲」という。）と株式会社 森山工業（以下「乙」という。）は、習志野市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、習志野市災害対策本部が設置された場合において、仮設トイレ等から発生するし尿、浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）の収集運搬業務、仮設トイレ等の周辺にあふれ出たし尿等の清掃及び収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿等の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対し、し尿等の収集、運搬、処理等要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）に基づき協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協定業務の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等への異物混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第4条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日時
- (2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収集量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第5条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害を受けた場合は、事故報告書（別記第3号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第6条 前条の規定により事故の報告があった場合において、当該従事した者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の休業補償給付又は遺族補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない場合は、3年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年12月25日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 八千代市吉橋3035番地
株式会社 森山工業
代表取締役 森山 浩一

別 記

第 1 号様式（第 2 条第 1 項）

年 月 日

様

習志野市長



し尿等の収集、運搬、処理等要請書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり要請します。

災害の名称			
要請の期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）		
収 集 の 場所と地域		推 定 件 数	
想定収集量			
搬 入 先	☐ 他市町村し尿処理施設 ()		
要請車両台数			
要 請 人 員			
担 当 者	所 属 : 部 課 氏 名 : 電 話 :		

第2号様式（第4条）

年 月 日

（宛先） 習志野市長



し尿等の収集、運搬、処理等報告書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第4条の規定により、次のとおり報告します。

災害の名称			
協定業務に従事した期間	年 月 日（ ） 年 月 日（ ）		
収集の場所と地域		収 集 件 数	
収集量	_____ 基 _____ l		
搬入先	☐ 他市町村し尿処理施設 （ ）		
従事車両台数			
従事人員			
担当者	氏 名： 電 話：		

* 任意の様式で「車両ごとの収集日時」、「収集箇所ごとの作業量及び収集量」を添付すること。

第3号様式（第5条）

年 月 日

（宛先） 習志野市長



事 故 報 告 書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第5条の規定により、次のとおり報告します。

事故発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 頃				
被災労働者	氏 名			性 別	男・女
	生年月日	年 月 日生			
	現住所				
	職 種				
	傷 病 名				
	傷病の状況				
	休業の見込期間				
災害発生状況 及び原因					
処置対応機関名	名 称 所在地				
事故現認者	役職： 氏名：				
備 考					

⑦災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

(丸徳環境 株式会社)

習志野市（以下「甲」という。）と丸徳環境 株式会社（以下「乙」という。）は、習志野市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、習志野市災害対策本部が設置された場合において、仮設トイレ等から発生するし尿、浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）の収集運搬業務、仮設トイレ等の周辺にあふれ出たし尿等の清掃及び収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿等の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合、乙に対し、し尿等の収集、運搬、処理等要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）に基づき協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協定業務の実施)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等への異物混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第4条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日時
- (2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収集量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(事故の報告)

第5条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害を受けた場合は、事故報告書（別記第3号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第6条 前条の規定により事故の報告があった場合において、当該従事した者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の休業補償給付又は遺族補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から3年とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない場合は、3年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年12月25日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮 本 泰 介

乙 千葉市稲毛区宮野木町441番地12
丸徳環境株式会社
代表取締役 徳 山 智 美

別 記

第 1 号様式（第 2 条第 1 項）

年 月 日

様

習志野市長



し尿等の収集、運搬、処理等要請書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり要請します。

災害の名称			
要請の期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）		
収 集 の 場所と地域		推 定 件 数	
想定収集量			
搬 入 先	☐ 他市町村し尿処理施設 ()		
要請車両台数			
要 請 人 員			
担 当 者	所 属 : 部 課 氏 名 : 電 話 :		

第2号様式（第4条）

年 月 日

（宛先） 習志野市長



し尿等の収集、運搬、処理等報告書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第4条の規定により、次のとおり報告します。

災害の名称			
協定業務に従事した期間	年 月 日（ ） 年 月 日（ ）		
収集の場所と地域		収 集 件 数	
収集量	_____ 基 _____ l		
搬入先	☐ 他市町村し尿処理施設 （ ）		
従事車両台数			
従事人員			
担当者	氏 名： 電 話：		

* 任意の様式で「車両ごとの収集日時」、「収集箇所ごとの作業量及び収集量」を添付すること。

年 月 日

（宛先） 習志野市長



事 故 報 告 書

「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第5条の規定により、次のとおり報告します。

事故発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 頃				
被災労働者	氏 名			性 別	男・女
	生年月日	年 月 日生			
	現住所				
	職 種				
	傷 病 名				
	傷病の状況				
	休業の見込期間				
災害発生状況 及び原因					
処置対応機関名	名 称 所在地				
事故現認者	役職： 氏名：				
備 考					

10-7. 遺体の収容等

① 災害時における支援協力協定書 (社団法人全日本冠婚葬祭互助協会)

習志野市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他の災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時等」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定める。

(協力の実施)

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 甲が設置した避難所等における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (5) 入浴・洗髪等の生活支援のための各種サービス
- (6) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

(協力の要請)

第3条 前条の協力は、次に掲げる事項を記載した文書（第1号様式）をもって行うものとする。
ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び日数
- (3) 避難所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要し

た経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡先等確認)

第11条 応急復旧活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

- 甲 千葉県習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
習志野市
習志野市長 荒 木 勇
- 乙 東京都港区虎ノ門 3 丁目 6 番 2 号
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 柴 山 文 夫

様式省略

② 災害時における支援協力協定書
(千葉中央葬祭業協同組合)

習志野市(以下「甲」という。)と千葉中央葬祭業協同組合(以下「乙」という。)は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他の災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時(以下「災害時等」という。)に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定める。

(協力の実施)

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 甲が設置した避難所等における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等(弁当等)の提供
- (5) 入浴・洗髪等の生活支援のための各種サービス
- (6) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

(協力の要請)

第3条 前条の協力は、次に掲げる事項を記載した文書(第1号様式)をもって行うものとする。
ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書(第2号様式)をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び日数
- (3) 避難所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡先等確認)

第11条 応急復旧活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

甲 千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
習志野市長 荒 木 勇

乙 千葉市中央区中央三丁目 5 番 3 号
千葉中央葬祭業協同組合
代表理事 並 木 義 幸

様式省略

③ 災害時における支援協力協定書
(社団法人全国霊柩自動車協会)

習志野市(以下「甲」という。)と社団法人全国霊柩自動車協会(以下「乙」という。)は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他の災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時(以下「災害時等」という。)に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定める。

(協力の実施)

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 甲が設置した避難所等における被災者に対する炊き出しや継続的な食事等(弁当等)の提供
- (5) 入浴・洗髪等の生活支援のための各種サービス
- (6) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

(協力の要請)

第3条 前条の協力は、次に掲げる事項を記載した文書(第1号様式)をもって行うものとする。
ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書(第2号様式)をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び日数
- (3) 避難所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡先等確認)

第11条 応急復旧活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

甲 千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
習志野市長 荒木 勇

乙 東京都新宿区四谷 3 丁目 2 番地
社団法人 全国霊柩自動車協会
会長 一 柳 鐸

様式省略

10-8. 避難所等の確保

① 災害時における要援護者の受入れに関する協定書 (特別養護老人ホーム「習志野偕生園」)

習志野市(以下「甲」という。)と社会福祉法人 旭悠会(以下「乙」という。)は、乙が運営する特別養護老人ホーム「習志野偕生園」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者(以下「要援護者」という。)を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(手続等)

第3条 甲は、前条第1項の規定による要援護者の受入れについて、乙に協力を要請する場合は、要援護者等要請書(以下「要請書」)(別記様式)により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、要援護者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙が要援護者の受入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要援護者の受け入れ可能人数等、受け入れに当たって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、受入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年12月15日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 荒木 勇

乙 千葉県習志野市新栄1丁目10番2号
社会福祉法人 旭 悠 会
理事長 関 本 登

要援護者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要援護者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要援護者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連 絡 先 等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要援護者との関係	
住 所	
連 絡 先 等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

② 災害時における要援護者の受入れに関する協定書
(特別養護老人ホーム「セイワ習志野」)

習志野市(以下「甲」という。)と社会福祉法人 清和園(以下「乙」という。)は、乙が運営する特別養護老人ホーム「セイワ習志野」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者(以下「要援護者」という。)を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(手続等)

第3条 甲は、前条第1項の規定による要援護者の受入れについて、乙に協力を要請する場合は、要援護者等要請書(以下「要請書」)(別記様式)により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、要援護者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙が要援護者の受入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要援護者の受け入れ可能人数等、受け入れに当たって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、受入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の 2 か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 21 年 12 月 15 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 荒 木 勇

乙 千葉市若葉区若松町 792-1
社会福祉法人 清 和 園
理事長 清 水 一 人

要援護者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要援護者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要援護者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連 絡 先 等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要援護者との関係	
住 所	
連 絡 先 等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

③ 災害時における要援護者の受入れに関する協定書
(特別養護老人ホーム「マイホーム習志野」)

習志野市(以下「甲」という。)と社会福祉法人 慶美会(以下「乙」という。)は、乙が運営する特別養護老人ホーム「マイホーム習志野」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者(以下「要援護者」という。)を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(手続等)

第3条 甲は、前条第1項の規定による要援護者の受入れについて、乙に協力を要請する場合は、要援護者等要請書(以下「要請書」)(別記様式)により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、要援護者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙が要援護者の受入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要援護者の受け入れ可能人数等、受け入れに当たって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、受入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らして

はならない。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の 2 か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 21 年 12 月 15 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 荒 木 勇

乙 千葉県習志野市屋敷 1 丁目 1 番 1 号
社会福祉法人 慶 美 会
特別養護老人ホーム マイホーム習志野
理事長 桑 原 経 子

要援護者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要援護者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要援護者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連 絡 先 等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要援護者との関係	
住 所	
連 絡 先 等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

④ 災害時における要援護者の受入れに関する協定書
(地域交流プラザ「ブレーメン習志野」)

習志野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 八千代美香会（以下「乙」という。）は、乙が運営する地域交流プラザ「ブレーメン習志野」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(手続等)

第3条 甲は、前条第1項の規定による要援護者の受入れについて、乙に協力を要請する場合は、要援護者等要請書（以下「要請書」）（別記様式）により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、要援護者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙が要援護者の受入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要援護者の受け入れ可能人数等、受け入れに当たって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、受入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らして

はならない。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の 2 か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 21 年 12 月 15 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 荒 木 勇

乙 八千代市村上 6 4 1 番
社会福祉法人 八千代美香会
理事長 綱 島 照 雄

要援護者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要援護者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要援護者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連絡先等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要援護者との関係	
住 所	
連絡先等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

⑤ 災害時における要援護者の受入れに関する協定書
(介護老人保健施設「ケアセンター習志野」)

習志野市（以下「甲」という。）と医療法人社団 愛友会（以下「乙」という。）は、乙が運営する介護老人保健施設「ケアセンター習志野」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(手続等)

第3条 甲は、前条第1項の規定による要援護者の受入れについて、乙に協力を要請する場合は、要援護者等要請書（以下「要請書」）（別記様式）により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、要援護者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙が要援護者の受入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要援護者の受け入れ可能人数等、受け入れに当たって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、受入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らして

はならない。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の 2 か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 21 年 12 月 15 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 荒 木 勇

乙 埼玉県上尾市柏座 1 丁目 10 番 10 号
医療法人社団 愛 友 会
理事長 中 村 康 彦

要援護者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要援護者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要援護者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連絡先等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要援護者との関係	
住 所	
連絡先等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

⑥ 災害時における要援護者の受入れに関する協定書
（「ゆいまーる習志野介護老人福祉施設」）

習志野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 清和園（以下「乙」という。）は、乙が運営する「ゆいまーる習志野介護老人福祉施設」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（要請及び受諾）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（手続等）

第3条 甲は、前条第1項の規定による要援護者の受入れについて、乙に協力を要請する場合は、要援護者等要請書（以下「要請書」）（別記様式）により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

（福祉避難所の運営）

第4条 乙は、対象施設の職員により、要援護者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請により乙が要援護者の受入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（受け入れ可能人数等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要援護者の受け入れ可能人数等、受け入れに当たって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

（連絡先等確認）

第8条 甲及び乙は、受入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らして

はならない。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の 2 か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 4 月 26 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 宮 本 泰 介

乙 千葉市若葉区若松町 792-1
社会福祉法人 清 和 園
理事長 清 水 一 人

要援護者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要援護者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要援護者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連絡先等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要援護者との関係	
住 所	
連絡先等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

⑦ 災害時における要援護者の受入れに関する協定書
(サテライト型小規模介護老人保健施設「あっとほーむ習志野」)

習志野市（以下「甲」という。）と医療法人社団 愛友会（以下「乙」という。）は、乙が運営する「サテライト型小規模介護老人保健施設あっとほーむ習志野」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要援護者」という。）を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(手続等)

第3条 甲は、前条第1項の規定による要援護者の受入れについて、乙に協力を要請する場合は、要援護者等要請書（以下「要請書」）（別記様式）により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、要援護者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙が要援護者の受入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要援護者の受け入れ可能人数等、受け入れに当たって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、受入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らして

はならない。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の 2 か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 4 月 26 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 宮 本 泰 介

乙 千葉県習志野市大久保 4-2-11
医療法人社団 愛友会
介護老人保健施設あっとほーむ習志野
理事長 中 村 康 彦

要援護者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要援護者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要援護者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連絡先等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要援護者との関係	
住 所	
連絡先等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

⑧ 災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書
(特別養護老人ホーム「玲光苑習志野ローズ館」)

習志野市(以下「甲」という。)と社会福祉法人豊立会(以下「乙」という。)は、乙が運営する「特別養護老人ホーム玲光苑習志野ローズ館」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(手続等)

第3条 甲は、前条第1項の規定による要配慮者の受け入れについて、乙に協力を要請する場合は、要配慮者等要請書(以下「要請書」)(別記様式)により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、要配慮者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙が要配慮者の受け入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要配慮者の受け入れ可能人数等、受け入れにあたって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、受け入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らして

はならない。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の 2 か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 2 月 1 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 宮 本 泰 介

乙 成田市押畑 8 9 6 番地 4
社会福祉法人豊立会
理事長 藤 崎 壽 路

要援護者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要援護者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要援護者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連 絡 先 等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要援護者との関係	
住 所	
連 絡 先 等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

⑨ 災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書

(障害福祉サービス事業所「あきつ園」、「習志野市総合福祉センター花の実園」)

習志野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 習愛会（以下「乙」という。）は、乙が運営する「あきつ園」及び甲の指定管理者として乙が運営する「習志野市総合福祉センター花の実園」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(手続等)

第3条 甲は、前条第1項の規定による要配慮者の受け入れについて、乙に協力を要請する場合は、要配慮者等要請書（以下「要請書」）（別記様式）により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、要配慮者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙が要配慮者の受け入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要配慮者の受け入れ可能人数等、受け入れにあたって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、受け入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の 2 か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 23 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 習志野市秋津 3 丁目 4 番 2 号
社会福祉法人 習愛会
理事長 大塚 れい子

要配慮者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要配慮者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要配慮者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連 絡 先 等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要配慮者との関係	
住 所	
連 絡 先 等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

⑩ 災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書
(障害福祉サービス事業所「あかね園」)

習志野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 あひるの会（以下「乙」という。）は、乙が運営する「あかね園」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(手続等)

第3条 甲は、前条第1項の規定による要配慮者の受け入れについて、乙に協力を要請する場合は、要配慮者等要請書（以下「要請書」）（別記様式）により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、要配慮者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙が要配慮者の受け入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要配慮者の受け入れ可能人数等、受け入れにあたって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、受け入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の 2 か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 23 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 宮 本 泰 介

乙 習志野市茜浜 3 丁目 4 番 5 号
社会福祉法人 あひるの会
理事長 岡 崎 幸 子

要配慮者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要配慮者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要配慮者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連 絡 先 等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要配慮者との関係	
住 所	
連 絡 先 等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

⑪ 災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書
(障害福祉サービス事業所「希望の虹レインボー学園」)

習志野市(以下「甲」という。)とNPO法人 希望の虹(以下「乙」という。)は、乙が運営する「希望の虹レインボー学園」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(手続等)

第3条 甲は、前条第1項の規定による要配慮者の受け入れについて、乙に協力を要請する場合は、要配慮者等要請書(以下「要請書」)(別記様式)により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、要配慮者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙が要配慮者の受け入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要配慮者の受け入れ可能人数等、受け入れにあたって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、受け入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の 2 か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 23 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 宮 本 泰 介

乙 習志野市鷺沼台 2 丁目 19 番 30 号
NPO 法人 希望の虹
理事長 豊 嶋 美 枝 子

要配慮者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要配慮者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要配慮者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連 絡 先 等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要配慮者との関係	
住 所	
連 絡 先 等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

⑫ 災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書
(認知症高齢者グループホーム「あかしや」)

習志野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 康德会（以下「乙」という。）は、乙が運営する「あかしや」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(手続等)

第3条 甲は、前条第1項の規定による要配慮者の受け入れについて、乙に協力を要請する場合は、要配慮者等要請書（以下「要請書」）（別記様式）により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、要配慮者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙が要配慮者の受け入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要配慮者の受け入れ可能人数等、受け入れにあたって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、受け入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の 2 か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 23 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 宮 本 泰 介

乙 習志野市東習志野 3 丁目 1 2 番 1 号
社会福祉法人 康德会
理事長 高 山 芙佐子

要配慮者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要配慮者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要配慮者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連 絡 先 等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要配慮者との関係	
住 所	
連 絡 先 等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

⑬ 災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書
(特別養護老人ホーム「サンクレール谷津」)

習志野市(以下「甲」という。)と社会福祉法人 慶美会(以下「乙」という。)は、乙が運営する「特別養護老人ホーム サンクレール谷津」を福祉避難所として指定し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)を福祉避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(要請及び受諾)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(手続等)

第3条 甲は、前条第1項の規定による要配慮者の受け入れについて、乙に協力を要請する場合は、要配慮者等要請書(以下「要請書」)(別記様式)により要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、口頭等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、要配慮者の介護及び生活に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第5条 甲は、乙に対し、前条の援助に要する日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により乙が要配慮者の受け入れに要した費用は、甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(受け入れ可能人数等)

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、要配慮者の受け入れ可能人数等、受け入れにあたって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲及び乙は、受け入れ等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、有効期限の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、甲乙双方に異議のないものとし、以降も自動更新するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 市川市柏井町4丁目314番地
社会福祉法人 慶美会
理事長 桑原 経子

要配慮者等要請書

様

習志野市長

貴施設において要配慮者等の受け入れを要請いたします。

受け入れ施設	

(1) 要配慮者等

氏 名	
性 別	
生 年 月 日	
住 所	
心身の状況	
連 絡 先 等	

(2) 身元引受人

氏 名	
要配慮者との関係	
住 所	
連 絡 先 等	

(3) 使用する期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

⑭ 災害時における福祉避難所への介護福祉士の派遣に関する協定
(日本介護福祉士会)

(趣旨)

第1条 習志野市(以下「甲」という。)と公益社団法人日本介護福祉士会

(以下「乙」という。)とは、習志野市内に地震、風水害その他による災害が発生した場合に(以下「災害時」という。)高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)への支援のため、甲が指定する福祉避難所へ乙が介護福祉士を派遣することに関して必要な事項を定めるものとする。

(介護福祉士の派遣)

第2条 甲は、福祉避難所に避難した要配慮者への支援のために介護福祉士の派遣が必要と認められる場合に、乙に対し介護福祉士の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により介護福祉士の派遣を要請された場合は、一般社団法人千葉県介護福祉士会(以下「千葉県介護福祉士会」という。)と協議し介護福祉士を派遣する。

(介護福祉士派遣の要請手続き)

第3条 甲が乙に対し介護福祉士の派遣を要請するときは、「介護福祉士派遣要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請に基づき千葉県介護福祉士会と協議し、乙及び千葉県介護福祉士会が派遣する介護福祉士の人数及び派遣期間等を決定し、乙は「派遣決定報告書」(様式第2号)を甲に提出するものとする。

(指揮系統)

第4条 乙が派遣する介護福祉士は、甲の指揮のもと福祉避難所において要配慮者への支援にあたるものとする。

(介護福祉士の活動内容)

第5条 乙が派遣する介護福祉士の活動内容は次に掲げる事項とする。

(1) 福祉避難所の介護等に関する支援全般

(2) 情報の収集・提供及び連絡調整

(費用負担)

第6条 甲は、介護福祉士の派遣に要した費用のうち甲及び乙の協議により決定した額を負担するものとする。

(損害補償)

第7条 乙が派遣した介護福祉士がこの協定に基づく活動中に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償及び第三者に損害を及ぼした場合の賠償については、甲乙の協議の上別に定める。

(介護福祉士の派遣報告)

第8条 乙は、第3条第2項の規定により定めた派遣期間が終了し、派遣活動が完了したときは、「災害支援活動報告書」(様式第3号)を甲に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙に派遣された介護福祉士は、福祉避難所での活動にあたり、活動上知り得た情報は一切第三者に漏らしてはならない。

(情報連絡体制の確認)

第10条 甲と乙は、災害時において円滑な協力を図るため、毎年度始めに相互の情報連絡体制

を確認するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第11条 乙は、甲が平常時に行う次に掲げる防災活動に対し、協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成28年3月28日から平成29年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも更新に関する申し出がないときは、本協定はさらに1年延長されるものとし、以後同様とする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

第14条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成28年3月28日

甲 千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮 本 泰 介

乙 東京都港区虎ノ門1丁目22番13号
西勘虎の門ビル3階
公益社団法人日本介護福祉士会
会長 石 橋 真 二

別記様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

FAX No _____

（送信元）

千葉県習志野市 ⇒ 公益社団法人日本介護福祉士会

介護福祉士派遣要請書

災害時における福祉避難所への介護福祉士の派遣に関する協定書第3条の規定に基づき、福祉避難所への介護福祉士の派遣について、下記のとおり要請します。

記

派遣開始希望日 平成 年 月 日

派遣要請人数 名

派遣先 名称

住所

電話番号

担当者

避難中の要配慮者数

☐ 送信日時：平成 年 月 日 時 分

☐ 受信確認：平成 年 月 日 時 分 確認方法 電話・通信履歴・その他

別記様式第2号（第3条第2項）

平成 年 月 日

習志野市長 殿

公益社団法人日本介護福祉士会会長

派遣決定報告書

災害時における福祉避難所への介護福祉士の派遣に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、福祉避難所への介護福祉士派遣の派遣内容について、下記のとおり決定いたしましたので報告します。

派遣先 福祉避難所	
派遣先住所	習志野市 丁目 番 号
派遣期間	平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日まで 日間
派遣人数	名 × 交代/日

派遣者	住所	氏名	年齢	性別
1 (代表者)			歳	男 女
代表者 連絡先	電話 ()			
			歳	男 女
			歳	男 女
			歳	男 女
			歳	男 女
			歳	男 女

平成 年 月 日

習志野市長 殿

公益社団法人日本介護福祉士会会長

災害支援活動報告書

災害時における福祉避難所への介護福祉士の派遣に関する協定書第8条の規定に基づき、福祉避難所への介護福祉士の派遣実績について、下記のとおり報告します。

派遣先 福祉避難所					
派遣期間	平成 年 月 日（ ）～平成 年 月 日（ ）まで 日間				
派遣人数	述べ 名				
支援対象 要配慮者	高齢者	名			
	認知症	名			
	障がい者	・ 肢体不自由	名	・ 精神障害	名
		・ 知的障害	名	・ 内部障害	名
		・ 発達障害	名	・ 視覚障害	名
		・ 聴覚障害	名		
	妊産婦	名			
乳幼児	名				
その他	名				
支援活動 概 要					

⑮ 災害時における避難所等の施設利用等に関する協定
(千葉県立津田沼高等学校)

習志野市(以下「甲」という。)と千葉県立津田沼高等学校(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における避難所等の施設利用等に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が乙の管理する学校施設を避難所又は、一時避難場所(以下「避難所等」という。)として利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 避難所

災害によって自宅を失った人が一時的に避難生活をする場所で、屋内施設とする。

(2) 一時避難場所

災害時、火災の延焼や落下物等による危険から一時的に身の安全を守る場所で、グラウンド、テニスコート等の屋外運動場とする。

(利用施設)

第3条 甲が利用する施設は、次のとおりとする。

(1) 避難所として利用する施設

ア 体育館及び武道場

イ 前号の施設では避難者を収容できない場合や体調の悪い避難者がいる場合、学校長が許可をした教室、会議室等

(2) 一時避難場所として利用する施設

グラウンドやテニスコート等の屋外運動場

(3) 避難所等として利用する施設に付随する乙の学校設備、備品、機器類等

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育委員会発行の「学校における地震防災マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

(施設利用等の要請)

第4条 甲は、乙の施設に避難所等を開設する必要があるときは、乙に対し、乙の施設の利用及び乙の教職員に対して避難所等の開設、運営等への協力(以下「施設利用等」という。)を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用を要請するときは、電話等により乙に要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。

(避難所の開設)

第5条 甲は、避難所として施設利用等の要請を行う場合には、避難所配備職員を派遣し、避難所等の開設を行う。

(避難所等の管理及び運営)

第6条 避難所等の管理及び運営は、甲の派遣した避難所配備職員、乙の教職員及び避難者等で組織された避難所運営委員会が行うものとする。ただし、避難所運営委員会が設置されるまで

は、避難所配備職員が主体となって運営するものとする。

2 乙は甲の派遣した避難所配備職員に協力し、避難所等の円滑な運営のため協力を行うものとする。なお、細部については、甲が作成する「避難所運営マニュアル」に準拠する。

3 甲及び乙は避難所等の円滑な運営を行うため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(乙の施設の返還)

第7条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する学校設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の施設及び学校設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、被害が解消され、避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の施設及び学校設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、可能な限り、避難所として利用する前の状態に復元するものとする。

(経費の負担)

第8条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成25年12月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成25年9月24日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
習志野市長 宮 本 泰 介

乙 習志野市秋津5丁目9番1号
千葉県立津田沼高等学校
校 長 井 上 茂

災害時における避難所等の施設利用等に関する申し合わせ事項

習志野市（以下甲という）と千葉県立津田沼高等学校（以下乙という）とは、平成25年9月24日付けで締結した「災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書」に基づき、乙の施設の利用等の細目に関し、この申し合わせ事項を定めるものとする。

1 第3条関係について（利用施設）

- （1）乙は、災害時において、体育館を避難所として提供するものとする。校舎は、乙が生徒のための避難スペースとして使用する。
- （2）乙は、体調の悪い避難者などのために、武道場等を避難所として提供するものとする。

2 第4条関係について（利用施設利用の要請）

- （1）要請は、校長・教頭・事務長等の管理職に対して行うこととするが、緊急やむを得ない場合は、施設利用開始後に要請を行うものとする。
- （2）乙は、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を速やかに連絡し、甲は速やかに職員を派遣する等の処置を行うものとする。
- （3）緊急時を想定し、乙の体育館の鍵を事前に甲の担当部署に預けるものとする。

3 第5条関係について（避難所の開設）

- （1）甲及び乙は、乙の施設利用等に当たり、施設の安全確認を行った上で使用する。
- （2）上記の安全確認で、使用不可との判断が出た場合においては、甲は、速やかに他の避難所等に避難者を誘導するものとする。

4 第6条関係について（避難所等の管理及び運営）

甲は、甲の負担で乙の敷地内に防災倉庫等を設置し、使用することができるものとする。この場合、乙の所定の手続きを得るものとする。

なお、甲は緊急時を想定し、防災倉庫の鍵を事前に乙の担当部署に預けるものとする。

この申し合わせ事項の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成25年9月24日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
習志野市長 宮 本 泰 介

乙 習志野市秋津5丁目9番1号
千葉県立津田沼高等学校
校 長 井 上 茂

⑯ 災害時における避難所等の施設利用等に関する協定
(千葉県立実籾高等学校)

習志野市(以下「甲」という。)と千葉県立実籾高等学校(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における避難所等の施設利用等に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲が乙の管理する学校施設を避難所又は、一時避難場所(以下「避難所等」という。)として利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 避難所

災害によって自宅を失った人が一時的に避難生活をする場所で、屋内施設とする。

(2) 一時避難場所

災害時、火災の延焼や落下物等による危険から一時的に身の安全を守る場所で、グラウンド、テニスコート等の屋外運動場とする。

(利用施設等)

第3条 甲が利用する施設は、次のとおりとする。

(1) 避難所として利用する施設

ア 体育館

イ 前号の施設では避難者を収容できない場合や体調の悪い避難者がいる場合、校長が許可をした武道場等

(2) 一時避難場所として利用する施設

グラウンドやテニスコート等の屋外運動場

(3) 避難所等として利用する施設に付随する乙の学校設備、備品、機器類等

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育委員会発行の「学校における地震防災マニュアル」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

(施設利用等の要請)

第4条 甲は、乙の施設に避難所等を開設する必要があるときは、乙に対し、乙の施設の利用及び乙の教職員に対して避難所等の開設、運営等への協力(以下「施設利用等」という。)を要請することができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用を要請するときは、電話等により乙に要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。

(避難所の開設)

第5条 甲は、避難所配備職員を派遣し、避難所等の開設を行うものとする。

(避難所等の管理及び運営)

第6条 避難所等の管理及び運営は、甲の派遣した避難所配備職員、乙の教職員及び避難者等で組織された避難所運営委員会が行うものとする。ただし、避難所運営委員会が設置されるまでは、避難所配備職員が主体となって運営するものとする。

2 乙は甲の派遣した避難所配備職員に協力し、避難所等の円滑な運営のため協力を行うものとする。なお、細部については、甲が作成する「避難所運営マニュアル」に準拠する。

3 甲及び乙は避難所等の円滑な運営を行うため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(乙の施設の返還)

第7条 甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の施設及びこれに付随する学校設備、備品、機器類等の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の施設及び学校設備、備品、機器類等を乙に返還するものとする。

3 甲は、被害が解消され、避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の施設及び学校設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、可能な限り、避難所として利用する前の状態に復元するものとする。

(経費の負担)

第8条 施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害救助法(昭和22年10月18日号外法律第118号)が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成25年10月25日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
習志野市長 宮本 泰介

乙 習志野市実籾本郷2番1号
千葉県立実籾高等学校
校長 鈴木 政利

災害時における避難所等の施設利用等に関する申し合わせ事項

習志野市（以下甲という）と千葉県立実籾高等学校（以下乙という）とは、平成25年10月25日付けで締結した「災害時における避難所等の施設利用等に関する協定」に基づき、乙の施設の利用等の細目に関し、この申し合わせ事項を定めるものとする。

1 第3条関係について（利用施設等）

- （1）乙は、災害時において、体育館を避難所として提供するものとする。校舎は、乙が生徒のための避難スペースとして使用する。
- （2）乙は、体調の悪い避難者などのために、武道場等を避難所として提供するものとする。

2 第4条関係について（利用施設利用等の要請）

- （1）要請は、校長・教頭・事務長等の管理職に対して行うこととするが、緊急やむを得ない場合は、施設利用開始後に要請を行うものとする。
- （2）乙は、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、甲にその旨を速やかに連絡し、甲は速やかに職員を派遣する等の処置を行うものとする。
- （3）緊急時を想定し、乙の体育館の鍵を事前に甲の担当部署に預けるものとする。

3 第5条関係について（避難所の開設）

- （1）甲及び乙は、乙の施設利用等に当たり、施設の安全確認を行った上で使用する。
- （2）上記の安全確認で、使用不可との判断が出た場合においては、甲は、速やかに他の避難所等に避難者を誘導するものとする。

4 第6条関係について（避難所等の管理及び運営）

甲は、甲の負担で乙の敷地内に防災倉庫等を設置し、使用することができるものとする。この場合、乙の所定の手続きを得るものとする。

なお、甲は緊急時を想定し、防災倉庫の鍵を事前に乙の担当部署に預けるものとする。

この申し合わせ事項の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成25年10月25日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
習志野市長 宮本泰介

乙 習志野市実籾本郷2番1号
千葉県立実籾高等学校
校長 鈴木政利

災害時における避難所等の施設利用等に関する申し合わせ事項

平成25年10月25日付けで、習志野市（以下「甲」という。）と千葉県立実籾高等学校（以下「乙」という。）において締結した「災害時における避難所等の施設利用等に関する協定」に基づく、「災害時における避難所等の施設利用等に関する申し合わせ事項」に次の事項を追加する。

5 第9条（協議）に基づき決定した事項

甲は、乙の管理する学校施設を防災訓練等で利用する必要があるときは、協定書第4条第1項の規定に準じて施設利用等の要請をすることができるものとする。

この場合、甲は乙に対し事前に文書を提出するものとし、乙は学校運営に支障がない範囲で施設利用等に協力するものとする。

この申し合わせ事項の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
習志野市長 宮 本 泰 介

乙 習志野市実籾本郷2番1号
千葉県立実籾高等学校
校 長 關 晶 子

⑰ 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書
(東日本電信電話株式会社)

習志野市(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(特設公衆電話の設置場所及び設置箇所)

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所(住所・地番・建物名をいう。以下同じ。)及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所(設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。)については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報(以下「設置場所等情報」という。)は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

(通信機器等の管理)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(電話回線等の配備)

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線(モジュージャックを含む。以下同じ。)を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電

話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年11月18日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮本泰介

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 3 番地
東日本電信電話株式会社
千葉支店長 矢 野 信 二

情報管理責任者（変更）通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第3条に基づき、情報管理責任者（正）および（副）を下記のとおり任命する。

【習志野市（自治体名）】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
（正）	TEL FAX E-Mail
（副）	TEL FAX E-Mail

【東日本電信電話株式会社】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
（正）	TEL FAX E-Mail
（副）	TEL FAX E-Mail

平成 年 月 日

習志野市
企画政策部危機管理課
課 長

東日本電信電話株式会社千葉支店
法人営業部
ソリューション営業部門 公共・自治体営業担当
担当課長

特設公衆電話の設置施設

No.	名 称	所 在 地
1	津田沼小学校	習志野市津田沼 4－5－2
2	大久保小学校	習志野市藤崎 6－9－2 8
3	谷津小学校	習志野市谷津 5－1－3 2
4	鷺沼小学校	習志野市鷺沼 3－1－1
5	実籾小学校	習志野市実籾 1－2 5－1
6	大久保東小学校	習志野市大久保 2－1 2－1
7	袖ヶ浦西小学校	習志野市袖ヶ浦 1－1－1
8	東習志野小学校	習志野市東習志野 3－4－2
9	袖ヶ浦東小学校	習志野市袖ヶ浦 5－1 1－1
10	屋敷小学校	習志野市屋敷 2－1－1
11	藤崎小学校	習志野市藤崎 4－1 2－1
12	実花小学校	習志野市東習志野 6－7－2
13	向山小学校	習志野市谷津 2－1 6－3 2
14	秋津小学校	習志野市秋津 3－1－1
15	香澄小学校	習志野市香澄 4－6－1
16	谷津南小学校	習志野市谷津 3－1－3 6
17	第一中学校	習志野市谷津 6－4－1
18	第二中学校	習志野市実籾 1－4 4－1
19	第三中学校	習志野市袖ヶ浦 4－3－1
20	第四中学校	習志野市東習志野 3－4－3
21	第五中学校	習志野市藤崎 2－3－1 6
22	第六中学校	習志野市屋敷 2－1 7－7
23	第七中学校	習志野市香澄 6－1－1
24	習志野高等学校	習志野市東習志野 1－2－1
25	袖ヶ浦体育館	習志野市袖ヶ浦 5－1－1
26	東部体育館	習志野市東習志野 3－4－5
27	千葉県立津田沼高等学校	習志野市秋津 5－9－1
28	千葉県立実籾高等学校	習志野市実籾本郷 2 2－1

⑩ 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書
(株式会社デベロップ)

習志野市（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害時におけるコンテナモジュール（以下「移動式宿泊施設等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（移動式宿泊施設等の引渡し）

第4条 移動式宿泊施設等は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（移動式宿泊施設等の返却）

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

2 甲は前項の費用について、乙から請求を受けたときは、習志野市財務規則（平成3年規則第25号）に基づき、速やかに支払うものとする。

（移動式宿泊施設等の破損等の対応）

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届（別紙）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月31日

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
甲 習志野市
市長 宮本 泰介

千葉県市川市市川1-4-10市川ビル8階
乙 株式会社デベロップ
代表取締役 岡村 健史

(別 紙)

連 絡 責 任 者 届

【 習志野市 】

1 連絡責任者

部 署 名	
役職（氏名）	
T E L	
携 帯	
F A X	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職（氏名）		
T E L		
携 帯		
F A X		

【株式会社 デベロップ】

1 連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職（氏名）		
T E L		
携 帯		
F A X		

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職（氏名）		
T E L		
携 帯		
F A X		

【災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定】

10-9. 帰宅困難者の受入協力

① 災害発生時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定

(千葉工業大学)

大規模地震等の災害による交通の途絶などの事由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。以下同じ。）の受入等の協力に関し、習志野市（以下「甲」という。）と、学校法人千葉工業大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避するとともに、帰宅困難者の安全を確保するため、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入協力の決定)

第2条 本協定において、乙が帰宅困難者を受け入れるにあたっては、乙に受入れ可能な条件が整っていることを前提とし、受入れの可否、受入れ人数及び協力内容については、甲乙協議の上、乙が決定することとする。

(定義)

第3条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力内容)

第4条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時受入場所として提供すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙の施設において、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、乙が知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。
- (4) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を可能な範囲で提供すること。
- (5) 帰宅困難者に対し、乙の施設から甲が指定する場所への経路等を案内すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関して甲に協力できる事項

(要請期間及び要請方法)

第5条 前条の規定による協力の要請期間は、最大1日間程度とする。

2 本協定に基づく要請は、協力を要請する理由、要請内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、口頭で乙に要請することができる。

3 前項ただし書きの場合においては、甲は乙に対し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(帰宅困難者の退去)

第6条 甲は、前条の規定による帰宅困難者の受入が終了した場合において、なお正当な理由なく乙の施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し帰宅困難者の退去を指示するものとする。この場合において、甲は当該帰宅困難者の事情を斟酌するものとし、適宜適切な場所への移動を指示しなければならない。

(費用負担)

第7条 第4条第4号の規定による協力に要した費用は、乙が一時的に立て替え、その後乙の請

求に基づいて甲が補填する。

2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第3項により定める額とする。

3 甲が補填する費用について前二項によりがたいときは、甲乙協議の上、決定する。

（損害補償）

第8条 第4条各号に掲げる協力に従事した乙の職員等（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、甲が補償するものとする。

2 乙が第4条各号の協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（災害時の情報共有）

第9条 甲及び乙は、第5条に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、第4条各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。第5条に定める要請期間が満了した場合も、また同様とする。

（平常時からの備え）

第11条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、甲の指導、助言及び協力のもと、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡担当者に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（効力）

第13条 本協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも更新に関する申出がないときは、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

習志野市鷺沼1-1-1

甲 習志野市

市長 宮本 泰介

習志野市津田沼2-17-1

乙 学校法人千葉工業大学

理事長 瀬戸熊 修

帰宅困難者一時受入等協力要請書

施設管理者

様

習志野市長

貴施設において帰宅困難者の受入れ等に関する協力を要請します。

受入れ施設	

1. 災害の状況及び協力を要請する理由

(1) 災害の状況

(2) 協力を要請する理由

2. 協力を要請する期間

平成 年 月 日 (時 分)
～ 平成 年 月 日 (時 分)

3. 受入れを要請する人数及び協力内容

(1) 受入れ要請人数 (概数)

(2) 協力要請内容

(3) その他必要な事項

担 当 者	
電話番号	
要請日時	

帰宅困難者一時受入等回答（受諾）書

習志野市長

様

施設管理者

本施設における帰宅困難者の受入れ等について、次のとおり回答（受諾）します。（※いずれかに○印）

協力可能（受諾） ・ 協力不可能

受入れ施設	

1. 受入れ可能人数・場所及び協力可能な内容

（1）受入れ可能人数（概数）

（2）受入れ可能な場所（施設内名称）

（3）協力可能な内容

2. 協力可能な期間

平成 年 月 日（ 時 分）
～ 平成 年 月 日（ 時 分）

3. その他必要な事項

担当者	
電話番号	
回答日時	

② 災害発生時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定
(習志野文化ホール)

大規模地震等の災害による交通の途絶などの事由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。以下同じ。）の受入等の協力に関し、習志野市（以下「甲」という。）と、公益財団法人習志野文化ホール（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避するとともに、帰宅困難者の安全を確保するため、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入協力の決定)

第2条 本協定において、乙が帰宅困難者を受け入れるにあたっては、乙に受入れ可能な条件が整っていることを前提とし、受入れの可否、受入れ人数及び協力内容については、甲乙協議の上、乙が決定することとする。

(定義)

第3条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力内容)

第4条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者に対し、乙の施設の一部を一時受入場所として提供すること。
- (2) 帰宅困難者に対し、乙の施設において、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、乙が知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。
- (4) 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を可能な範囲で提供すること。
- (5) 帰宅困難者に対し、乙の施設から甲が指定する場所への経路等を案内すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関して甲に協力できる事項

(要請期間及び要請方法)

第5条 前条の規定による協力の要請期間は、最大1日間程度とする。

2 本協定に基づく要請は、協力を要請する理由、要請内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、これにより難い場合には、口頭で乙に要請することができる。

3 前項ただし書きの場合においては、甲は乙に対し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(帰宅困難者の退去)

第6条 甲は、前条の規定による帰宅困難者の受入が終了した場合において、なお正当な理由なく乙の施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し帰宅困難者の退去を指示するものとする。この場合において、甲は当該帰宅困難者の事情を斟酌するものとし、適宜適切な場所への移動を指示しなければならない。

(費用負担)

第7条 第4条第4号の規定による協力に要した費用は、乙が一時的に立て替え、その後乙の請求に基づいて甲が補填する。

2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条

第3項により定める額とする。

3 甲が補填する費用について前二項によりがたいときは、甲乙協議の上、決定する。

(損害補償)

第8条 第4条各号に掲げる協力に従事した乙の職員等(乙への協力者を含む。)が損害を受けたときは、甲が補償するものとする。

2 乙が第4条各号の協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害時の情報共有)

第9条 甲及び乙は、第5条に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、第4条各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。第5条に定める要請期間が満了した場合も、また同様とする。

(平常時からの備え)

第11条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、甲の指導、助言及び協力のもと、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡担当者に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(効力)

第13条 本協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも更新に関する申出がないときは、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

習志野市鷺沼1-1-1

甲 習志野市

市長 宮本 泰介

習志野市谷津1-16-1

乙 公益財団法人習志野文化ホール

理事長 松盛 弘

帰宅困難者一時受入等協力要請書

施設管理者

様

習志野市長

貴施設において帰宅困難者の受入れ等に関する協力を要請します。

受入れ施設	

1. 災害の状況及び協力を要請する理由

(1) 災害の状況

(2) 協力を要請する理由

2. 協力を要請する期間

平成 年 月 日 (時 分)
～ 平成 年 月 日 (時 分)

3. 受入れを要請する人数及び協力内容

(1) 受入れ要請人数 (概数)

(2) 協力要請内容

(3) その他必要な事項

担 当 者	
電話番号	
要請日時	

帰宅困難者一時受入等回答（受諾）書

習志野市長

様

施設管理者

本施設における帰宅困難者の受入れ等について、次のとおり回答（受諾）します。（※いずれかに○印）

協力可能（受諾） ・ 協力不可能

受入れ施設	

1. 受入れ可能人数・場所及び協力可能な内容

（1）受入れ可能人数（概数）

（2）受入れ可能な場所（施設内名称）

（3）協力可能な内容

2. 協力可能な期間

平成 年 月 日（ 時 分）
～ 平成 年 月 日（ 時 分）

3. その他必要な事項

担当者	
電話番号	
回答日時	

③ 災害発生時における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入等に関する協力協定
(ホテルメッツ津田沼)

大規模地震等の災害による交通の途絶などの事由により帰宅することが困難となり、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一時滞在施設での滞在において何らかの特別な配慮を要する者（以下「特別な配慮が必要な帰宅困難者」という。以下同じ。）の受入等の協力に関し、習志野市（以下「甲」という。）と、日本ホテル株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、特別な配慮が必要な帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避するとともに、帰宅困難者の安全を確保するため、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入協力の決定)

第2条 本協定において、乙が特別な配慮が必要な帰宅困難者を受け入れるにあたっては、乙に受入れ可能な条件が整っていることを前提とし、受入れの可否、受入れ人数及び協力内容については、甲乙協議の上、乙が決定することとする。

(定義)

第3条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力内容)

第4条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。なお、要請先は、乙が運営するホテルメッツ津田沼とする。

- (1) 特別な配慮が必要な帰宅困難者に対し、乙の空いている客室を一時受入場所として提供すること。
- (2) 特別な配慮が必要な帰宅困難者に対し、乙の施設において、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 特別な配慮が必要な帰宅困難者に対し、乙が知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。
- (4) 特別な配慮が必要な帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を可能な範囲で提供すること。
- (5) 特別な配慮が必要な帰宅困難者に対し、乙の施設から甲が指定する場所への経路等を案内すること。
- (6) その他乙が特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入等に関して甲に協力できる事項。

(要請期間)

第5条 前条の規定による協力の要請期間は、最大1日間程度とする。

(要請方法及び内容)

第6条 本協定に基づく要請は、協力を要請する理由、要請内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、これによりがたい場合には、口頭で乙に要請することができる。

2 前項ただし書きの場合においては、甲は乙に対し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、特別な配慮が必要な帰宅困難者の施設利用時における介助を甲に要請することが出来る。また必要な物資の搬入等についても甲に協力を求めることができる。

4 乙の施設へ誘導する特別な配慮が必要な帰宅困難者は、災害時の施設状況に順応できる帰宅困難者とする。

(特別な配慮が必要な帰宅困難者の退去)

第7条 甲は、前条の規定による特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入が終了した場合において、なお正当な理由なく乙の施設から退去しない特別な配慮が必要な帰宅困難者がいるときは、乙と協力し特別な配慮が必要な帰宅困難者の退去を指示するものとする。この場合において、甲は当該特別な配慮が必要な帰宅困難者の事情を斟酌するものとし、適宜適切な場所への移動を指示しなければならない。

(費用負担)

第8条 第4条第4号の規定による協力に要した費用は、乙が一時的に立て替え、その後乙の請求に基づいて甲が補填する。

2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第3項により定める額とする。

3 甲が補填する費用について前二項によりがたいときは、甲乙協議の上、決定する。

(損害補償)

第9条 第4条各号に掲げる協力に従事した乙の従業員等（乙への協力者を含む。）が損害を受けたときは、甲が補償するものとする。

2 乙が第4条各号の協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

(災害時の情報共有)

第10条 甲及び乙は、第5条に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、第4条各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。第5条に定める要請期間が満了した場合も、また同様とする。

(平常時からの備え)

第12条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、甲の指導、助言及び協力のもと、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡担当者に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(効力)

第14条 本協定の有効期間は、平成25年7月16日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも更新に関する申出がないときは、本協定はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年7月3日

習志野市鷺沼1-1-1

甲 習志野市

市長 宮本 泰介

東京都豊島区西池袋1-6-1

乙 日本ホテル株式会社

代表取締役社長 澤田 博司

特別な配慮が必要な帰宅困難者一時受入等協力要請書

施設管理者

様

習志野市長

貴施設において特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入れ等に関する協力を要請します。

受入れ施設	

1. 災害の状況及び協力を要請する理由

(1) 災害の状況

(2) 協力を要請する理由

2. 協力を要請する期間

平成 年 月 日 (時 分)
～ 平成 年 月 日 (時 分)

3. 受入れを要請する人数及び協力内容

(1) 受入れ要請人数 (概数)

(2) 協力要請内容

(3) その他必要な事項

担当者	
電話番号	
要請日時	

特別な配慮が必要な帰宅困難者一時受入等回答（受諾）書

習志野市長

様

施設管理者

本施設における特別な配慮が必要な帰宅困難者の受入れ等について、
次のとおり回答（受諾）します。（※いずれかに○印）

協力可能（受諾） ・ 協力不可能

受入れ施設	

1. 受入れ可能人数・場所及び協力可能な内容

（1）受入れ可能人数（概数）

（2）受入れ可能な場所（施設内名称）

（3）協力可能な内容

2. 協力可能な期間

平成 年 月 日（ 時 分）
～ 平成 年 月 日（ 時 分）

3. その他必要な事項

担 当 者	
電話番号	
回答日時	

④ 災害発生時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定
(株式会社東京インテリア家具)

習志野市（以下「甲」という。）と株式会社東京インテリア家具（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害発生時における帰宅困難者の受入等に関する協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が所有する市内の施設等を使用することについての必要事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 乙は、次条の規定による甲からの要請に基づき次の各号に掲げる支援を可能な範囲内で実施するものとする。ただし、乙が、り災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

- （1）帰宅困難者等に対し、乙の所有又は管理する駐車場を一時避難場所として提供すること。
- （2）帰宅困難者等に対し、乙の所有又は管理する施設等を一時受入場所として提供すること。
- （3）帰宅困難者等に対し、乙の店舗において、電源、水道水、トイレ等を提供すること。
- （4）帰宅困難者等に対し、乙が知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。
- （5）帰宅困難者等に対し、乙の施設から甲が指定する場所への経路等を案内すること。
- （6）その他帰宅困難者等の支援に関し必要と認める事項

2 一時避難場所及び一時受入場所の提供期間は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

3 第1項の規定による支援の対象となる店舗は、別表のとおりとする。

（要請手続き）

第3条 甲は、乙に対し、前条第1項の規定による支援を受けようとする場合は、協力を要請する理由、要請内容その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡先等確認）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による支援を円滑に行うため、甲及び乙の連絡先並びに連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条第1項の規定による支援に乙が要した費用は、甲が負担するものとする。この場合において、甲が負担する費用は、甲乙協議の上、決定する。

2 乙は、一時避難場所及び一時受入場所に地域住民が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期

間が満了する 1 ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から 1 年間本協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議事項)

第 7 条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上で決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

甲 習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 宮 本 泰 介

乙 東京都荒川区荒川 4 丁目 3 2 番 5 号
株式会社東京インテリア家具
代表取締役 利 根 川 隆 弘

別表

一時避難場所及び一時受入場所として施設等を提供可能な店舗一覧

令和6年 月 日現在		
店舗名	所在地	施設の区分
東京インテリア家具 幕張店	千葉県習志野市芝園1-1-1	建物 駐車場

帰宅困難者一時受入等協力要請書

施設管理者

様

習志野市長

貴施設において帰宅困難者の受入れ等に関する協力を要請します。

受入れ施設	

1. 災害の状況及び協力を要請する理由

(1) 災害の状況

(2) 協力を要請する理由

2. 協力を要請する期間

令和 年 月 日 (時 分)

～ 令和 年 月 日 (時 分)

3. 受入れを要請する人数及び協力内容

(1) 受入れ要請人数 (概数)

(2) 協力要請内容

(3) その他必要な事項

担 当 者	
電 話 番	
要 請 日	

帰宅困難者一時受入等回答（受諾）書

習志野市長

様

施設管理者

本施設における帰宅困難者の受入れ等について、次のとおり回答（受諾）します。（※いずれかに○印）

協力可能（受諾） ・ 協力不可能

受入れ施設	

1. 受入れ可能人数・場所及び協力可能な内容

（1）受入れ可能人数（概数）

（2）受入れ可能な場所（施設内名称）

（3）協力可能な内容

2. 協力可能な期間

令和 年 月 日（ 時 分）

～ 令和 年 月 日（ 時 分）

3. その他必要な事項

担 当 者	
電 話 番	
回 答 日	

10-10. 情報発信・提供等

① 災害時における放送等に関する協定

(ジェイコム船橋習志野)

習志野市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム船橋習志野（以下「乙」という。）は、災害および防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、習志野市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定めるものとする。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対し、速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請（以下「要請」という。）を行う場合は、災害情報放送要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンター宛てメール又はファックスにより提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等により要請できるものとし、甲はその後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、要請を受けたときは、要請のあった事項に関して、放送の形式、内容及び時刻を決定し、可能な限り要請に基づく放送を実施するものとする。

(情報の活用)

第5条 乙は、災害時に、甲が甲のホームページ又は広報で発信済の信息及び第2条に基づき乙に提供した情報を、自ら運営する放送、インターネット等を通じて情報提供することができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 甲及び乙は、災害時における協力体制を整備するため、防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第9条 災害時におけるCATVによる災害情報の放送に関する協定（平成11年1月20日）は、廃止する。

本協定書は2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年1月25日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号

習志野市

市長 宮 本 泰 介

乙 船橋市東町896番地

株式会社ジェイコム船橋習志野

船橋習志野局長 勝 部 八 郎

(別紙1)

◆放送要請の連絡先(24時間365日受付)

連絡手段は、いずれの方法でも受付いたしますが、緊急時の対応はメールを優先してご利用いただきますようお願いいたします。

「ジェイコム船橋習志野局」／「メディアセンター」／「レスキューナウ危機管理情報センター」のいずれにも連絡が届く体制としています。

(防災連絡専用) メールアドレス

ML_KMC_bousai_narashino@jupiter.jcom.co.jp

(防災連絡専用) ファックス番号: 042(385)3100

電話番号: 03(5759)6745

※関東メディアセンターが受付を委託する株式会社レスキューナウの危機管理情報センターの電話番号となります。

◆受付窓口担当者(24時間365日受付)

名 称 株式会社レスキューナウ危機管理情報センター

住 所 〒141-0031

東京都品川区西五反田5-6-3

電話番号 03(5759)6745

◆連絡責任者(平日9:30~21:00、年末年始を除く)

名 称 株式会社ジュピターテレコム 関東メディアセンター

関東メディアセンター長

住 所 〒184-0002

東京都小金井市梶野町4-5-1 株式会社ジェイコム東京内

電話番号 042(301)0222

② ならしの減災プロジェクトの開設に関する協定書
(株式会社ウェザーニューズ)

習志野市（以下「甲」という。）と株式会社ウェザーニューズ（以下「乙」という。）は、市民等の参加により災害・減災情報を集約し、甲の災害対策に活用するとともに、その情報を公開・共有し、市民等の災害対策・減災行動を支援することにより災害被害の軽減“減災”を促進する事業を「ならしの減災プロジェクト」（以下「減災プロジェクト」という。）と位置付け、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携・協力により、減災プロジェクトを円滑に実施していくことを目的とする。

(連携・協力の内容)

第2条 連携・協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲及び市民等が災害・減災情報を発信・共有するためのウェブサイトの構築、管理及び運用
- (2) その他前号に規定する事項の推進に当たり必要な事項

(役割分担)

第3条 甲及び乙は、次のとおり役割を分担して減災プロジェクトを進めるものとする。

(1) 甲の役割

- ア 市民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報
- イ 甲の職員に対する減災プロジェクトへの参加及び促進

(2) 乙の役割

- ア 減災プロジェクトのウェブサイトの構築
- イ 減災プロジェクトのウェブサイトの管理及び運用

2 前項各号に掲げる役割以外の事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(費用の負担)

第4条 甲及び乙は、前条の規定に基づき分担した業務に要する費用を、各自で負担するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を行うに当たって、相手方から秘密である旨が示された情報（各種媒体によるもののほか、口頭により提供されたものを含む。）を、書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(個人情報の保護)

第6条 甲及び乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定に基づく業務を行うに当たっては、個人情報保護のため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協定に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせないこと
- (2) 本協定に基づく業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること
- (3) 本協定に基づく業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集すること
- (4) 本協定に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報をこの業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと
- (5) 本協定に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報を漏えい、き損及び滅失（以

- 下「漏えい等」という。)することがないように、当該個人情報の安全な管理に努めること
- (6) 前号の個人情報を取り扱う場所を特定し、持ち出さないこと
- (7) 本協定に基づく業務を処理するために、私用のパソコン等を使用しないこと
- (8) 本協定に基づく業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと
- 2 本協定に基づく業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(協定の期間)

第7条 本協定の効力は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の効力の満了の日から3か月前までに甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 第5条及び第6条の規定は、本協定の効力の満了後も存続するものとする。

(協定の変更・解除)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定を変更し、又は解除しようとする場合は、3か月の予告期間をもって相手方に文書で通知し、その同意を得るものとする。

(協議)

第9条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について定める必要がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年5月26日

甲 千葉県習志野市鷺沼一丁目1番1号
習志野市
市長 宮本泰介

乙 東京都港区芝三丁目1番14号
日本生命赤羽橋ビル
株式会社ウェザーニューズ
代表取締役社長 草開千仁

③ 防災行政用無線等の自治体情報をCATVデータ放送において文字情報として放送することに関する協定書
(株式会社JCN船橋習志野)

習志野市（以下「甲」という。）と、株式会社JCN船橋習志野（以下「乙」という。）は、防災行政用無線等の自治体情報をCATVデータ放送において文字情報として放送することについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が管理・運用する防災行政用無線の放送にあたり、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、防災行政用無線等の内容を、乙が制作・放送するデータ放送に文字として表示し放送する事項について定めるものとする。

(放送するチャンネル)

第2条 防災行政用無線等を文字情報として放送するデータ放送のチャンネルは111チャンネル（地デジ11チャンネル）とする。

(データ放送で放送する防災行政用無線等の内容)

第3条 データ放送で放送する内容については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 甲が市民向けに発信する防災行政用無線全般。
- (2) その他住民の生命や財産の保全に関わる事項。但しその種類・内容については、甲乙が協議し書面にて別途定めるものとする。
- (3) 甲は乙に対して情報の正確性を担保する。

(放送の手続き)

第4条 放送の手続きは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 甲は乙に対し事前の承諾なく、第3条で取り決めた防災行政用無線等の情報をデータ放送で放送できるものとする。
- (2) データ放送での放送に至る手段や方法については、甲乙が別途協議した方法によるものとする。
- (3) 運用方法と責任分界点、各担当者については書面にて別途定めるものとする。また担当者の変更があった際には甲、乙とも報告を行うこととする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は平成24年6月15日から平成25年3月31日までとする。ただし期間満了日の3か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(免責事項)

第6条 災害及び機器メンテナンス等の乙の事情によりデータ放送の表示ができないときは、乙は一切の責務を負わないものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証とするため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年6月15日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号

習志野市

市長 宮本 泰介

乙 船橋市東町896番地

株式会社JCN船橋習志野

代表取締役社長 内山 賢治

<別紙>

◆放送内容表示規定（第3条関係）

項目	表示	内容
防災行政用無線	可	※防災行政用無線で放送されたすべて（不可内容を除く） 通常放送 ・光化学スモッグ注意報等の発令及び解除に関する情報 ・市政の普及及び周知連絡 ・国、県その他公共機関からの周知連絡 ・その他市民の福祉に関する情報 緊急放送 ・地震、台風、火災その他非常の事態に関する情報 ・人命の救助その他特に緊急重要な事項に関する情報
	不可	定時放送 ・児童下校案内放送 ・定時チャイム
行政からの お知らせ	可	防災行政用無線放送を行わない情報で周知が必要なもの ・火災予防運動のお知らせ ・警察からのお知らせ～注意喚起 ・不審者情報 等
	不可	・緊急性のない定期報告 ・イベントのお知らせ 等

◆運用規定（設定項目）（第4条関係）

- ・防災行政用無線のスクロール表示時間：30分
- ・防災行政用無線のスクロール表示のタイトル：行政からのお知らせ
- ・防災行政用無線の詳細画面保存期間：1か月

④ 習志野市防災防犯情報提供の協働事業に関する協定書
(株式会社フューチャーリンクネットワーク)

習志野市(以下「甲」という。)と株式会社フューチャーリンクネットワーク(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、乙が運営する地域情報ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)及び提携媒体を活用し、広く市民に防災防犯情報を伝えることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 乙は、本協定に基づき実施される業務(以下「本業務」という。)に求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。また、甲は本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(協定期間)

第4条 この協定の期間は協定締結の日から翌年3月31日までとする。なお、この協定の期間満了に際し、甲又は乙いずれか一方から協定を更新しない旨の申し出がない場合、甲及び乙は互いの意志を確認の上、さらに1年間の期間延長するものとし、以後はこれを繰り返す。

(協定事項の公表)

第5条 甲及び乙は、協定期間中、甲のホームページ及び乙のポータルサイト上で、この協定の締結について公表するものとする。

(甲乙の業務範囲)

第6条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、防災防犯情報を乙に提供する。
- (2) 乙は、甲から提供を受けた防災防犯情報をポータルサイト及び提携媒体に掲載する。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める業務

(業務範囲の変更)

第7条 甲又は乙は、必要と認める場合、相手方に対する通知を持って第6条で定めた本業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合、協議に応じなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は事前に甲の承諾を受けた場合を除き、本業務を自ら行い、第三者に本業務を委託し、また請け負わせてはならない。

(情報掲載責任)

第9条 甲が提供した情報に関する責任は、甲が負う。また、乙が作成した情報に関する責任は乙が負う。

(情報の編集・著作権)

第10条 乙は、甲から提供された情報を、本協定の目的の範囲内で利用者が容易に理解できるように編集ができるものとする。ただし、本来の情報の意図を逸脱して編集したもの、あるいは、その編集に瑕疵が認められる場合は、その情報に係る責任は乙が負う。

2 前項により編集し作成された情報の著作権は乙が保有する。

3 乙は甲から提供された情報を甲の了承の上、二次利用ができるものとする。

(情報管理)

第11条 乙は本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。契約期間が満了し、若しくは契約を取り消された後においても同様とする。

(協定の変更)

第12条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容に変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙が別途協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月8日

甲 習志野市鷺沼一丁目1番1号
習志野市
市長 宮本泰介

乙 千葉県船橋市西船四丁目19番3号
株式会社 フューチャーリンクネットワーク
代表取締役 石井文晴

⑤ 災害に係る情報発信等に関する協定
(ヤフー株式会社)

習志野市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という）は、災害に係る情報発信等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が習志野市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

(取組内容)

第2条 この協定における取組みの内容は、次のとおりとし、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものから実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、習志野市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、習志野市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時の習志野市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、習志野市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 甲が、習志野市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

(費用の負担)

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、甲、乙それぞれが負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、この協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(協定の公表)

第5条 この協定締結の事実及びこの協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法

及び内容について、両者で別途協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年12月22日

習志野市鷺沼1丁目1番1号

甲 習志野市

市 長 宮本 泰介

東京都港区赤坂9丁目7番1号

乙 ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学

⑥ 非常通信による情報収集等に関する協定
(習志野市アマチュア無線非常通信連絡会)

習志野市（以下「甲」という。）と習志野市アマチュア無線非常通信連絡会（以下「乙」という。）とは、甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において実施する電波法（昭和25年法律第131号）第52条4号に定める非常通信（以下「非常通信」という。）による情報の収集及び伝達（以下「情報収集等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、乙及びその構成員（以下「構成員」という。）の設置するアマチュア無線局が、災害時に甲に協力し、非常通信による情報収集等を行うために必要な事項について定めるものとする。

(業務遂行の基本)

第2条 この協定による非常通信による情報収集等は、ボランティア精神に基づき行うものとする。
(情報収集等)

第3条 非常通信により伝達する事項は、次のとおりとし、構成員が情報収集等を行うものとする。

- (1) 甲と協定を結ぶ医師会が設置する医療救護班等から要請された緊急伝達事項
- (2) 甲の災害対策本部、危機管理課、避難所等において、甲から要請された緊急伝達事項
- (3) 自主防災組織、災害ボランティアグループ等の活動中に必要とする緊急伝達事項
- (4) 人命救助に係る緊急伝達事項

(協力の要請)

第4条 甲は、災害時に公衆通信網その他通常的手段による通信連絡が困難又は不可能となった場合において非常通信による情報収集等を必要と認めるときは、乙に対し、非常通信による情報収集等の体制（以下「非常通信体制」という。）の実施を要請することができる。ただし、甲の要請がない場合においても、被害の状況に応じ非常通信による情報収集等の必要性を乙が認めたときは、乙は自主的に非常通信体制を実施するものとする。

(非常通信体制)

第5条 前条の規定により実施する非常通信体制は、次のとおりとする。

- (1) 構成員は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ定めた連絡周波数において、乙の統制局（以下「統制局」という。）及び他の構成員と交信の上担当の避難所、救護所等（以下「配置先」という。）に無線機材、乙の会員証等を持って移動すること。

ア 前条本文の規定により甲の要請があったとき。

イ 震度5強以上の地震があったとき。

ウ 前条ただし書の規定により非常通信による情報収集等の必要性を乙が認めたとき。

- (2) 前号の交信に参加した構成員は、あらかじめ定める統制局が不在の場合は、協議して統制局を定めること。この場合において、前号アにより非常通信体制を実施したときは、統制局の変更を甲へ連絡すること。
- (3) 乙は、非常通信による伝達事項の要点を別に定める通信控に記録すること。
- (4) 乙は、非常通信のために構成員以外のアマチュア無線局の中継を必要とする場合は、構成員以外の者に中継を求めること。

(非常通信体制の解除)

第6条 甲又は乙は、非常通信体制の実施が不要と判断された場合は、その解除を決定するもの

とし、統制局に通知するものとする。

- 2 前項の規定により非常通信体制が解除された場合は、構成員は、統制局の指示により速やかに配置先から撤収するものとする。

(補償)

第7条 非常通信体制の実施中において、構成員に人身事故又は賠償責任が発生した場合の補償は、習志野市ボランティア補償制度による。

(非常通信による情報収集等の共同訓練の実施等)

第8条 甲及び乙は、災害時において非常通信による情報収集等を迅速かつ的確に行うため、共同して訓練及び研修を実施するものとする。

- 2 構成員は、前項の訓練及び研修への参加並びに無線機材等の点検を実施し、非常事態に備えるものとする。

(構成員名簿の提出)

第9条 乙は、非常通信による情報収集等を実施する統制局及び構成員について、名簿を作成の上甲に提出するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成27年9月16日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 習志野市屋敷3丁目1番15号
習志野市アマチュア無線非常通信連絡会
代表 嶋野 忠雄

⑦ 防災行政無線放送の再送信に関する協定
(株式会社ジェイコム千葉 ヨヨ船橋習志野局)

習志野市(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコム千葉 ヨヨ船橋習志野局(以下「乙」という。)は、甲が防災行政無線の固定系親局により市民向けに実施している放送を乙の設備を利用し再送信を行うことに関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(再送信の同意)

第1条

- 1 甲及び乙は、防災行政無線の固定系親局により市民向けに実施している放送を乙の設備を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。
- 2 乙は、甲が提供する放送の内容について、変更を加えないものとする。

(有効期間)

第2条

本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲・乙双方から期間満了1か月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(提供エリア)

第3条

本協定で合意した再送信の提供エリアは、別紙1に規定する乙が運営するサービス提供エリアとする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

(費用)

第4条

- 1 本協定による再送信の情報提供の対価は無償とする。
- 2 乙は、再送信を行うに当たり、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償で再送信するものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。
- 3 甲及び乙は、再送信のために必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。ただし、乙が再送信を開始するに当たり必要な甲及び乙の設備の設置及び改修の費用に関して、乙の責任と負担において実施し、甲に請求しないものとする。

(免責事項)

第5条

- 1 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地異その他事故等により、再送信を行うことができなかった場合でも、甲に対してなんら責任を負わないものとする。
- 2 甲が実施する再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

(設備の維持管理)

第6条

- 1 甲の設備及び乙の設備は、別紙2に規定する。
- 2 本協定で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。ただし、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に対して点検の結果を報告するものとする。

(守秘義務)

第7条

甲及び乙は、本協定に規定する業務の遂行に当たり知り得た相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

(解除)

第8条

甲又は乙が、第2条の有効期間内に本協定を解除しようとする場合には、1か月前に相手方に書面にて通知することにより、本協定を将来に向かって解除することができる。

(権利義務)

第9条

甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

(協議事項)

第10条

本協定に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

(再送信の開始日)

第11条

本協定で合意した再送信は、平成30年5月1日から開始する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月24日

甲： 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本泰介

乙： 船橋市浜町 2 丁目 1 番 1 号
ららぽーと三井ビルディング
株式会社ジェイコム千葉ＹＹ船橋習志野局
局 長 京 克 樹

別紙１ サービス提供エリア

習志野市全域（※ただし一部地域を除く。）

- ・ 茜浜 １～３丁目
- ・ 秋津 １～５丁目
- ・ 泉町 １～３丁目
- ・ 大久保 １～４丁目
- ・ 香澄 １～６丁目
- ・ 奏の杜 １～３丁目
- ・ 鷺沼 １～５丁目
- ・ 鷺沼台 １～４丁目
- ・ 芝園 １～３丁目
- ・ 新栄 １～２丁目
- ・ 袖ヶ浦 １～６丁目
- ・ 花咲 １～２丁目
- ・ 東習志野 １～８丁目
- ・ 藤崎 １～７丁目
- ・ 実籾 １～６丁目
- ・ 実籾本郷
- ・ 本大久保 １～５丁目
- ・ 屋敷 １～５丁目
- ・ 谷津 １～７丁目
- ・ 谷津町 １丁目、４丁目

⑧ 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定
(株式会社バカン)

習志野市(以下「甲」という。)と株式会社バカン(以下「乙」という。)は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定(以下「本協定」という)を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、習志野市の災害に備え、甲が習志野市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

(本協定の実施内容)

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、習志野市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

(費用の負担)

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

(2次利用)

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(本協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義等の決定)

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月24日

甲 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮 本 泰 介
乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階
株式会社バカン
代表取締役 河 野 剛 進

⑨ 災害情報の放送に関する協定
(株式会社ベイエフエム)

習志野市（以下「甲」という。）と株式会社ベイエフエム（以下「乙」という。）は、習志野市内において災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合に、甲の要請に基づき乙が実施する当該災害に係る情報のラジオ放送（以下「放送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、放送の実施により、災害による被害を軽減するとともに市民の不安の解消を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的達成のため必要があると認めたときは、乙に対し、放送を要請することができる。

2 前項の規定により要請することができる災害に係る情報（以下「災害情報」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 避難指示等に関する事項
- (2) 被害及び復旧状況
- (3) 避難所、救護所等の開設状況
- (4) 学校、保育所等の児童等の保護状況
- (5) 帰宅困難者への対応に関する事項
- (6) 水、物資等の支給に関する事項
- (7) その他甲が特に必要と認める事項

（要請手続）

第4条 甲は、前条第1項の規定により放送を要請する場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した災害情報放送要請書（以下「要請書」という。）をインターネット等により送信するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は乙に対し、口頭により放送を要請することができるものとし、当該要請後に遅滞なく要請書を送信するものとする。

- (1) 放送の要請の理由
- (2) 放送する災害情報
- (3) 放送の希望日時
- (4) その他甲が必要と認める事項

（放送の実施）

第5条 乙は、前条の規定により放送の要請を受けた場合は、直ちに当該要請に係る放送の形式、内容、時刻等を決定し、放送の実施に努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による放送を、原則として無償で実施するものとする。

（運用確認書）

第6条 甲及び乙は、円滑な放送の要請及び迅速かつ的確な放送の実施のため、相互の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した運用確認書（以下「確認書」という。）を毎年4月に甲乙協議の上、作成するものとする。

2 甲及び乙は、確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて協議し、確認書を更新するものとする。

（通信途絶等の場合の措置）

第7条 乙は、確認書で定めた通信方法による甲との通信が途絶し、又は著しく困難となった場合は、甲との連絡手段の確保及び災害情報の収集に努めるものとする。

（放送要請訓練の実施）

第8条 甲及び乙は、確認書で定めた通信方法のテストを含む放送の要請に係る訓練を、毎年度1回以上、連携して実施することに努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定等）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年9月11日

甲： 習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市

市長 宮 本 泰 介

乙： 千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1

WBGマリブウエスト27F

株式会社ペイエフエム

代表取締役社長 久 保 健

10-11. 国関係

① 習志野市防災資機材の使用及び管理に関する協定書

(陸上自衛隊第1空挺団)

災害救助用として習志野市が購入した防災用資機材（以下「資機材という。」）の使用及び管理に関し、習志野市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊習志野駐屯地（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

(資機材の使用及び保管の委託)

第1条 甲は、次に掲げる資機材の使用及び保管を乙に委託するものとする。

別紙 「資機材一覧表」

(委託期間)

第2条 委託期間は、平成8年8月1日から平成9年7月31日までとする。ただし、期間満了1月前までに、甲又は乙から申し出がない場合は、1年毎、自動的に延長されるものとする。

(保管場所及び管理責任者)

第3条 資機材の保管場所及び管理責任者は次のとおりとする。

保 管 場 所		管理責任者
所 在 地	名 称	
船橋市薬円台3丁目20番1号	陸上自衛隊習志野駐屯地	習志野市

(資機材の使用基準及び手続き)

第4条 乙は、災害派遣及びその訓練等に資機材を使用するものとする。この際、習志野市地域の災害のみならず他の地域で発生した災害対処にも使用できるものとする。

2 乙は、資機材を使用した場合は、使用後、次の事項を通知するものとする。

- (1) 使用資機材及び数量
- (2) 故障資機材及び数量
- (3) 修理・補充を要する資機材及び数量
- (4) その他、必要と思われる事項

(経 費)

第5条 甲は、委託した資機材の維持管理及び修理・補充に関する経費を負担する。

(資機材の返還)

第6条 乙は、資機材の効力が著しく減少したと認める場合は、委託を受けた資機材を返還することができる。

(協議事項)

第7条 この協定について甲と乙との間に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上定める。

上記協定の証として本書を2通作成し、当事者双方押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成8年7月31日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市長 荒 木 勇

乙 船橋市薬円台3丁目20番1号
陸上自衛隊習志野駐屯地司令
陸 将 補 高 橋 佳 嗣

資 機 材 一 覧 表

連番	品 名 (形 式 ・ 規 格 等)	数 量
1	チェーンソー (スチール社製025-40)	5 0 台
2	エンジンカッター (スチール社製TS510AV SP型)	5 0 台
3	プロリフトオイルジャッキ (6t)	5 0 台
4	消 火 器	3 台
5	防 災 倉 庫	1 基

② 災害時の情報交換に関する協定
(国土交通省関東地方整備局)

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、習志野市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、習志野市の地域について災害が発生または災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 習志野市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 習志野市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年12月28日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 森 北 佳 昭

乙) 千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
習志野市長 宮 本 泰 介

10-12. 消防関係

① 千葉県広域消防相互応援協定書

(千葉県下の市町村及び一部事務組合)

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模災害、産業災害、その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地在市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援 前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長からの電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
- (4) 応援隊受入れ場所
- (5) その他必要な事項

2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 法第24条の4の規定に基づく応援隊の指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団

長の定める現場最高指揮者が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長に指揮命令するいとまがない場合は、直接応援隊員に命令することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き揚げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委 任)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年4月1日締結の協定は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

平成4年4月1日

② 鉄道災害時における鉄道軌道事業者と消防機関との連携に関する協定書
(千葉県内の消防本部(局)と鉄道軌道事業者)

平成23年4月1日最終改正

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、千葉県内の消防本部(局)と鉄道軌道事業者との相互連携により、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関としての列車運行の早期復旧を図るため、千葉県の調整の下、この協定書を定める。

(用語の定義)

第1条 この協定書における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道災害とは、鉄道軌道路線における人身事故及び火災(鉄道沿線火災含む。)等を言う。
- (2) 甲とは、千葉県内の消防本部(局)で別表のとおりとする。
- (3) 乙とは、千葉県内で運行する鉄道軌道事業者で別表のとおりとする。
- (4) 丙とは、千葉県防災危機管理部消防課で別表のとおりとする。
- (5) 消防隊とは、甲が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。
- (6) 現場責任者とは、乙が派遣する現場の責任者をいう。
- (7) 指揮者とは、消防隊の現場最高責任者をいう。
- (8) 消防活動とは、甲が実施する救助活動、救急活動、消火活動、火災原因調査等の消防隊の活動をいう。
- (9) 支援活動とは、乙が行う消防活動時における協力活動をいう。

(鉄道災害発生時等の緊急通報)

第2条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法(昭和23年法律第186号)第24条(同法36条により準用する場合を含む。)に基づき119番通報しなければならない。

2 119番通報にあたっては、次の事項について情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。

- (1) 災害の種別(火災、救助、救急)
- (2) 発生時刻
- (3) 発生場所(住所のほか、駅舎内外の別、最寄り駅、軌道内～何キロ地点、目標物等)
- (4) 負傷者の人数及び状況
- (5) 消防隊が向かう入口(中央口等、軌道内～何キロ地点、目標物等)
- (6) 現場責任者の派遣状況、その職名等
- (7) 列車の運行状況及び電源遮断の有無
- (8) その他、乙がすでに実施している事項

(指定連絡先)

第3条 甲及び乙は、119番通報の他に連絡を行う場合の指定連絡先を定める。

2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合(変更が生じた場合を含む。)は、互いに通知するとともに、甲は丙に通報する。

(指定連絡先への連絡)

第4条 乙は、119番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第2条第2項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じた新たな情報の収集を行う。

2 甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。

- 3 甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに関係する指定連絡先に連絡する。

(現場責任者)

第5条 乙は、鉄道災害の発生を確認したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

- 2 指揮者と現場責任者は、相互に連携し、軌道内における安全を確保する。

- 3 甲及び乙は、安全チョッキ、腕章等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

(情報の共有)

第6条 現場責任者は、次の事項について把握している情報を消防隊が消防活動を行う前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて、災害発生場所等への誘導を行う。

- (1) 災害状況
- (2) 列車の運行状況
- (3) 負傷者及び避難の状況
- (4) 監視員の配置状況
- (5) 電源遮断措置等の有無
- (6) 消防活動又は避難上危険であるものの措置の状況
- (7) 換気、排煙設備、その他の消防用設備等の運転状況

- 2 指揮者は、人員、任務等消防活動の体制及び方針を現場責任者に説明する。

(避難誘導)

第7条 鉄道災害が発生し、避難が必要とされるときは、甲は消防車両の拡声器等による広報により、また、乙は構内及び車内アナンス等により、旅客の混乱、動揺を抑えるとともに、相互に連携し旅客の円滑な避難誘導を実施する。

(消防活動の連携)

第8条 甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な消防活動及び支援活動を実施する。

- (1) 指揮者は、災害現場において消防活動を開始する前に、現場責任者に対して第6条第1項各項に定める事項について確認するとともに、事故の状況により列車停止及び電源遮断について現場責任者と協議を行い、安全を確認後、軌道内に進入し消防活動を開始する。
- (2) 災害現場に現場責任者が不在で、前項の確認及び協議が行えない場合は、指定連絡先を通じて甲が乙に対し確認及び協議を行い、指揮者は、その結果を受け安全を確認後、消防活動を開始する。
- (3) 現場責任者は、指揮者が行う消防活動に対し、必要な支援活動を行う。
- (4) 指揮者は、列車の固定、ジャッキアップ等を実施するときは、現場責任者に連絡するほか、必要に応じて列車の電源遮断、技術者の派遣、消防活動への助言及び資機材の提供等を求める。
- (5) 現場責任者は、前項の求めに対し、状況に応じた措置を行う。
- (6) 指揮者は、消防活動が終了したときは、その旨を現場責任者に連絡する。
- (7) 乙による列車の運行規制の変更又は解除は、現場責任者と指揮者及びその他関係機関担当者が協議し、安全を確認した後に行う。

(連携の範囲)

第9条 鉄道災害発生時における連携の範囲は、駅間（鉄道敷地内）及び駅構内の消防活動で、次のとおりとする。なお、火災にあつては、鉄道沿線の火災を含むものとする。

- (1) 救助事故
- (2) 救急事故
- (3) 火災（車両、その他）

(4) 火災原因調査

(踏切閉鎖等の相互連絡)

第10条 甲の消防活動における支障を未然に防止するため、乙は踏切の故障を知り得た場合には、甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は乙の連絡前に鉄道災害等の情報から出動への支障のおそれを予期した場合には、乙の指定連絡先に確認する。

(事前対策)

第11条 甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携並びに効果的な消防活動及び支援活動を行うため、次の事項について、あらかじめ両方で協議する。

(1) 高架、鉄橋、トンネル内特殊な場所への進入方法

(2) 乙が保有する大型ジャッキ等の数量、保管場所、災害時の調達経路等

2 甲及び乙は鉄道災害へ対応するため、あらかじめ必要な情報を相互に交換する。

(訓練)

第12条 甲及び乙は鉄道災害時における消防活動及び支援活動を円滑に遂行するため、連携し訓練の実施に努める。

(千葉県防災危機管理部消防課の役割)

第13条 丙は、この協定書の効果的な履行のため、必要に応じ甲及び乙による連絡会議を開催する等消防組織法（昭和22年法第226号）第29条の規定に基づき支援を行う。

2 甲及び乙は、この協定書の効果的な履行のため、丙に対し甲及び乙による連絡会議の開催を求めることができる。

(連絡会議)

第14条 この協定書に定めない事項又はこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙による連絡会議で協議して決定する。

③ 東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書
(東関東自動車道沿線の市町村及び一部事務組合消防)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定により、千葉市、市川市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、浦安市、四街道市、印旛郡酒々井町、富里市、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、潮来市及び鹿行広域事務組合(以下「協定市町村等」という。)の長は、協定市町村等の行政区域のうち東関東自動車道及び新空港自動車道並びにその施設(以下「協定区域」という。)における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、協定市町村等の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

(応援)

第2条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材(以下「消防隊等」という。)を出場させるものとする。

ただし、船橋市にあっては、当該行政区域における火災の場合消防隊を出場させるものとする。

(特別応援)

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出動する市町村等(以下「出動市町村等」という。)の消防長が出場市町村等以外の協定市町村等の応援を必要と認めるときは、当該出場市町村等の消防長の通報により災害発生地を管轄する協定市町村等(以下「受援市町村等」という。)の消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市町村等の消防長に、特別応援の要請をすることができるものとする。

ただし、緊急やむを得ないときは、出場市町村等の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。

なお、この場合は、速やかに受援市町村等の消防長に通報しなければならないものとする。

(1) 災害発生 の 場所 及び 災害 の 概要

(2) 応援を要する消防隊等の種類及び数

(3) その他活動内容等必要な事項

(出場)

第4条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市町村等(以下「特別応援市町村等」という。)は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることができない当該特別応援市町村等の消防長は、速やかにその旨を特別応援の要請者に通報するものとする。

(指揮)

第5条 前条の規定により特別応援のために出場した消防隊等の指揮は、受援市町村等の消防隊等が出場した場合は当該受援市町村等の現場指揮者が、また受援市町村等の消防隊等が出場しないときは、第2条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が指揮するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応援に要する費用の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 応援のため要した通常経費は、応援を行った協定市町村等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、もしくは立て替えたものについては、現物またはその経費を受援市町村等が負担するものとする。

(2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材等の補給もしくは給食等を必要とする場合は、受援市町村等において現物により、または経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援を行った協定市町村等が負担するものとする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は受援市町村等が負担するものとする。

(4) 特別応援のため出場した消防隊等が、受援市町村等の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合、其の賠償については受援市町村等がその都度関係協定市町村等と協議の上決定するものとする。

ただし、災害地への上場もしくは帰路上において発生したものについては、応援等のため上場した協定市町村等が負うものとする

(情報交換等)

第7条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議の上決定するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成25年4月10日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書14通を作成し、各々記名押印の上各1通を保管する。

附 則

この協定の締結により、平成18年8月24日に締結した東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定は廃止する。

平成25年4月10日

千 葉 市

千葉市長 熊谷 俊人

市 川 市

市川市長 大久保 博

船 橋 市

船橋市長 藤代 孝七

成 田 市

成田市長 小泉 一成

佐 倉 市

佐倉市長 蕨 和雄

習 志 野 市

習志野市長 宮本 泰介

浦 安 市

浦安市長 松崎 秀樹

四 街 道 市

四街道市長 佐渡 斉

印旛郡酒々井町

酒々井町長 小坂 泰久

富 里 市

富里市長 相川 堅治

香取広域市町村圏事務組合

管理者 宇井 成一

佐倉市八街市酒々井町消防組合

管理者 蕨 和雄

潮 来 市

潮来市長 松田 千春

鹿行広域事務組合

管理者 鬼沢 保平

別表

応援出動区域表		
出 動 市 町 村 等	出 動 区 域	
	上り線	下り線
浦 安 市	—————	浦安ランプから 湾岸市川インターチェンジまでの区間
市 川 市	湾岸市川インターチェンジから 浦安ランプまでの区間	湾岸市川インターチェンジから 湾岸習志野インターチェンジまでの区間
習 志 野 市	湾岸習志野インターチェンジから 湾岸市川インターチェンジまでの区間	湾岸習志野インターチェンジから 湾岸千葉インターチェンジまでの区間
千 葉 市	千葉北インターチェンジから 湾岸習志野インターチェンジまでの区間	湾岸千葉インターチェンジから 四街道インターチェンジまでの区間
四 街 道 市	四街道インターチェンジから 千葉北インターチェンジまでの区間	四街道インターチェンジから 佐倉インターチェンジまでの区間
佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部	酒々井インターチェンジから 四街道インターチェンジまでの区間	佐倉インターチェンジから 富里インターチェンジまでの区間
富 里 市	富里インターチェンジから 酒々井インターチェンジまでの区間	富里インターチェンジから 成田インターチェンジまでの区間
成 田 市	大栄インターチェンジから 成田インターチェンジまでの区間 新空港自動車道の終点から 富里インターチェンジまでの区間	成田インターチェンジから 新空港自動車道の終点までの区間 成田インターチェンジから 佐原香取インターチェンジまでの区間
香 取 広 域 市町村圏事務組合	佐原香取インターチェンジから 大栄インターチェンジまでの区間	佐原香取インターチェンジから 潮来インターチェンジまでの区間
鹿行広域事務組合	潮来インターチェンジから 佐原香取インターチェンジまでの区間	—————

④ 災害時等における消防用水の供給支援に関する協定書
(千葉西部生コンクリート協同組合)

船橋市、習志野市及び八千代市（以下これらを「甲」という。）と千葉西部生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）及び乙の組合員（以下「丙」という。）は、災害時等に必要な消防用水（以下「用水」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲のいずれかの行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下これらを「災害時等」という。）において、甲のいずれか（以下要請を行う市を「要請市」という。）が乙及び丙に対して行う用水の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定め、もって地域の減災に寄与することを目的とする。

（協力の要請及び実施）

- 第2条 要請市は、災害時等において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して協力要請書（別記第1号様式）により用水の供給要請を行うことができる。ただし、状況により文書での要請が困難な場合は、電話等により要請し、後日、文書を提出するものとする。
- 2 乙は前項に規定する要請を受けた場合は、迅速に要請業務に従事できるものを丙から選定し、出動を要請するものとする。
- 3 前項により乙から要請を受けた丙は、自らの業務に支障がない範囲で要請市の要請する業務（以下「業務」という。）を実施するものとし、実施の可否について乙に電話等により回答する。
- 4 丙は、業務を実施する場合にはコンクリートミキサー車のフロントガラス内側下部に災害協力車両表示（別記第2号様式）を掲示するものとする。
- 5 丙は、緊急輸送道路を通行し業務を実施する場合には、交通検問所等で緊急通行車両等事前届出済証を掲示し、標章及び確認証明書の交付を受け、当該標章をフロントガラス内側の前面から見やすい箇所に貼付し、当該確認証明書を当該車両に備えつけるものとする。
- 6 前項の緊急通行車両等事前届出済証は、緊急輸送道路を通行する丙のコンクリートミキサー車について甲が千葉県公安委員会に届け出るものとし、丙はこれに必要な協力をするとともに、緊急通行車両等事前届出済証を当該車両内に保管しておくものとする。

（報告）

- 第3条 乙は前条第2項の規定により、業務に従事する組合員（以下「応援業者」という。）を選定した際は、要請市に文書で報告するものとする。ただし、状況により文書での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日、文書を提出するものとする。
- 2 応援業者は業務を開始した時は、要請市に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。
- 3 応援業者は業務を完了した時は、業務内容報告書（別記第3号様式）により要請市に報告するものとする。

(費用負担)

第4条 業務に要した費用は、応援業者の負担とする。ただし、用水については要請市が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、応援業者の業務に要した費用の内、通常業務時間外の人件費及び応援業者の契約する別の法人が業務に要した費用については、要請市と応援業者が協議の上、負担額を決定するものとする。

(損害の負担)

第5条 業務により生じた応援業者の車両・資機材等の破損に伴う補償については、要請市と応援業者が協議の上、負担額を決定するものとする。

- 2 業務により第三者に損害が生じた場合には要請市と応援業者が協議の上、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第6条 業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったとき又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。ただし、消防団員等公務災害補償等共済基金法に基づく条例が適用される場合は、要請市が補償するものとする。

(危険回避)

第7条 応援業者は指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

(訓練の実施)

第8条 用水の確保の業務を円滑に進めるため、甲のいずれかは乙又は丙と協議して訓練を実施するものとする。

(連絡体制)

第9条 甲、乙及び丙は、協力の要請及び災害情報の受伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

- 2 甲及び丙は、前項の規定により定めた連絡責任者を乙に通知することとし、乙は連絡網を作成し、甲及び丙に通知するものとする。
- 3 前項の規定は、甲、乙又は丙が、第1項の規定により定めた連絡責任者を変更する場合について準用する。

(協議)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、協議の上、決定するものとする。

- 2 前項の規定による協議を行う場合は、乙は丙の意見を取りまとめるよう努めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲のいずれか又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第12条 この協定の内容は、協議により随時変更することができる。

(その他)

第13条 甲は、千葉県広域消防相互応援協定に基づき、用水の補給及び必要な機械器具の確保について相互に協力するものとする。

(協定書の保管)

第14条 この協定を証するため、本協定書を16通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月12日

甲 住所 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市

船橋市長 松戸 徹

住所 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市

習志野市長 宮本 泰介

住所 千葉県八千代市大和田新田312番地5

八千代市

八千代市長 服部 友則

乙 住所 千葉県船橋市印内町594番地1

千葉西部生コンクリート協同組合

理事長 柳内 正基

丙 住所 千葉県市川市高谷2018番地28

市川菱光株式会社

代表取締役社長 高橋 明彦

住所 千葉県印西市岩戸字古真木台 3 5 5 2 番地

印旛菱光株式会社

代表取締役社長 高 橋 明 彦

住所 千葉県市川市新井三丁目 6 番 1 0 号

株式会社内山アドバンス

代表取締役社長 上 村 清

住所 千葉県印旛郡栄町西字西耕地 6 5 0 番地 6

内山北総レミコン株式会社

代表取締役社長 渡 邊 宗 寿

住所 東京都品川区大崎三丁目 5 番 2 号

関東宇部コンクリート工業株式会社

代表取締役 田 中 義 克

住所 千葉県船橋市日の出 2 丁目 1 8 番 1 号

京葉アサノコンクリート株式会社

代表取締役社長 深 澤 弘 一

住所 千葉県千葉市美浜区新港 2 2 0 番地 1 0

千葉宇部コンクリート工業株式会社

代表取締役 勝 呂 和 彦

住所 千葉県千葉市美浜区新港 1 9 7 番 1

千葉菱光株式会社

代表取締役社長 高 橋 明 彦

住所 東京都中央区日本橋箱崎町 1 6 番 1 号

東京エスオーシー株式会社

代表取締役 松 本 正 信

住所 千葉県船橋市海神町南 1 丁目 1 5 9 9 番地

船橋レミコン株式会社

代表取締役社長 嶋 津 恭 宣

住所 千葉県松戸市栄町西 4 丁目 1 1 4 0 番地

松戸生コンクリート株式会社

代表取締役 織 田 増 信

住所 東京都江東区石島 1 7 番 1 2 号

吉田建材株式会社

代表取締役社長 吉 田 博

⑤ 習志野市・八千代市消防相互応援協定
(八千代市)

(協定)

第1条 習志野市(以下「甲」という。)と八千代市(以下「乙」という。)は、甲乙相互の消防力を活用して火災等の災害による被害を最小限に抑えるため、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定に基づき、消防の相互の応援に関して協定する。

(応援)

第2条 応援を行う市(以下「応援市」という。)は、別表に定める区域において火災等の災害が発生した場合は、当該災害が発生した市(以下「被応援市」という。)に対し、別表の応援区分に応じ、応援を行うものとする。

2 応援市の長又は消防長は、応援市の市域消防力の状況を判断し、応援を行うものとする。

(応援出場隊の指揮)

第3条 前条第1項の規定により出場した隊(以下「応援出場隊」という。)は、被応援市の現場最高指揮者の指揮下に入るものとする。

(応援状況の報告)

第4条 応援出場隊の隊長は、速やかに被応援市の現場最高指揮者に対し応援の状況について報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、別途協議して経費の負担を決定することができる。

(災害補償)

第6条 応援出場隊の隊員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結に伴い、甲乙間の昭和35年3月16日付け消防相互応援協定書及び平成8年4月4日付け消防相互応援活動に関する覚書は、廃止する。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、両市が各1通を保管するものとする。

令和 3年 1月26日

習志野市鷺沼2丁目1番1号
甲 習志野市
市長 宮 本 泰 介

八千代市大和田新田312番地の5
乙 八千代市
市長 服 部 友 則

別表（第2条第1項）

応援区 域 応援区分	習志野市が応援する区域	八千代市が応援する区域
普通応援	八千代台西１丁目から１０丁目まで並びに八千代台北５丁目及び６丁目（附図１）	東習志野３丁目から８丁目まで（附図３）
救急応援	八千代市全域（附図２）	習志野市全域（附図４）
特別応援	八千代市全域（附図２）	習志野市全域（附図４）

備考

- 1 普通応援とは、火災の発生を受報し、又は覚知した場合に、消防隊（救急隊を除く。）1 隊を出場させることをいう。
- 2 救急応援とは、救急事故の発生を受報し、又は覚知した場合において、次の各号のいずれかに該当するときに、救急隊 1 隊を出場させることをいう。
 - （１） 発生市において出場可能な救急隊がないとき。
 - （２） 傷病者の救命に不可欠であるとき。
- 3 特別応援とは、災害が発生した場合に、被応援市の長又は消防長の要請に基づき応援することをいう。

10－13. その他

① 災害時における習志野郵便局、習志野市間の協力に関する覚書 (習志野郵便局)

習志野郵便局(以下「甲」という。)及び習志野市(以下「乙」という。)は、習志野市内に発生した地震その他の災害時において、相互の友愛精神に基づき、習志野市及び習志野市内の郵便局が相互に協力し、必要な活動を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

(用語の定義)

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、習志野市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難所に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

(協力の実施)

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他の別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし負担すべき額を決定する。

(災害対策本部への参加)

第5条 乙の災害対策本部のメンバーに、必要に応じて習志野郵便局長が加わることができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 習志野市内の郵便局は、乙若しくは市内各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては習志野郵便局長、乙については習志野市総務部長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたとき両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が署名押印の上、各その1通を保有する。

平成9年5月28日

(甲) 郵政省

習志野郵便局長 山 本 誠

(乙) 習志野市

習志野市長 荒 木 勇

② 災害時における支援協力に関する協定書
(千葉県行政書士会)

習志野市(以下「甲」という。)と千葉県行政書士会(以下「乙」という。)は、災害が発生した場合の支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、習志野市において地震、風水害、その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、原則として、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号の災害であって、甲が習志野市地域防災計画に基づき、本部を設置する体制をとるものとする。

(行政書士による業務の範囲)

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が実施する行政書士業務は、行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2及び第1条の3の業務並びにこれらの業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

(1) 乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営

(2) 甲の依頼による乙の会員の派遣

(3) その他甲が必要と認める業務

(連絡体制等の整備)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の支援に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙は、あらかじめ災害応急対策に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確保し、動員する方法を定めておくものとする。

(協力の要請)

第5条 甲は、災害応急対策業務を実施する必要があると判断した場合は、協力要請書(第1号様式。以下「要請書」という。)により、乙に協力を要請するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 前項の要請があった場合は、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

(協力の実施)

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、原則として、甲の職員の指示に基づき、第3条に掲げる業務について協力するものとする。

(応急対策業務の実施報告)

第7条 乙は、前条に基づく業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した支援活動報告書(第2号様式。以下「報告書」という。)に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(1) 業務の実施場所及び期間

(2) 業務の内容

(3) 業務に従事した者の氏名及び連絡先

(4) その他必要な事項

(経費の負担)

第8条 乙の業務実施に要した経費は、原則として、乙が負担する。ただし、場合によりその経費負担については、甲、乙の協議により決定することができる。

(相談者の負担)

第9条 甲の要請による被災者支援において、相談者は負担しない。ただし、印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等の実費については、この限りでない。

(損害の補償)

第10条 第3条に掲げる業務に従事する者が、他人に損害を与え、又は負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合における補償については、甲は負担しないものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その後の措置について、必要により甲、乙が協議するものとする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に書面をもって、この協定を変更又は終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとする。

(前協定書の効力)

第13条 甲乙間において、平成25年2月18日付けで締結した、災害時における支援協力に関する協定は、この協定の締結日に失効するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 7 月 1 1 日

甲 千葉県習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号
習志野市
市 長 宮 本 泰 介

乙 千葉市中央区中央 4 丁目 1 3 番 1 0 号
千葉県教育会館 4 階
千葉県行政書士会
会 長 中 村 利 雄

別紙１）

この協定に関する連絡責任者は以下のとおりとする。

甲 習志野市	平 常 時	所 属	
		連絡責任者	
		T E L	
		F A X	
		E－M A I L	
	災 害 時	所 属	
		連絡責任者	
		T E L	
		F A X	
		E－M A I L	
乙 千葉県行政書士会	平 常 時	所 属	
		連絡責任者	
		T E L	
		F A X	
		E－M A I L	
	災 害 時	所 属	
		連絡責任者	
		T E L	
		F A X	
		E－M A I L	

甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報交換を行い、連絡責任者の変更があった場合は、その都度連絡を行うものとする。

最終確認日 年 月 日

③ 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書
(千葉県土地家屋調査士会)

習志野市(以下「甲」という。)と千葉県土地家屋調査士会(以下「乙」という。)は、習志野市内において災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。)が発生したとき(以下「災害時」という。)における家屋被害認定調査等(以下「認定調査等」という。)の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲が実施する認定調査等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることにより、迅速かつ的確な災害対応に資することを目的とする。

(認定調査等の内容)

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に基づく、被害程度の認定に関する調査
- (2) 甲が発行したり災証明書に関する市民からの相談
- (3) 建物滅失登記申請手続に関する市民からの相談
- (4) 土地境界復元等に関する市民からの相談

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要と認める場合は、認定調査等協力要請書(別記第1号様式。以下「要請書」という。)により、認定調査等の実施について乙に協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定による協力の要請を受けた場合は、認定調査等協力回答書(別記第2号様式。以下「回答書」という。)により回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により回答することができるものとし、その後、速やかに回答書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受諾したときは、速やかに乙の会員を甲に派遣し、

甲と協力して認定調査等を実施するものとする。

- 3 甲及び乙は、乙が第1項の規定により要請を受諾したときは、相互に連絡先及び連絡責任者（以下「連絡先等」という。）を通知するものとし、連絡先等に変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費を負担しない。

- 2 前条第2項の規定により実施された認定調査等に必要な資機材の費用は、災害時における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（研修会への参加）

第6条 甲及び乙は、認定調査等に必要な知識を共有するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員及び乙の会員は、当該研修会に参加するものとする。

（守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、第4条第2項に規定する認定調査等の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第8条 乙は、第4条2項に規定する認定調査等の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年9月1日

習志野市鷺沼1丁目1番1号
甲 習志野市
市長 宮本 泰介

千葉市中央区中央港1丁目23番25号
乙 千葉県土地家屋調査士会
会長 笠原 孝

別 記

第 1 号様式（第 3 条）

年 月 日

千葉県土地家屋調査士会
会 長 様

習志野市長

認定調査等協力要請書

災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

1. 要請番号	
2. 災害の状況	
3. 要請する内容	
4. 必要とする人員等	(人員等) (資機材等の種類・数量)
5. 協力を要する日時等	(日時) (場所) (期間)
6. 担当者・電話番号	(職氏名) (電話番号)
7. その他	

第2号様式（第4条第1項）

年 月 日

習志野市長 様

千葉県土地家屋調査士会
会 長

認定調査等協力回答書

災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書第4条の規定により、次のとおり回答します。

協力可能（受諾） ・ 協力不可能

（いずれかに○印）

1. 要請番号	
2. 受諾日時	
3. 実施者・電話番号	
4. 出動日時	
5. その他	

④ 耐震性貯水槽の設置及び管理に関する基本協定書
(千葉県企業局)

千葉県水道局長(以下「甲」という。)と耐震性貯水槽設置者(以下「乙」という。)
とは、耐震性貯水槽及び付帯設備(以下「貯水槽」という。)の設置及び管理につい
て、次のとおり協定を締結する。

(用語の定義)

第1条 この協定における主な用語の定義は次のとおりとする。

(1) 耐震性貯水槽とは、既設配水管に直結し、水槽内に流入した水が水槽内を循環
し、再び配水管に送り込まれる水槽をいう。

(2) 付帯設備とは、耐震性貯水槽に付帯する流入・流出管、伸縮可撓管継手、緊急
遮断弁、仕切弁、空気弁、消火栓、及び給水口等をいう。

(設置場所)

第2条 貯水槽の設置場所は、甲乙協議のうえ決定する。

(設計施工)

第3条 貯水槽の設計・施工は、乙が行うものとする。ただし、乙の都合によりこれ
が困難な場合は、乙の依頼を受けて甲が行うことができるものとする。

2 設計・施工に当たっては、関係法令等を遵守すると共に、「水道施設設計指針」(厚
生省監修)並びに甲の定める「耐震性貯水槽技術基準」、「水道工事標準仕様書」及び
「設計指針」に準じ行うものとする。

(設置費用の負担)

第4条 貯水槽の設置に要する費用は、乙が負担するものとする。

(工事の実施)

第5条 乙は、工事の実施に当たって別途設置条件承諾書を提出するものとする。た
だし、甲が、乙の依頼を受けて貯水槽の設計・施工を行う場合は、別途設置工事受託
契約を締結するものとする。

(財産の所有)

第6条 貯水槽は、乙が所有するものとする。ただし、公道部分の流入・流出管等に
ついては工事完了後、甲に無償譲渡するものとする。

(財産の使用)

第7条 甲は、貯水槽を水道施設として使用するものとし、通水にかかる貯水槽の使
用料は無償とする。

(水道料金)

第8条 甲は、乙が災害時又は防災訓練等で貯水槽を使用した場合の水道料金を乙に

請求しないものとする。

（維持管理）

第 9 条 貯水槽の維持管理は、甲が行うものとする。

2 前項の維持管理の内容及び費用負担については、別途維持管理及び運用に関する詳細協定を締結するものとする。

（争訟等の対応）

第 10 条 貯水槽施設に関する第三者との争訟等には、甲と乙が協議のうえ、甲又は乙が対応する。

（関連施設）

第 11 条 乙は、貯水槽から非常時飲料水として応急給水するための資機材、収納倉庫及び保安設備等の関連施設を、必要に応じ乙の負担で、整備し維持管理するものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は平成 26 年 10 月 16 日から年度末までとする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれからも異議のないときは、さらに 1 年延長するものとする。

（協議）

第 13 条 この協定の実施に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 10 月 16 日

甲 千葉県水道局長 田 谷 徹 郎

乙 設置者

習 志 野 市 長 宮 本 泰 介

耐震性貯水槽の維持管理及び運用に関する細目協定書

千葉県水道局長（以下「甲」という。）と設置者（以下「乙」という。）とは、耐震性貯水槽及び付帯設備（以下「貯水槽」という。）の維持管理及び運用の細目について、次のとおり協定を締結する。

（適用範囲）

第1条 本協定の適用を受ける貯水槽は、別表のとおりとする。

2 前項に定める別表に変更が生じた場合、乙は、その都度甲に申出別表の更新を行うものとする。

（維持管理）

第2条 貯水槽の維持管理は、甲が行うものとする。

2 甲が行う維持管理は、次のとおりとする。

（1）巡回点検

（2）遮断弁の保守点検

（3）水槽内の保守点検

（4）修繕工事

（5）水質確認

（6）その他配水施設として必要な事項

（巡回点検）

第3条 甲は、定期的に巡回点検を行うものとする。

2 乙は、必要に応じ巡回点検を行うことができるものとする。

（遮断弁の保守点検）

第4条 甲は、3年毎に遮断弁の保守点検を行うものとする。ただし、機能等に異常が見られた場合は、必要に応じ遮断弁の保守点検を行うことができるものとする。

（水槽内の保守点検）

第5条 甲は、6年毎に水槽内の保守点検を行うものとする。ただし、水質等に異常が見られた場合は、必要に応じ水槽内の保守点検を行うことができるものとする。

（修繕工事）

第6条 巡回点検、遮断弁の保守点検及び水槽内保守点検の結果、異常が認められた場合は、甲乙協議のうえ修繕工事を行うものとする。

（水質確認）

第7条 甲は、必要に応じ水質の確認を行うものとする。

（緊急措置）

第8条 甲は、事故及び漏水等緊急を要する時は、一時的に貯水槽を配水管から遮断することが出来るものとする。

(通知)

第9条 甲は、第8条の規定を行使する場合は、乙に通知するものとする。

(維持管理費用)

第10条 維持管理費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 水槽内の保守点検、遮断弁の保守点検及び修繕工事については、乙が負担する。

ただし、甲が財産を譲受する公道部分の流入・流出管等の修繕工事については、甲が負担する。

(2) 巡回点検、水質確認、その他配水施設として必要な事項については、甲が負担する。

(維持管理費用の算出)

第11条 前条(1)の規定に基づく乙の負担費用は、甲の定める基準により甲が算出するものとする。

(費用の支払い)

第12条 前条の規定に基づく乙の負担する費用の支払いは、次により行うものとする。

(1) 水槽内及び遮断弁の保守点検に要する費用は、当該年度に甲の発行する納入通知書により甲に予納するものとする。

(追徴還付)

第13条 前条(1)の規定により予納される費用について、甲は、業務終了後速やかに精算し、予納額とのあいだに過不足があるときは、乙に返還し、又は乙から追徴するものとする。

(応急給水時の水質管理)

第14条 応急給水時の水質管理は、乙が行うものとする。

(使用の届出)

第15条 乙は、災害時に非常用飲料水等として貯水槽を使用したときは、使用後ただちに耐震性貯水槽使用届を甲に提出するものとする。

(用地への立入り)

第16条 乙は、甲が維持管理等のために乙の所有する用地内に立入ることを認めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、供用開始の日から年度末までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも異議のないときは、更に1年延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項、又は疑義については、甲乙協議のうえ定める

ものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を所有するものとする。

平成２６年１０月１６日

甲 千葉県水道局長 田 谷 徹 郎

乙 設置者

習 志 野 市 長 宮 本 泰 介

⑤ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
(株式会社ゼンリン)

習志野市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が、地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 甲が、災害時に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2に基づく災害対策本部（以下「本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給、利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲及び乙が、平常時から、防災に関する情報交換を通じ、防災及び減災に寄与する地図の作成を検討し、及び推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 習志野市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 習志野市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービスをいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、物資供給要請書（別紙1。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給したときは、物資供給報告書（別紙2）を甲に提出するものとする。
- 5 第1項に基づく地図製品等の供給に係る費用は、甲乙別途協議の上決定するもの

とする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、本協定締結後、災害時における地図製品等の供給等に関する協定書細目に定めるところにより地図製品等を甲に無償で貸与するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した地図製品等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管及び管理するものとする。

3 乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。

4 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による地図製品等の保管及び管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、本部設置期間中において、災害応急対策並びに災害復旧及び復興に係る資料として、第3条又は前条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、閲覧及び甲乙間で別途協議の上定める条件の範囲内での複製を行うことができるものとする。

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管し及び管理するものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。この場合において、広域図を複製利用するときは、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用するときは、本協定添付別紙3のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めがない事項又は本協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月23日

習志野市鷺沼1丁目1番1号
甲 習志野市
市 長 宮 本 泰 介

千葉市中央区南町2丁目18番6号
乙 株式会社ゼンリン 千葉・茨城エリア統括部
部 長 吉 川 俊 也

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書細目

1. 趣旨

本細目は、習志野市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結した災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（以下「協定書」という。）第4条第1項に基づき、乙が甲に貸与する地図製品等の詳細及び数量、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正を行うものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	習志野市 B4 判住宅地図	5 冊
広域図	習志野市を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	習志野市企画政策部危機管理課利用 閲覧地区： 習志野市	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は、原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先 1	企画政策部 危機管理課	住所：習志野市鷺沼 1－1－1 電話：047－453－9211 FAX：047－453－9386
乙	連絡先 1	第一事業本部 千葉茨城エリア統括部 千葉営業所	住所：千葉市中央区南町 2－18－6 電話：043－261－0043 FAX：043－261－7714
	連絡先 2	第一事業本部 千葉茨城エリア統括部	住所：千葉市中央区南町 2－18－6 電話：043－261－0163 FAX：043－261－7714

以 上

別紙 1
年 月 日

株式会社ゼンリン
第一事業本部
千葉茨城エリア統括部長 様

習志野市長

物資供給要請書

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品 名	数量	納 品 希望場所	納 品 希望日時	備 考

<連絡担当者>

住所
部署名
電話
FAX

別紙 2

年 月 日

習志野市長

様

株式会社ゼンリン

第一事業本部

千葉茨城エリア統括部長

物資供給報告書

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書第3条第4項の規定に基づき、 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品 名	数量	納品 場所	納品 日時	備 考

＜物資納入者＞

＜物資受領者＞

⑥ 広告付避難場所等電柱看板に関する協定
(東電タウンプランニング)

習志野市(以下「甲」という。)と東電タウンプランニング株式会社千葉総支社(以下「乙」という。)は、乙が事業を営む習志野市内の電柱に民間企業等の広告及び避難所、一時避難場所等(以下「避難場所等」という。)の案内を掲載した看板(以下「広告付避難場所等電柱看板」という。)を掲出することについての甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市内における広告付避難場所等電柱看板の掲出により、市民に対し、災害発生時にその地域の避難場所等を案内することを目的とする。

(避難場所等の情報提供)

第2条 甲は、広告付避難場所等電柱看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導及び協力をするものとする。

(乙の業務)

第3条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の目的に賛同し、広告付避難場所等電柱看板に広告を掲げる者(以下「広告主」という。)を募り、広告付避難場所等電柱看板の掲出及び撤去に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された広告付避難場所等電柱看板に関する維持及び管理並びに住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 広告付避難場所等電柱看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- (4) 新たに広告付避難場所等電柱看板を掲出するときは、甲と事前協議を行うこと。
- (5) 避難場所等の変更等があった場合には、必要な修正を行うこと。
- (6) 第8条に規定する有効期間満了後は、速やかに広告付避難場所等電柱看板場所の現状回復を行うこと。

(広告付避難場所等電柱看板の仕様)

第4条 広告付避難場所等電柱看板に記載する避難場所等の案内表示は、当該広告付避難場所等電柱看板の掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを

原則とする。

（広告の範囲）

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告付避難場所等電柱看板には掲載しない。

- （1） 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （2） 公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （3） 政治性のあるもの。
- （4） 宗教性のあるもの。
- （5） 社会問題についての主義主張
- （6） 個人の名刺広告
- （7） 美観風致を害するおそれがあるもの。
- （8） 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。
- （9） その他、広告付避難場所等電柱看板に掲げる広告として不適当であると甲が認めるもの。

（経費等）

第6条 広告付避難場所等電柱看板の掲出及び撤去にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しない。

（損害賠償責任）

第7条 乙は、広告付避難場所等電柱看板の掲出及び撤去により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負い、甲はその一切を負わない。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、有効期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成 27 年 3 月 30 日

習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号
甲 習志野市
市 長 宮 本 泰 介

千葉市中央区新田町 3 6-1 5 千葉テックビル
乙 東電タウンプランニング株式会社
千葉総支社
千葉総支社長 轟 和 夫

⑦ 災害時における緊急物資輸送及び集配拠点の運営等の協力に関する協定
(ヤマト運輸株式会社)

習志野市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急的な食料、生活必需品その他の救援物資及び防災備蓄品の輸送（以下「緊急物資輸送」という。）、甲の管理する救援物資の集配拠点（以下「集配拠点」という。）の運営等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に被災者に対して物資の安定供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う緊急物資輸送、集配拠点の運営等の協力の要請（以下「要請」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(資料の提供)

第2条 甲は防災関係資料を乙に配布し、乙は習志野市内の乙の集配車両に当該資料を携行するよう努めるものとする。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時に、次の事項について乙に要請することができる。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- (2) 救援物資の集配拠点から避難所等への配送
- (3) 集配拠点における入庫から出庫までの運営
- (4) 集配拠点の運営に関する助言・指導等を行う物流専門家の派遣
- (5) 乙の管理する物資拠点における救援物資の一時保管
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めた事項

(要請手続)

第4条 要請は、要請書（別紙1）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、甲はその後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

(業務遂行中の告知)

第5条 乙は、要請に応じ第3条各号に規定する事項（以下「協力業務」という。）に従事する場合は、使用する車両にその旨を表示するよう努める。

(報告)

第6条 乙は、協力業務を遂行したときは、口頭、電話等により次の事項について報

告し、後日、実績報告書（別紙２）を甲に提出するものとする。

（１）従事者名簿

（２）従事日及び走行距離

（３）使用した車両、施設、資機材

（４）その他必要な事項

（費用の額）

第７条 協力業務の実施に要した費用の額は、法令等で定めるものを除くほか乙の施設、資機材の使用料に関しては時価相場相当額、荷役作業に関しては関わる人員の日当費相当額及び輸送料に関しては実勢相場相当額又は国土交通省届出料金を基準として算定し、甲乙間の協議の上決定するものとする。

（支払等）

第８条 乙は前条に基づき決定した額を甲に請求するものとし、甲は災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

（燃料の支援）

第９条 甲は、乙が協力業務を行うときは、乙が使用する車両への燃料等の優先供給に配慮するものとする

（情報提供）

第１０条 乙は、緊急物資輸送中に覚知した災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（通知）

第１１条 甲は、乙の協力業務の円滑な実施のため甲の施設の配置等に関して重要な変更が生じたときは、乙に通知するものとする。

（連携）

第１２条 甲及び乙は、本協定の実施に当たり相互に連携を図るものとする。

（１）甲は、その主催する防災訓練に乙の参加の要請をすることができる。この場合において、乙は、甲から防災訓練参加の要請があった場合は、積極的に参加するものとする。

（２）この協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

（有効期間）

第１３条 この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の３０日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１４条 この協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年 3月 8日

千葉県習志野市鷺沼1丁目1番1号
甲 習志野市
市長 宮本 泰介

千葉県船橋市浜町3丁目3番2号
乙 ヤマト運輸株式会社 船橋主管支店
主管支店長 小川 範行

別紙 1

平成 年 月 日

ヤマト運輸株式会社 船橋主管支店
主管支店長 様

習志野市長

要 請 書

災害時における緊急物資輸送及び集配拠点の運営等の協力に関する協定第 4 条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力要請内容

- ☐ 市が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- ☐ 市が管理する救援物資を受け入れる集配拠点から避難所等への配送
- ☐ 集配拠点における入庫から出庫までの運営
- ☐ 集配拠点の運営に関する助言・指導等を行う物流専門家の派遣
- ☐ ヤマト運輸株式会社の管理する物資拠点における救援物資の一時保管
- ☐ その他()

2 必要とする 車両数： 台、人員： 人
資機材：

3 物資積込場所 及び 搬入場所

4 輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

5 その他

別紙 2

習志野市長 様

ヤマト運輸株式会社 船橋主管支店
主管支店長

実績報告書

平成 年 月 日付けで要請のあった業務が終了しましたので、災害時における緊急物資輸送及び集配拠点の運営等の協力に関する協定第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 实施内容

- ☐ 市が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- ☐ 市が管理する救援物資を受け入れる集配拠点から避難所等への配送
- ☐ 集配拠点における入庫から出庫までの運営
- ☐ 集配拠点の運営に関する助言・指導等を行う物流専門家の派遣
- ☐ ヤマト運輸株式会社の管理する物資拠点における救援物資の一時保管
- ☐ その他（ ）

2 使用した車両数： 台、動員人数： 人

3 物資積込場所 及び 搬入場所

4 輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

5 その他の実施内容

6 添付書類

- ☐ 従事者名簿
- ☐ 従事日及び走行距離
- ☐ 使用した車両、施設、資機材
- ☐ 協力業務の実施に要した費用の額の算定に係る資料
- ☐ その他必要な事項

⑧ 地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書

(公益社団法人 千葉県建築士事務所協会 習志野支部)

習志野市(以下、「甲」という。)と千葉県建築士事務所協会 習志野支部(以下、「乙」という。)は、習志野市において災害が発生した場合に、必要な応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市地域防災計画に基づき、甲が、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(応急対策活動)

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 甲が災害対策本部内に設置する被災建築物応急危険度判定実施本部において必要とする被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)の派遣
- (2) 甲が指定する緊急に判定の必要のある建築物の被災建築物応急危険度判定
- (3) 習志野市被災建築物応急危険度判定実施要領に定める相談窓口の設置、その他甲が必要と認める応急対策活動

(協力の要請)

第3条 甲は、乙による応急対策活動を必要とする場合は、乙に対し応急対策活動の実施について、応急対策活動の内容その他必要な事項を、書面、電話等により要請するものとする。

2 習志野市に震度5強以上の地震が発生した場合は、自動的に前条第1号に規定する派遣の要請があったものとする。

(判定士に対する補償等)

第4条 前条の規定により応急対策活動に従事した者が、活動中に死亡、負傷、又は疾病にかかった場合の対応は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

2 前項に規定するもののほか判定士に対する補償等に当たって必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(建築関係団体の連絡体制の確立)

第5条 乙は、地震災害時において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報共有)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

(連絡体制)

第7条

この協定に定める事項の確実な実施を期するため、甲及び乙のそれぞれに次のとおり連絡責任者を置くものとする。

(1) 甲においては、都市環境部建築指導課長をもって充てる。

(2) 乙においては、千葉県建築士事務所協会 習志野支部長をもって充てる。

(守秘義務)

第8条 乙は、応急対策活動等の実施に関して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間及び更新)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申出がないときは、協定の期間を1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年12月19日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号

習志野市

市長 宮本 泰介

乙 習志野市実籾2丁目12番50号

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会

習志野支部 支部長 穴倉 義昭

⑨ 地震災害発生時における応急対策活動に関する協定書

(一般社団法人 千葉県建築士会 習志野支部)

習志野市（以下、「甲」という。）と千葉県建築士会 習志野支部（以下、「乙」という。）は、習志野市において災害が発生した場合に、必要な応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市地域防災計画に基づき、甲が、乙の協力を得て応急対策活動を行うことにより、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(応急対策活動)

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

(1) 甲が災害対策本部内に設置する被災建築物応急危険度判定実施本部において必要とする被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の派遣

(2) 甲が指定する緊急に判定の必要のある建築物の被災建築物応急危険度判定

(3) 習志野市被災建築物応急危険度判定実施要領に定める相談窓口の設置、その他甲が必要と認める応急対策活動

(協力の要請)

第3条 甲は、乙による応急対策活動を必要とする場合は、乙に対し応急対策活動の実施について、応急対策活動の内容その他必要な事項を、書面、電話等により要請するものとする。

2 習志野市に震度5強以上の地震が発生した場合は、自動的に前条第1号に規定する派遣の要請があったものとする。

(判定士に対する補償等)

第4条 前条の規定により応急対策活動に従事した者が、活動中に死亡、負傷、又は疾病にかかった場合の対応は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

2 前項に規定するもののほか判定士に対する補償等に当たって必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(建築関係団体の連絡体制の確立)

第5条 乙は、地震災害時において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報共有)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定に定める事項の確実な実施を期するため、甲及び乙のそれぞれに次のとおり連絡責任者を置くものとする。

(1) 甲においては、都市環境部建築指導課長をもって充てる。

(2) 乙においては、千葉県建築士会 習志野支部長をもって充てる。

(守秘義務)

第8条 乙は、応急対策活動等の実施に関して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らし
てはならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたとき
は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間及び更新)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、
期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更
の申出がないときは、協定の期間を1年間延長するものとし、以後についても同様
とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自
1通を保有する。

平成28年12月19日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 習志野市本大久保2丁目10番25号
一般社団法人 千葉県建築士会
習志野支部 支部長 松丸 義明

⑩ 災害廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定

(習志野市資源回収協同組合)

習志野市内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の災害廃棄物の収集運搬等の協力に関し、習志野市（以下「甲」という。）と習志野市資源回収協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、災害廃棄物の円滑な収集運搬等を行うため、甲、乙間において必要な事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害発生時に住民の生活により排出される家具やたたみ等の一般廃棄物で、し尿を除くものをいう。

(協力要請)

第3条 市内において、災害が発生した場合、甲は乙に対し、災害廃棄物の収集運搬等について協力を要請することができる。

2 甲が前項の規定により災害廃棄物の収集運搬等の協力を要請するときは、災害廃棄物の収集運搬等要請書（別記第1号様式）により、乙に直接要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、事後遅滞なく乙に災害廃棄物の収集運搬等要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、必要な人員、車両等を調達し、災害廃棄物の収集運搬等に協力するものとする。なお、乙はあらかじめ甲と協議の上、習志野市入札参加資格者名簿に登録されている業者を、災害廃棄物の収集運搬等に協力させることができるものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに災害廃棄物の収集運搬等実施状況報告書（別記第2号様式）を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第6条 甲の要請により、乙が実施した災害廃棄物の収集運搬等に要する費用については、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 前項の規定により甲が支払う費用の額については、甲乙協議の上決定し習志野市

財務規則（平成３年規則第２５号）に基づき支払うものとする。

（連絡先等の通知）

第７条 甲及び乙は、災害廃棄物の収集運搬等を行うにあたり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手に通知するものとする。

（災害時の情報提供）

第８条 乙は、災害廃棄物の収集運搬等の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。（守秘義務）

第９条 乙は、災害廃棄物の収集運搬等の実施に関して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（訓練）

第１０条 業務の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

（協議）

第１１条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第１２条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の３０日前までに、甲乙いずれからも何らの申出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年１２月１日

甲 習志野市鷺沼１丁目１番１号
習志野市
市長 宮本泰介

乙 習志野市茜浜３丁目４番１０号
習志野市資源回収協同組合
代表理事 熊倉一夫

別記第 1 号様式（第 3 条第 2 項）

第 号
年 月 日

習志野市資源回収協同組合
代表理事 様

習志野市長

印

災害廃棄物の収集運搬等要請書

災害廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定第 3 条第 2 項に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況				
2. 災害廃棄物等の内容				
3. 支援業務等の内容				
4. 処理を行う災害廃棄物等の場所及び期間	場所： 年 月 日 から 年 月 日			
5. その他必要な事項				
6. 連絡責任者	所 属		職・氏名	
	T E L		F A X	
			e-mail	

第2号様式（第5条）

年 月 日

習志野市長 様

習志野市資源回収協同組合
代表理事

印

廃棄物の収集運搬等実施状況報告書

災害廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 災害廃棄物等の処理 を実施した場所				
2. 災害廃棄物等の処理 の内容				
3. 災害廃棄物等の処理 に従事した要員、車 両及び資機材等				
4. 災害廃棄物等の処理 に従事した期間	年	月	日	から 年 月 日
5. その他必要な事項				
6. 連絡責任者	担当者 職・氏名			
	T E L		F A X	
			e-mail	

⑪ 近隣ガス事業者との災害時相互支援協力協定書

(京葉瓦斯株式会社、大多喜ガス株式会社)

京葉瓦斯株式会社（以下「甲」という。）、大多喜ガス株式会社（以下「乙」という。）及び習志野市企業局（以下「丙」という。）は、地震、津波等の自然災害、事故等により、大規模なガス漏えい、供給支障等が発生した場合（以下「災害時」という。）における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙（以下「三者」という。）の供給区域における災害時に、三者が相互に協力し、二次災害発生防止及び早期復旧に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定は、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」及び房総ガス協議会の「地震、洪水等非常事態における救援措置基準」に基づく救援体制が確立されるまでの期間における対応及びこれらの要綱又は基準が適用されない場合の相互応援機能として運用するものとする。

(支援協力の要請)

第3条 三者は、必要があると認めるときは次に掲げる事項について、相互に支援協力を要請することができる。

(1) 従業員や協力会社等の支援要員の派遣

(2) 資機材の相互融通

2 三者は、支援協力の要請があったときは、自己の業務に支障のない範囲において可能な限り支援協力を行うものとする。

(要請手続)

第4条 三者は、前条第1項の規定に基づき支援協力を要請するときは、「支援協力要請書（別記様式1）」によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡窓口)

第5条 三者は、相互の連絡を適正かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡先及び担当者を定め、「連絡窓口（別記様式2）」を共有するものとする。この場合において、

この協定の有効期間において内容の変更が生じた場合は速やかに相互に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 支援協力を行った者が要した費用については、支援協力を受けた者が支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の3月前までに三者いずれからも別段の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間効力を有するものとし、以後においても同様とする。

（守秘義務及び目的外使用の禁止）

第8条 三者は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、この協定に基づき相手方から開示された一切の情報を第三者に開示又は漏えいしてはならず、この協定の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用しない。

ア 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

イ 開示を受けた際、既に公知又は公用となっていた情報

ウ 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知又は公用となった情報

エ 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

オ 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していた情報

3 本条の規定は、この協定の有効期間終了後も引き続き効力を有するものとする。

（実施義務）

第9条 三者は、この協定に基づく支援を実施する義務を負うものではなく、支援を実施しないことに関連して相手方が被った損害について、賠償の責を負わないものとする。

（協議）

第10条 三者は、この協定の履行に当たり、この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、都度三者誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三者各々記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年8月21日

千葉県市川市市川南2丁目8番8号
甲 京 葉 瓦 斯 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 羽 生 弘

千葉県茂原市茂原661
乙 大 多 喜 ガ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 緑 川 昭 夫

千葉県習志野市藤崎1丁目1番13号
丙 習 志 野 市
企 業 管 理 者 若 林 一 敏

支援協力要請書

年 月 日

殿

要請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先

災害時における支援協力協定書に基づき、下記のとおり支援協力を要請します。

記

1 支援を要する内容

（1）具体的な要請内容

[]

（2）場所（住所等）

[]

（3）注意事項

[]

以 上

別記様式 2（第 5 条） 年 月 日

連絡窓口

習志野市企業局

項 目	連絡責任部署
責任者	
電話	
緊急電話	
FAX	
E-mail	
部署名	

大多喜ガス株式会社

項 目	連絡責任部署
責任者	
電話	
緊急電話	
FAX	
E-mail	
部署名	

京葉瓦斯株式会社

項 目	連絡責任部署
責任者	
電話	
緊急電話	
FAX	
E-mail	
部署名	

⑫ 日本大学生産工学部と習志野市の地域防災力向上に関する覚書
(日本大学生産工学部)

(目的)

第1条 本覚書は、日本大学生産工学部と習志野市（以下「両者」という。）が、習志野市と日本大学生産工学部の包括的連携に関する協定書（以下「包括協定」という。）に基づき大規模災害に備えた地域防災活動等の実施について必要な事項を定めることにより、両者が連携することを目的とする。

(連携事項)

第2条 本覚書により両者が連携して実施する事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害時におけるドローンによる情報収集に関すること
- (2) 防災講座、防災訓練、その他地域防災イベントへの参画に関すること
- (3) 地域防災力向上に係る研究協力に関すること

(有効期間)

第3条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から3年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに両者のいずれからも覚書解除の申出のないときは、1年間更新するものとし、以降の期間についても同様とする。

(覚書の解除)

第4条 本覚書が解除された場合は、両者それぞれの責において原状に回復するものとする。

- 2 本覚書が解除された以後においても、両者は協力関係の維持に努めるものとする。
- 3 包括協定が解除された場合は、本覚書についても同時に解除するものとする。

(覚書の所掌)

第5条 本覚書の所掌は、以下のとおりとする。

- (1) 日本大学生産工学部 庶務課
- (2) 習志野市 総務部 危機管理課

(その他)

第6条 本覚書について疑義を生じたとき又は本覚書に定めのない事項については、前条に掲げる組織で協議し、別途定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年10月26日

千葉県習志野市泉町1丁目2番1号
日本大学生産工学部
学部長 落合 実

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

⑬ 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定書
(千葉県理容生活衛生同業組合習志野支部)

習志野市（以下「甲」という。）と千葉県理容生活衛生同業組合習志野支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する理容生活衛生関係業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時における避難者の生活衛生の向上を図るために必要な業務に関し、甲が乙に対して協力を要請するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の要請は、理容サービス業務要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務の提供）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、避難所等での理容ボランティアの実施とする。なお、必要な道具については、乙が準備するものとする。

（業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条の要請があったときは、組合内の調整を行ったうえで、業務の提供を行う組合員を決定するものとする。

2 前項の規定により決定された組合員は、可能な限り、避難所又は組合員の営業施設等において前条に定める業務の提供を行うものとする。

3 前項の業務の提供を行った組合員は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を乙に報告し、乙は理容サービス業務提供報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出のないときは、1年間更新するものとし、以降の期間についても同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に当たり疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成31年3月22日

甲 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮 本 泰 介

乙 千葉県習志野市藤崎2丁目8番22号
千葉県理容生活衛生同業組合習志野支部
支部長 小 林 豊

⑭ 災害時の情報収集等における人員及び車両等の提供に関する協定書
(株式会社ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局)

習志野市(以下「甲」という。)と株式会社ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局(以下「乙」という。)は、災害時の情報収集等における人員及び車両等の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、甲が行う情報収集等に際し、乙が有する人員及び車両等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項を提供することにより、甲に協力するものとする。

- (1) 乙の社員及び関係者による人的支援
- (2) 乙の保有する車両及び物資等
- (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申出を受け、協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、協力要請書(別紙1)により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、乙の人員ならびに車両提供の安全が確保できる場合に限り、これに応じ協力するよう努めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、協力実施報告書(別紙2)により速やかに甲に報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行に当たり知り得た相手方の事業上及び技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りでない。

(経費の負担)

第6条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

(服務)

第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取扱いは、乙の定めによるものとする。

(災害補償)

第8条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(車両保険の取扱い)

第9条 乙は、協力の実施に係る車両について乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受ける際の費用については、全て乙の負担とする。

(連絡担当者の報告)

第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次の各号に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災に関する計画等必要な情報の交換
- (2) 甲が実施する防災訓練等への参加
- (3) 乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量について、甲への情報提供
- (4) その他災害時に協力が必要な事項

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。
ただし、この期間満了の 1 月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、期間満了の日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第 13 条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 16 日

千葉県習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号
甲 習志野市
市長 宮本 泰介

千葉県船橋市浜町 2 丁目 1 番 1 号
ららぽーと三井ビルディング
乙 株式会社ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局
局長 町塚 栄介

⑮ 災害時における動物救護活動に関する協定書

(公益社団法人千葉県獣医師会 京葉地域獣医師会)

習志野市（以下「甲」という。）と公益社団法人千葉県獣医師会京葉地域獣医師会（以下「乙」という。）は、習志野市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲と乙が相互に協力して行う動物救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第１条 この協定は、習志野市地域防災計画に基づき、甲が乙と協力して実施する救護活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第２条 甲は、習志野市内において災害が発生した場合は、乙に対して救護活動の協力を要請するものとする。

(対象動物)

第３条 動物救護活動の対象とする動物（以下「対象動物」という。）は、次に掲げるものとする。

- (１) 所有者のいる犬及び猫
- (２) 甲が乙に対して救護活動の協力を依頼した犬及び猫
- (３) 前２号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、定める動物

(救護活動の内容)

第４条 乙が実施する救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (１) 対象動物の応急手当を実施すること。
- (２) 対象動物の一時保護及び管理をすること。
- (３) 対象動物に関する情報を甲に提供すること。
- (４) 対象動物の飼育及び衛生に関する指導を甲及び被災した飼い主に対して行うこと。
- (５) 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関すること。
- (６) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上定めた活動

(救護活動の実施者)

第５条 この協定に基づき救護活動を行う者は、乙に所属する会員と、会員の保有する施設に従事する者とする。ただし、京葉獣医師会会長が指名した者を、甲乙協議の上決定する場合はこの限りではない。

(救護活動の場所)

第6条 乙は、災害現場、甲が設置する避難所及び放浪動物の一時収容場所、乙に所属する支部員の保有する施設において、救護活動を実施するものとする。

2 甲は、乙が救護活動を実施するために必要となる用地、施設、設備等を可能な限り提供するものとする。

(協力要請等の手続)

第7条 甲は、乙に対する救護活動の協力を要請するときは、必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要すると認めるときは、口頭で要請し、後日文書をもって通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、災害の状況等により救護活動を実施する必要があると認めるときは、甲の要請を待たず自己の判断により救護活動を実施することができる。救護活動を実施したときは、次に掲げる事項を速やかに甲に通知するものとする。

(1) 救護活動の内容

(2) 救護活動を行う場所

(3) 救護活動を行う日時

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(救護活動の履行)

第8条 乙は、甲から救護活動の要請を受けたときは、可能な限り誠意を持って必要な活動を行うものとする。

2 甲と乙は、救護活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(経費の負担)

第9条 甲からの要請に基づき、乙が実施した救護活動に係る次に掲げる経費については、甲が負担するものとする。

(1) 災害時の動物救護活動に伴う、獣医師および獣医療専門職に相当する資格を有する者の派遣に要する経費

(2) 診察、処置、手術その他の治療に係る経費

(3) 薬剤及び薬品に係る経費

(4) 器材、飼料等に係る経費

(5) その他甲乙協議のうえ定めた経費

2 前項の経費の額は、乙から提出された活動報告書を基に甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、動物救護活動後、救護対象動物の所有者又は占有者が判明した場合は、原則、その者に負担を求めるものとする。

4 乙は、経費の負担等に際し、ボランティアの活用、寄附金の利用並びに企業、団

体及び個人による寄附品物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう務めなければならない。

- 5 乙の甲に対する経費の請求については、災害応急業務終了後、速やかに一括して請求書と災害応急業務報告書を添えて行う。ただし、災害応急業務が長期に渡る場合は、双方協議の上、災害応急業務が終了する前においても分割して請求することができる。

(活動の終了)

第10条 乙は、次に掲げる場合には、甲と協議の上、救護活動を終了することができる。

(1) 救護活動を実施することが極めて困難又は不可能であると認める場合

(2) 災害が終息したと認められる場合

(活動報告)

第11条 乙は、甲の要請に基づく救護活動を実施したときは、活動内容等を記録した活動報告書を甲に提出するものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、災害時における救護活動を実施した場合において、この協定に基づき業務に従事した獣医師および獣医療専門職に相当する資格を有する者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、「千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号）」の規定に準じた費用を補償するものとする。

(責任の負担等)

第13条 この協定に基づき甲が乙に依頼して実施した救護活動により、動物の所有者等との間で紛争（調停を含む。）が発生し、乙が損害賠償の責を負うことになった場合には、乙に故意又は重大な過失がない限り、その損失を甲乙協議の上、補填するものとする。

2 前項に規定する「その損失」とは、賠償保険等から支払われる金額がある場合には、その金額を差し引いた金額とする。

3 賠償保険の使用に関しては、事前に事故の性格やその内容を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第14条 この協定の運用に関して連絡窓口は、甲にあつては環境政策課長、乙にあつては京葉地域獣医師会長とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙

協議の上、決定するものとする。

(平常時の活動)

第16条 甲及び乙は、平時から、災害時の備えに関する啓発を行うとともに、災害発生時に円滑な活動ができるよう、情報の交換及び情報の共有を行うものとする。

(訓練への参加)

第17条 乙は、甲の要請に基づき、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(協定の期間及び更新)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに甲又は乙が相手方に対して何らかの申出をしないときは、協定更新の手続きを経ることなく、この期間は更に1年間同一の条件をもって延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(補足)

第19条 この協定に定めるもののほか、救護活動の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月21日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 千葉県習志野市新栄1丁目3番3号
公益社団法人 千葉県獣医師会
京葉地域獣医師会
会長 解良 聡

災害時における動物救護活動に関する協定書に基づく覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、習志野市（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉県獣医師会京葉地域獣医師会（以下「乙」という。）の間で締結した災害時における動物救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、経費負担等について必要事項を定めるものとする。

(経費負担の額)

第2条 協定書第9条第1項第1号の経費は、一人1日につき14,000円とする。

(訓練への参加経費)

第3条 協定書第17条の規定により乙が甲の実施する防災訓練に参加した場合、乙は原則として甲に訓練への参加に要する経費負担は求めないこととする。

(期間)

第4条 この覚書の期間は、令和2年2月21日から令和2年3月31日までとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月21日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本泰介

乙 千葉県習志野市新栄1丁目3番3号
公益社団法人 千葉県獣医師会
京葉地域獣医師会
会長 解良聡

⑯ 災害時及び感染症発生時における消毒業務に関する協定書
(千葉県ペストコントロール協会)

習志野市（以下「甲」という。）と一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、習志野市内に地震、風水害その他の災害又は感染症等の発生（以下「災害等の発生」という。）があった場合、甲からの要請を受けて速やかに消毒業務等を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生時に甲が行う消毒業務等に対し、乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 甲は、災害等の発生に際し必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動（以下「防疫活動等」という。）について、協力を要請することができる。

- （1）風水害時等における防疫活動
- （2）ネズミ・衛生害虫駆除活動
- （3）感染症発生時の消毒活動

（経費の負担等）

第3条 前条に掲げる事項に使用した資機材及び消耗品等を含む業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第4条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

（価格の決定）

第5条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、消毒作業実施時の直前における市場の適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害賠償）

第6条 乙は防疫活動等に際し、乙の責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(守秘義務)

第7条 乙は、防疫活動等を実施する場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏洩してはならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定に変更若しくは疑義のあるときは、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する3か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して、特段の意思表示がない場合、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年10月7日

甲 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 千葉市中央区中央3丁目3番1号
フジモト第一生命ビル7階
一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会
会長 矢代 秀明

様式第 1 号（第 3 条関係）

防疫活動等要請書

年 月 日

一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会
会長

習志野市長



次の施設等について、防疫活動等が必要となったため協力を要請します。

災害等の発生種別				
対象施設等	名称			
	所在地			
施設概況	棟名称		構造/階数 延床面積	
	棟名称		構造/階数 延床面積	
	棟名称		構造/階数 延床面積	
	棟名称		構造/階数 延床面積	
	棟名称		構造/階数 延床面積	
防疫活動等 要請内容				
その他				

様式第2号（第5条関係）

防疫活動等実施報告書

年 月 日

習 志 野 市 長

一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会
会長 ⑩

年 月 日付にて協力要請を受けた防疫活動等について、以下のとおり業務を完了したので報告します。

災害等の発生種別		
対象施設等	名称	
	所在地	
実施業務概要	作業実施日： 年 月 日から 年 月 日まで	
	作業対応業者名：	
	対応人員数（延べ人数）：	
	使用資機材：	
	使用薬剤等：	
	作業状況写真：	
その他		

⑰ タクシー車両による緊急輸送等に関する協定書

(一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部)

習志野市(以下「甲」という。)と一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、習志野市域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する災害が発生したとき又はそのおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)において、甲及び乙が相互に協力して要配慮者の輸送、資機材の移送等(以下「緊急輸送等」という。)を円滑に行うことにより、災害による被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(協力義務)

第2条 乙は、甲から緊急輸送等の要請を受けたときは、通常業務に優先して緊急輸送等を行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は除く。

(協力要請)

第3条 甲は、乙に対し、緊急輸送等を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、書面による要請が困難なときは、電話、FAX、メール、口頭等により要請し、その後速やかに書面を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために必要な措置を講じるものとする。

(緊急輸送等)

第4条 乙は、災害発生時等において、次の業務を行う。

- (1) 甲の職員等の輸送業務
- (2) 要配慮者(法第8条第2項第15号)の輸送業務
- (3) 災害による傷病者、帰宅困難者等の輸送業務
- (4) 災害応急対策に必要な要員及び資機材等の輸送業務
- (5) 被害状況の情報収集及び情報提供に関する業務
- (6) 乙の会員が保有する井戸の水を提供する業務
- (7) その他甲が必要と認めた業務

(情報提供)

第5条 甲及び乙は、緊急輸送等を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

2 前項の提供は、電話、FAX、メール、口頭等により行うものとする。

3 乙は、甲に対し、カメラ等により撮影した映像を提供するとともに、甲において当該動画を閲覧するために必要となるIDを発行するものとする。

4 乙は、市民等に対し、サイネージ等により災害情報、避難者誘導等の情報提供を行うものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、緊急輸送等を実施したときは、当該業務終了後、速やかに書面により甲へ報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX、メール、口頭等により報告し、その後速やかに書面を提出するものとする。

(協力体制)

第7条 乙は、緊急輸送等に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、乙が緊急輸送等に使用する車両等について、関係機関等への緊急車両等の認定手続を行うものとする。

4 乙は、毎年度、緊急輸送等に使用することのできる車両等の台数について、甲に報告するものとする。

(費用負担等)

第8条 緊急輸送等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、緊急輸送等を行った時点における適正価格を基準として、第6条の規定による報告に基づき、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(災害補償等)

第9条 緊急輸送等の実施により、乙の会員の運転手等が死傷し、又は緊急輸送等に

使用した車両等が損傷したときは、甲乙協議の上、災害補償等の内容を決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の 1 か月前までに、甲又は乙から協定解除の申出がない場合には、さらに 1 年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 11 条 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲乙がその都度協議として定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 10 月 6 日

甲 習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 船橋市本町 7 丁目 1 番 1 号
一般社団法人千葉県タクシー協会
京葉支部
支部長 武藤 厚

⑱ 災害時における電源設備等を有する車両による応援に関する協定書
(株式会社 I D O M)

習志野市(以下「甲」という。)と株式会社 I D O M(以下「乙」という。)は、甲の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、乙が甲に対し電源設備等を有する車両(以下「電源設備車」という。)を貸与すること等(以下「応援」という。)について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時に市民生活の安定を図るため、甲と乙が相互に協力し、乙による甲への応援が円滑に実行されるよう、必要な事項を定めるものとする。

(応援内容)

第2条 本協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 電力供給のため、電源設備車を貸与すること。
- (2) 避難及び収容のための施設(WOW! TOWN幕張をいう。)を提供すること。
- (3) その他甲乙協議により決定したもの。

2 応援は、第12条に規定する費用負担を除くほか、全て無償で実施するものとし、乙から甲に対し、一切費用の請求をしないものとする。

(貸与の要請)

第3条 甲から乙への電源設備車の貸与の要請は、災害時における電源設備等を有する車両の貸与要請書(別記第1号様式。以下「要請書」という。)を甲から乙に提出することにより行うものとする。ただし、要請書の作成が困難な場合は口頭により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

(電源設備等を有する車両の引渡し等)

第4条 電源設備車の引渡しは、原則として当該電源設備車の保管場所において行うものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の規定により引き渡す時に、電源設備車の使用の条件を付することができる。

(技術的支援)

第5条 甲は、乙に対し、電源設備車の操作等に係る助言及び支援を求めることができる。

(使用上の留意事項)

第6条 甲は、貸与を受けた電源設備車を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 乙が付した使用の条件を遵守し、避難所等の安全な場所で使用すること。
- (2) 原則として、習志野市内で使用する。
- (3) 故障その他の原因により電源設備車が使用できなくなったときは、乙に速やかに連絡すること。

(車両の管理)

第7条 甲は、乙から貸与された電源設備車を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取扱いは、甲と乙の協議により定める。

(電源設備等を有する車両の返却)

第8条 乙が甲に貸与した電源設備車の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(実績報告)

第9条 甲は乙に対し、災害時における電源設備等を有する車両の貸与報告書(別記第2号様式)を提出することにより実績報告を行うものとする。

(外部給電器の使用上の注意)

第10条 甲は、外部給電器(医療機器等を含む。以下同じ。)を電気自動車に接続して使用する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲又は第三者が損害を被った場合は、乙は一切責任を負わないものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、相互に報告するものとし、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 貸与時点において、電源設備車に補充されている燃料及び充電されている電力は、乙が無償で提供し、貸与期間中に生じた電源設備車に係る費用(燃料代、電気代その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。
2 貸与期間中に充電を行う場合は、原則として、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドを使用するものとする。

(賠償)

第13条 貸与期間中に、事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の責を負う者が、賠償責任を負うものとする。責めを負うべき者が不明な場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(自賠責保険等)

第14条 乙は、電源設備車の貸与に当たり、乙の負担により当該電源設備車について自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、当該保険の適用を受けるものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第16条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日

甲 千葉県習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号
株式会社 I D O M
代表取締役 羽鳥 由宇介

別 記

第 1 号様式（第 3 条）

年 月 日

会 社 名 株式会社 I D O M

代表取締役 様

習志野市長

災害時における電源設備等を有する車両の貸与要請書

災害時における電源設備等を有する車両による応援に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電源設備等を有する車両の種類・数量・ 自動車登録番号	種類 数量 自動車登録番号
引渡場所	施設名称 (使用場所)
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

第2号様式（第9条）

年 月 日

会 社 名 株式会社 I D O M
代表取締役 様

習志野市長

災害時における電源設備等を有する車両の貸与報告書

災害時における電源設備等を有する車両による応援に関する協定書第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
電源設備等を有する車両の種類・数量・ 自動車登録番号	種類 数量 自動車登録番号
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施内容	
その他	

⑭ 災害時における行政界周辺道路の啓開に関する覚書

（千葉市、茂原市、佐倉市、東金市、市原市、八千代市、四街道市、八街市、大網白里市）

千葉市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、市原市、八千代市、四街道市、八街市、大網白里市（以下「隣接１０市」という。）は、災害時における行政界周辺道路の啓開について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第１条 この覚書は、災害時における行政界周辺道路の啓開について必要な事項を定めるものとする。

（道路啓開）

第２条 道路啓開とは、地震等によって被災した負傷者を搬送し、被災者に緊急物資を届ける緊急通行車両が移動できる経路を切り啓くことをいう。

（覚書の対象となる道路）

第３条 本覚書の対象となる道路は、行政界周辺で道路区域が各市の道路管理者に分かれている道路のことをいう。

（道路啓開を行う道路管理者）

第４条 道路啓開は、既に道路管理者間で管理協定が締結されている場合を除き、上位道路規格の管理者が行う。また、道路が同規格の場合は、道路閉塞の原因を要した市の道路管理者が行うこととし、道路閉塞の原因も同程度の場合は、道路管理者間で協議して道路啓開作業者を決定する。

（道路区域への倒木や堆積したガレキ等の取り扱い）

第５条 道路啓開作業時に民有地からの倒木やガレキ等の有価物の堆積を確認した道路管理者は、発生元の市道路管理者に通報し、その対応について所有者、各市道路管理者で現地確認をした上で対応方法を決定する。

（破損した電力及び通信施設の取り扱い）

第６条 道路啓開作業にあたり、地震等による電力及び通信施設の破損があった場合は、施設が存在する市の道路管理者が施設管理者と調整を行う。

(道路啓開における費用負担)

第7条 他市の道路区域における道路啓開費用は、原則としてその区域で要した費用をそれぞれ負担することとし、面積で按分することを基本とするが、これにより難しい場合は、道路管理者間で協議して決定する。

(復旧作業)

第8条 道路啓開作業完了後の道路施設の復旧においては、それぞれの区域の道路管理者で実施することとするが、一体施工を要する舗装復旧については原則として、道路啓開した市の道路管理者が行う。

(舗装復旧作業における費用負担)

第9条 他市の道路区域における舗装復旧費用は、面積で按分するものとする。

(負担金の請求)

第10条 道路啓開及び舗装復旧作業を実施した道路管理者から負担金の請求を受けた他市道路管理者は、速やかに予算措置し支出するものとする。

(その他隣接10市協力事項)

第11条 道路啓開作業に当たり、行政界で一部他市区域での被災を発見した場合は、他市道路管理者に通報し、現地確認の上で、主に被災を受けた道路管理者が道路啓開を行うこととし、関係する地権者の対応については、各市の道路管理者が行う。

(有効期間)

第12条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から 令和5年3月31日までとするが、期間満了の1月前までにいずれの市からも覚書改定の意思表示がない時は、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義)

第13条 この覚書に定めのない事項または、疑義が生じた場合については、隣接10市または、隣接市間の協議により決定する。

隣接10市確認の証として、本書10通を作成し、それぞれ1通保有する

令和4年3月31日

千葉市長 神谷俊一

茂原市長 田中豊彦

佐倉市長 西田三十五

東金市長 鹿間睦郎

習志野市長 宮本泰介

市原市長 小出讓治

八千代市長 服部友則

四街道市長 鈴木陽介

八街市長 北村新司

大網白里市長 金坂昌典

⑳ 習志野市災害ボランティアセンター等の設置及び運営に関する協定
(社会福祉法人習志野市社会福祉協議会)

習志野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人習志野市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、甲と乙が相互に連携してボランティア活動を行う団体又は個人を支援する習志野市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）及び習志野市災害ボランティアサテライトセンター（以下「サテライトセンター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、習志野市内において地震、風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、センター及びサテライトセンター（以下「センター等」という。）の設置、運営等について定めることにより、迅速かつ効率的な被災者に対する支援活動に寄与することを目的とする。

（情報共有）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、センター等の設置、運営等に必要な情報及び被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有する。

（センター等の設置等）

第3条 乙は、災害が発生した場合に、必要があると判断したときは、センターを設置する。

2 乙は、前項の規定によりセンターを設置したときは、必要に応じ、ボランティア活動を行う団体又は個人を支援する大久保地区以東を管轄する拠点として、サテライトセンターを設置するものとする。

3 乙は、前2項の規定によりセンター等を設置したときは、速やかに甲に報告する。

4 甲は、前項の報告があったときは、乙との連絡調整に係る担当者を決定し、速やかに連携体制を整えた上で、次条の規定によるセンター等の設置場所の確保及び第5条の規定によるセンター等の運営の支援を行う。

（センター等の設置場所）

第4条 前条第1項の規定によりセンターを設置する場所は習志野市総合福祉センターと、同条第2項の規定によりサテライトセンターを設置する場所は習志野市生涯学習複合施設とする。ただし、これらの施設が被災し、センター等を設置することが困難な場合は、甲がこれらに代わるセンター等の設置場所を確保するものとする。

（センター等の運営）

第5条 センター等は、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティア団体、地域の関係機関、団体等の協力の下、運営を行うものとする。

（センター等の業務）

第6条 センター等は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握

- (3) ボランティアの募集及び受付
- (4) ボランティア活動の情報発信
- (5) センター等及びボランティア活動に関する各種相談、問合せ等への対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達、貸出、保管及び管理
- (8) ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 次に掲げる情報に係る甲の設置する習志野市災害対策本部との共有
 - ア 被災状況及び避難情報
 - イ インフラ等の復旧計画及び復旧情報
 - ウ ボランティアによる支援活動の状況
 - エ 特に支援を必要とする者の情報（共有する内容、範囲等は別に定める。）
 - オ その他ボランティア活動に必要と甲及び乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡、調整、仲介等
- (11) その他センター等の活動に必要な業務

（資機材等の調達に係る協力）

第7条 甲及び乙は、前条第7号の規定に基づくボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達について、相互に協力するものとする。

（報告）

第8条 甲は、乙にセンター等の運営状況について報告を求めることができる。

（費用負担）

第9条 センター等の設置、運営等に係る費用（以下「費用」という。）は、乙が負担する。ただし、当該センター等の設置に係る災害について災害救助法が適用される場合は、その適用の範囲で甲が負担するものとする。

2 前項ただし書の場合において、センター等の運営に係る寄附、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用の額から控除する。

（請求及び支払）

第10条 乙は、前条ただし書の規定により甲が費用を負担する場合において、その額が確定したときは、収支計算書に前条第2項の収入の額及び費用の額を証する書類を添えて甲に請求するものとする。

2 乙は、前項の規定により請求した費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

3 甲は、第1項の規定による費用の請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、当該費用を乙に支払うものとする。

4 第1項の規定の規定による費用の請求に係る書類等は、10年間保管するものとする。

（センター等の閉鎖）

第11条 乙は、災害の復旧状況を考慮し、センター等の閉鎖を決定する。

2 乙は、前項の規定によりセンター等を閉鎖したときは、速やかに甲に報告する。

(平時の協力体制)

- 第12条 甲及び乙は、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑にセンター等の設置、運営等ができるよう、平時から相互に連携した取り組みに努めるものとする。
- 2 乙は、甲が実施する合同訓練に可能な限り参加するとともに、関係団体とのネットワークの整備に努めるものとする。
- 3 甲は、乙が実施するセンター等の設置、運営等の訓練に、可能な限り協力するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第13条 センター等の運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、習志野市個人情報保護法施行条例及び習志野市個人情報保護法施行細則並びに社会福祉法人習志野市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

(協議)

- 第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

- 第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年10月26日

甲 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 千葉県習志野市秋津3丁目4番1号
社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会
会長 高橋 勝

11. 災害派遣

11-1. 災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

（1）災害の状況

（2）派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動希望区域

（2）活動内容

4 その他参考となるべき事項

11-2. 部隊撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収要請を依頼する理由
- 3 その他必要事項

11-3. 自衛隊の連絡先

部隊名（駐屯地等名）			連絡責任者		電話番号 （ ）は時間外	県防災 行政無線
			時間内 (8:00～ 17:00)	時間外		
県内	陸上自衛隊	第1空挺団 （習志野）	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-466-2141 内線 218、236（302）	632-721 632-723 632-725
		高射学校 （下志津）	警備課長	駐屯地 当直司令	043-422-0221 内線 313、314（302）	500-9631 500-9633 500-9634
		第1ヘリコプター団 （木更津）	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	0438-23-3411 内線 215（301）	633-721 633-723 633-724
		需品学校 （松戸）	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 203（302）	636-721 636-723
	海上自衛隊	教育航空集団 （下総）	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	04-7197-2321 内線 2420（2424）	635-723
		下総教育航空群 （下総）	司令部 運用幕僚	群 当直士官	04-7191-2321 内線 2213（2222）	635-721
		第21航空群 （館山）	司令部 運用幕僚A	群 当直士官	0470-22-3191 内線 213（222）	634-721 634-723
	航空自衛隊	第1補給処 （木更津）	企画課 運用班長	基地 当直幹部	0438-41-1111 内線 303（225）	638-721 638-723 638-724
県外	陸上自衛隊	第1師団司令部 （練馬）	第3部 防衛班長	1師団 司令部 当直長	03-3933-1161 内線 230、238（702）	
		東部方面航空隊 （立川）	第3科長	駐屯地 当直司令	042-524-9321 内線 203（302）	
	海上自衛隊	横須賀地方總監部 （横須賀）	防衛部 第3幕僚室 防災主任	作戦 要務室	046-822-3500 内線 2543 作戦要務室 2222	637-721 637-723

12. 医療

12-1. 災害拠点病院

種別	医療圏	医療機関名	電話番号
基幹	千葉	千葉県総合救急災害医療センター	電話番号 043-239-3333
基幹	印旛	日本医科大学千葉北総病院	電話番号 0476-99-1801 防災無線 695-721, 723, 724
基幹	香取海匝	総合病院国保旭中央病院	電話番号 0479-63-8111 防災無線 688-721, 723
基幹	安房	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	電話番号 04-7099-1105 防災無線 691-721, 723
基幹	君津	国保直営総合病院君津中央病院	電話番号 0438-36-1071 防災無線 692-721, 723, 724, 725
地域	千葉	千葉大学医学部付属病院	電話番号 043-222-7171 防災無線 500-9681, 9683, 9684
地域	千葉	国立病院機構千葉医療センター	電話番号 043-251-5311
地域	千葉	千葉市立青葉病院	電話番号 043-227-1131
地域	千葉	千葉市立海浜病院	電話番号 043-277-7711 防災無線 500-9691
地域	東葛南部	船橋市立医療センター	電話番号 047-438-3321 防災無線 693-721, 723, 724
地域	東葛南部	東京歯科大学市川総合病院	電話番号 047-322-0151 防災無線 696-721, 723
地域	東葛南部	東京ベイ・浦安市川医療センター	電話番号 047-351-3101
地域	東葛南部	順天堂大学医学部附属浦安病院	電話番号 047-353-3111 防災無線 689-721, 723
地域	東葛南部	東京女子医科大学附属八千代医療センター	電話番号 047-458-6190 防災無線 690-721, 723
地域	東葛南部	千葉県済生会習志野病院	電話番号 047-473-1281
地域	東葛北部	松戸市立総合医療センター	電話番号 047-363-2171 防災無線 685-721, 723, 724
地域	東葛北部	東京慈恵会医科大学附属柏病院	電話番号 04-7164-1111 防災無線 698-721, 723
地域	東葛北部	千葉西総合病院	電話番号 047-384-8111
地域	印旛	成田赤十字病院	電話番号 0476-22-2311 防災無線 687-721, 723
地域	印旛	東邦大学医療センター佐倉病院	電話番号 047-462-8811
地域	印旛	国際医療福祉大学 成田病院	電話番号 0476-36-5600
地域	香取海匝	千葉県立佐原病院	電話番号 0478-54-1231 防災無線 682-721, 723
地域	山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	電話番号 0475-50-1199 防災無線 681-721, 723
種別	医療圏	医療機関名	電話番号

地域	安房	安房地域医療センター	電話番号 0470-25-5111 防災無線 699-721, 723
地域	市原	千葉県循環器病センター	電話番号 0436-88-3111 防災無線 683-721, 723
地域	市原	帝京大学ちば総合医療センター	電話番号 0436-62-1211 防災無線 697-721, 724, 723
地域	市原	千葉労災病院	電話番号 0436-74-1111

※基幹：基幹災害拠点病院 5 か所

※地域：地域災害拠点病院 22 か所

12-2. 県立病院

医療機関名	所在地	電話番号等
千葉県がんセンター	千葉市中央区仁戸名町 666-2	TEL 043-264-5431 FAX 043-262-8680
千葉県総合救急災害医療センター	千葉市美浜区豊砂 6-1	TEL 043-239-3333 FAX 043-239-3366
千葉県こども病院	千葉市緑区辺田町 579-1	TEL 043-292-2111 FAX 043-292-3815
千葉県循環器病センター	市原市鶴舞 575	TEL 0436-88-3111 FAX 0436-88-3032
千葉県立佐原病院	佐原市佐原イ 2285	TEL 0478-54-1231 FAX 0478-54-4497

13. その他

13-1. 千葉県が影響を受けた主な地震

番号	西暦年月日 (日本歴年月日)	震 央		マグニ チュード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東 経 北 緯	震央地名					
1	1605. 2. 3 (慶長9年12月16日)	140. 4 34. 3 及び 134. 9 33. 0	房総沖 南海道沖 双子地震	7. 9 7. 9		山くずれが多く発生した。	房総半島東に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45ヶ村の漁村農村が押し流される。大津波は、小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1606. 11 (慶長10年)					山くずれ	津波があった。	家屋が倒壊し、死者が出る。
3	1642. 3 (寛永19年)					安房地方に津波があった。		
4	1677. 11. 4 (延宝5年10月9日)	41. 5 36. 6 又は 141. 5 37. 0	茨城県沖 盤城沖	7. 4	VI	勝浦から東浪見にかけて被害が大きく、震度6程と考えられる。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波波高は、銚子4～5m、東浪見5m、和泉浦4m、大原4m、矢差戸6m、岩船7m、御宿6mであった。	鈍小市高神で1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、由畑浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名
5	1703. 12. 31 (元禄16年11月23日)	139. 8 34. 7	房総沖	8. 2	VI	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定波高は、九十九里4～6m、御宿で8m、小湊6m、千倉5m、布良5mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440軒、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅
6	1704. 2. 29 (宝永1年)					下総地方で山くずれがあった。		
7	1707. 10. 28 (宝永4年10月4日)	135. 9 33. 2	紀伊半島沖	8. 4			安房、九十九里地方に津波があった。	
8	1782. 8. 23 (天明2年7月15日)	139. 2 35. 2	神奈川県西部	7. 3			津波があった。	
9	1801. 5. 26 (享和1年4月14日)	140. 0 35. 3	上総地方	6. 5				久留里城内で堀などの破損が多く民家も多く倒れた。

番号	西暦年月日 (日本歴年月日)	震 央		マグニ チュード	県内 最大 震度	地 震 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東 経 北 緯	震央地名					
10	1854. 12. 23 (安政1年11月4日)	137. 8 34. 1	東海道沖	8. 4	V		安房地方、銚子で津波があった。	名洗で漁船転覆し、水夫3名死亡した。
11	1855. 11. 11 (安政2年10月2日)	139. 8 35. 8	埼玉県東南 部	6. 9	VI	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴 砂がみられた。松戸から浦安にかけての 地域で震度6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。
12	1877. 5. 11 (明治10年)		チリ地震				九十九里地方に津波があった。	死傷者あり。
13	1902. 6. 23 (明治35年)	139. 6	神奈川県東 部	6. 8				安房郡で死者がでた。
14	1906. 1. 21 (明治39年)	142. 0 35. 0	房総沖			片貝で地面に小亀裂が生じた。		
15	1906. 2. 23 (明治39年)	139. 8 34. 8	安房沖	7. 3				北条や平郡で壁に小亀裂が生じた。
16	1906. 2. 24 (明治39年)	139. 8 35. 5	東京湾口	7. 7				木更津や湊で壁土や瓦の墜落などの被害があった。
17	1909. 3. 13 (明治42年)	141. 0 35. 6	銚子沖	7. 2		各洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜2戸と煙突の挫折があった。
18	1915. 11. 16 (大正4年)	140. 8 34. 3	房総南部	6. 7		干潟町万才、長南町ほか2、3ヶ所で崖 崩れがあった。		崖くずれによって負傷者5名、人家物置のこわれが あった。
19	1921. 12. 8 (大正10年)	140. 1 35. 8	龍ヶ崎付近	7. 1		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数ヶ所、千葉や成田で多少の被害 があった。
20	1922. 4. 26 (大正11年)	139. 7 35. 2	浦賀水道	6. 9	V	奈良で崖崩れ。		建物全壊8戸、破損771戸、小学校傾斜一棟。館山、 木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。
21	1923. 9. 1 (大正12年)	139. 3 35. 2	相模湾	7. 9	VI	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多発し た。上総、安房地方の丘陵地では山くず れが多発した。三芳村付近に地震断層が 生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の 推定津波波高は布良4.5m、洲崎4m、勝山2.2 m、木更津1.8mなどであった。	千葉県全体で死者1,335名、負傷者3,426名、全壊家 屋31,186戸、半壊14,919戸、消失647戸、流失71戸。 。建物の倒壊は安房、上総地方に多く流失は布良の津 波によるものである。
22	1923. 9. 2 (大正12年)	140. 4 35. 1	勝浦沖	7. 4	VI	勝浦付近では関東地震より強くゆれた。	小津波があった。洲崎で波高30cmになった。	勝浦で瓦の落下など小被害があった。

番号	西暦年月日 (日本歴年月日)	震 央		マグニ チュード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東 経 北 緯	震央地名					
23	1928. 5. 21 (昭和3年)	140. 3 35. 6	千葉付近	5. 8				江戸川河口付近で土壁の亀裂崩壊があった。
24	1950. 9. 10 (昭和25年)	140. 5 35. 3	九十九里浜	6. 5		一宮で堤防に地割れが生じた。		電線の切断など小被害があった。
25	1951. 1. 9 (昭和26年)	140. 1 35. 4	千葉県中部	6. 2				久留里で家屋に被害があった。
26	1953. 11. 26 (昭和28年)	141. 8 34. 3	房総半島沖	7. 5			銚子付近で最大波高3mを記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠崎灯台の水銀がこぼれた。
27	1956. 9. 30 (昭和31年)	140. 2 35. 5	千葉県中部	6. 5				安房郡で負傷1名、千葉県で浴場の鉄製煙突が倒壊した。
28	1960. 5. 23 (昭和35年)	73. 5w 38. 0S	チリ沖	8. 5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で153cm、布良で67cmであった。	津波による被害は死者1名(銚子)、負傷2名、半壊家屋11戸、田畑の冠水173haにおよんだ。
29	1962. 11. 14 (昭和37年)	141. 2 35. 7	千葉県沖	5. 8				銚子でショーウィンドー被害があった。
30	1973. 9. 30 (昭和48年)	140. 6 35. 6	銚子付近					犬吠崎灯台の水銀がこぼれ、一時停灯した。五井の化学工場の装置に被害が出た。
31	1987. 12. 17 (昭和62年)	140. 5 35. 4	千葉県東方沖	6. 7	V	九十九里地域、内湾埋立地、北総地域の旧河川跡地等の277箇所で液状化現象が発生し、地面が波打つ地波現象や盛土のすべり、構造物の不同沈下などが発生した。		ブロック塀の倒壊、石どうろうの倒壊で死者2名、その他負傷114名。住家被害は全壊16棟、半壊102棟、屋根瓦落下等の一部損壊71, 212棟を数えた。また山武支庁、長生支庁を中心に崖崩れが著しく、434箇所が発生した。さらに、ライフライン被害、公共施設被害、ブロック塀倒壊等も多数発生した。
32	1989. 3. 6 (平成元年)	140. 7 35. 7	千葉県北東部	6. 0	V	佐原市ほか4町で農業用水施設(地下埋設管)に破損が生じた。		佐原市ほか4市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が12棟、多古町において水道管の亀裂により断水70戸の被害がでた。

番号	西暦年月日 (日本歴年月日)	震 央		マグニ チュード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東 経 北 緯	震央地名					
33	2005. 4. 11 (平成17年)		千葉県北東部	6.1	V強			県内で家屋の一部損壊4棟の被害がでた。
34	2005. 7. 23 (平成17年)		千葉県北西部	6.0	V弱			県内で負傷者8名、家屋の一部損壊3棟の被害がでた。その他、関東近県で約6万4千台のエレベーターが停止し、78件の閉じ込めが発生した。 鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方のJR等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約7時間を要した。
35	2011. 3. 11 (平成23年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	VI弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。 市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。 水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	銚子駿潮所で押波による第1波を15時30分過ぎに観測。17時過ぎに最大潮位となる第3波2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。 九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3Km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8Kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で、23.7Km ² に達した。 この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	令和3年3月1日現在 死者22名、行方不明者2名（津波による）、負傷者268名。 建物全壊807棟、半壊10,311棟、一部損壊57,439棟、火災18件、床上浸水61棟、床下浸水455棟。 水道断水177,254戸、減水129,000戸。 下水道12,600戸で使用制限。 ガス8,631戸で停止。 電気35万3千戸で停電。 国道、県道で前面通行止め33カ所、片側通行規制12カ所。 農業施設の損壊2,257カ所ほか。 漁船転覆・乗り上げ等390隻。 石油コンビナート爆発事故（市原市）。 福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。
36	2012. 3. 14 (平成24年)		千葉県東方沖	6.1	V強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者1名、負傷者1名、家屋の一部損壊3棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が4カ所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約14,800軒以上に断水が発生した。
37	2012. 4. 29 (平成24年)		千葉県北東部	5.8	V弱			震度5弱を観測したのは、旭市のみにとどまり、県内で人的・物的被害は発生しなかった。

番号	西暦年月日 (日本歴年月日)	震 央		マグニ チュード	県内 最大 震度	地 震 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東 経 北 緯	震央地名					
38	2020. 6. 25 (令和 2 年)	141. 5 35. 5	千葉県 東北沖	6. 1	V弱			県内で負傷者 2 名。
39	2021. 10. 7 (令和 3 年)		千葉県 北西部	5. 9	V弱			県内で負傷者 14 名。 その他、市原市で水道管断裂、袖ヶ浦市の製油 所で火災等の被害があった。
40	2022. 3. 16 (令和 4 年)		福島県沖	7. 4	IV			県内で負傷者 3 名。
41	2023. 5. 11 (令和 5 年)	140. 2 35. 2	千葉県 南部	5. 2	V強			県内で負傷者 5 名。 その他、木更津市、君津市、勝浦市で住家の一 部損壊。

13-2. 千葉県が影響を受けた主な風水害

災 害 原 因	発 生 年 月 日	被 害 の 概 要						
		人的被害（人）		住 家 被 害（戸）				がけくずれ 発生件数
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	
関東地方南部の 大雨	昭和 45 年 7 月 1 日	19	31	280	262	2, 756	3, 657	17, 300
秋雨前線並びに 台風 25 号に伴う 大雨	昭和 46 年 9 月 6 日 ～9 月 7 日	56	98	441	341	5, 959	16, 109	7, 760
台風 6 号及び梅雨 前線に伴う大雨	昭和 60 年 6 月 30 ～7 月 1 日	2	21	7	36	119	1, 028	400
台風 10 号に伴う 大雨	昭和 61 年 8 月 4 日 ～8 月 5 日	—	4	7	2	1, 922	4, 194	328
熱帯低気圧による 大雨	昭和 63 年 8 月 10 日 ～8 月 11 日	2	9	1	1	18	471	439
雷を伴った 大雨	平成元年 7 月 31 日 ～8 月 1 日	4	9	16	22	1, 230	4, 282	1, 661
茂原市 竜巻災害	平成 2 年 12 月 11 日	1	73	82	161	—	—	—
台風 12 号 に伴う大雨	平成 7 年 9 月 17 日	1	3	2	9	108	519	97
台風 17 号	平成 8 年 9 月 21 日 ～9 月 22 日	6	21	8	21	2, 066	4, 738	485
台風 22 号	平成 16 年 10 月 8 日 ～10 月 10 日	2	19	—	2	274	1, 244	322
台風 23 号	平成 16 年 10 月 20 日 ～10 月 21 日	2	3	—	—	10	161	28
平成 20 年 8 月末豪雨	平成 20 年 8 月 28 日 ～8 月 30 日	—	1	—	—	156	876	2
平成 21 年 8 月 大雨・洪水・暴風	平成 21 年 8 月 31 日	—	5	—	—	35	—	—
平成 21 年 10 月 大雨・洪水	平成 21 年 10 月 8 日	—	24	1	1	4	23	—
台風 26 号	平成 25 年 10 月 15 日 ～10 月 16 日	1	21	6	9	1, 512	2, 774	—
令和元年 房総半島台風	令和元年 9 月 8 日 ～9 月 9 日	12	91	448	4, 694	8	42	6

災 害 原 因	発 年 月 日 生 日	被 害 の 概 要						
		人的被害（人）		住 家 被 害（戸）				がけくずれ 発生件数
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	
令和元年 東日本台風	令和元年 10 月 12 日	1	25	32	379	0	33	－
台風 21 号に伴う 大雨	令和元年 10 月 25 日	12	11	34	1, 890	173	542	30
台風 16 号	令和 3 年 10 月 1 日	－	3	－	－	1	－	－
台風 13 号に伴う 大雨	令和 5 年 9 月 8 日	－	5	4	203	709	1, 372	26

「習志野市地域防災計画」の作成及び修正の経過

令和元年度（令和２年２月）

習志野市地域防災計画（震災編）
〃（風水害等編）
〃（資料編）

令和４年度（令和５年２月）

習志野市地域防災計画（総則）
〃（震災編）
〃（風水害等編）
〃（大規模事故編）
〃（資料編）

令和５年度（令和６年２月）

習志野市地域防災計画（総則）
〃（震災編）
〃（風水害等編）
〃（大規模事故編）
〃（資料編）

令和６年度（令和６年１１月）

習志野市地域防災計画（資料編）

令和６年度（令和７年２月）

習志野市地域防災計画（総則）
〃（震災編）
〃（風水害等編）
〃（大規模事故編）
〃（資料編）

令和７年度（令和７年４月）

習志野市地域防災計画（総則）
〃（震災編）
〃（風水害等編）
〃（大規模事故編）
〃（資料編）